

# 第四次うるま市地域福祉計画 第4次うるま市地域福祉活動計画 (うるま市成年後見制度利用促進基本計画)



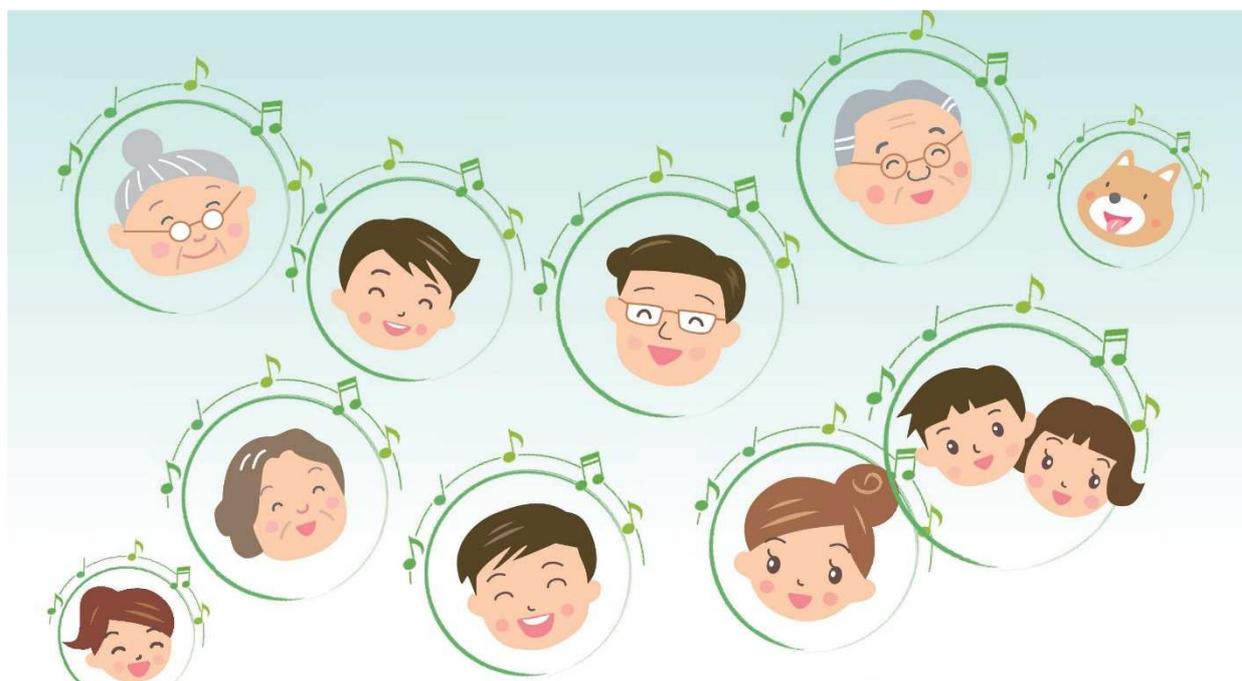
令和4年3月  
うるま市  
うるま市社会福祉協議会



## 【基本理念】

「～誰もが共に支えあう “いーやんべー “のまちづくり～」

をめざして



## はじめに



本市では、平成 19 年度に住民が互いに支え合い、誰もが健やかに安心して暮らせる居心地の良いまちづくりをめざし、『住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり』を基本理念とする「幸せのまちづくりプランうるま市地域福祉計画」を策定し、理念を引き継ぎながら、5年ごとに第二次地域福祉計画、第三次地域福祉計画と、計画を改定しながら地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間、少子高齢化による社会構造が大きく変化し、また、核家族化の進行や女性の社会進出による共働き家庭の増加により生活形態の多様化も見られています。さらに地域社会では、地域とかかわりを持たない方の増加による「地域とのつながりの希薄化」が進行し、社会的孤立が課題となっております。「孤立」は、一人暮らしの高齢者だけでなく、子育て世代でも感じている方が一定数おり、加えて、生活困窮、子どもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題も、地域福祉の課題として顕在化しています。

今回の第四次地域福祉計画は、多様性社会の中で、隣近所の困りごとを自分のこととして受け止めながら、一人ひとりが世代や分野を超えて、地域を共に創っていく『地域共生社会』の実現を目指しています。また、より一層の地域福祉推進のため、うるま市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、本市の地域福祉の理念や方向性、具体的な取り組みを共有しながら地域福祉の向上に取り組む計画書となっています。

加えて、近年日本は、高齢化の進行に伴い認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する傾向にあり、成年後見制度を必要とする方々への支援環境の整備が必要となっています。

このため、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく『**成年後見制度利用促進基本計画**』を、本計画書に包含して策定しております。

本計画の推進にあたりましては、基本理念の実現のために、引き続き皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたりご尽力を賜りましたうるま市地域福祉計画懇話会委員の皆様をはじめ、地域福祉の推進について貴重なご意見やご協力をいただきました多くの市民、関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

うるま市長 中村 正人

## ごあいさつ



急速な少子高齢化の進行に加え、核家族や単身世帯の増加、住民相互のつながりの希薄化など地域福祉を取り巻く環境の大きな変容に伴い、虐待や孤独死、ひきこもりといった課題が顕著になっています。また、生活困窮をはじめ、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーに象徴されるように様々な生活課題が複雑・多様化しています。

加えて、長期化するコロナ禍で、既存の制度やサービスのみでは対応が難しくなり、地域における新たなつながりを構築していくことが必要となっています。

このような社会的背景を踏まえ、国においては制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や関係団体、ボランティア、企業など多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を掲げ、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みが求められています。

うるま市社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現のため、行政の「第四次うるま市地域福祉計画」と一体的に「第4次うるま市地域福祉活動計画」を策定しました。

2つの計画を一体的に策定したことで、行政と目標や具体的な取り組みを共有し、それぞれの役割を担いながら、「誰もが共に支えあう“いーやんべー”のまちづくり」の基本理念のもとに、福祉教育や地域で支え合う仕組みづくり、多様な住民の課題に対応する総合相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

そのためには、行政はもとより、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、関係団体、企業等の皆様と連携・協働しながら取り組むことが重要となりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆様のご協力で心から感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人  
うるま市社会福祉協議会  
会長 榮門 忠光



## 目次

### 【第1章 地域福祉計画の見直しに当たって】

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の性格	2
4. 市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と「一体的」に策定	3
5. 計画の位置づけ	4
6. 計画の期間	8

### 【第2章 市の地域福祉に関する現況】

1. 人口	9
2. 高齢者の状況	13
3. 障がい者(児)の状況	17
4. 家庭児童相談室	18
5. 女性福祉相談等事業	19
6. 生活保護の状況	20
7. 自治会	22
8. 民生委員・児童委員	23
9. 市民意識調査の集計結果より	25

### 【第3章 第三次計画の推進状況の点検】

基本目標1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域福祉の人材育成）	47
基本目標2 人と人との「支えあう」ための地域環境づくり（地域福祉の体制づくり）	48
基本目標3 快適で安心して暮らすための地域環境づくり（福祉サービス等の充実）	50

### 【第4章 第四次計画の基本的な考え方】

1. 地域福祉推進のための地域の捉え方	53
2. 地域福祉推進の視点	56
3. 基本理念	57
4. 基本目標	58
5. 重点施策	59
6. 施策の体系	61
7. 施策の詳細	62

### 【第5章 第四次計画の取り組み】

基本目標1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域人材を確保・育成します）	67
基本目標2 人と人との「支えあう」ための地域環境づくり（地域で支えあう仕組みをつくります）	74
基本目標3 安心して暮らすための地域環境づくり（地域の包括的支援体制を整えます）	83

## 【第6章 成年後見制度利用促進基本計画】

1. 成年後見制度について	95
2. 計画の位置づけ	95
3. 市町村計画に盛り込む内容	96
4. 市の現状と課題	97
5. 計画のめざす姿と施策の方向性	102

## 【第7章 計画の推進に向けて】

1. 市と社会福祉協議会による地域福祉の一体的推進	105
2. 行政における計画推進のため体制	105
3. 計画の広報・啓発	105
4. 計画の進行管理	106

## 【資料編】

○うるま市地域福祉計画懇話会規則	107
○うるま市地域福祉計画懇話会 委員名簿	109
○うるま市地域福祉計画検討委員会に関する規定	110
○うるま市地域福祉計画検討委員会名簿	113
○策定の経緯	114

# 第1章 地域福祉計画の見直しに当たって



**【第1章 地域福祉計画の見直しに当たって】****1. 計画策定の背景と趣旨**

近年、地域社会では、隣近所のつきあいの希薄化、自治会の加入率低下、地域活動への住民参加減少など、地域とかかわりを持たない方が増加傾向にあります。また、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、アパートの増加で転入者、転出者による世帯の入れ替わりなど、社会情勢も変化しています。

地域でのつながりが希薄化する中で、社会的孤立が課題となっており、本市では市民意識調査結果等から、一人暮らし高齢者だけではなく、子育て世代でも孤立感を抱えている割合が少なくないなど、広いライフステージで孤立が見られます。加えて、生活困窮、子どもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題なども顕在化しており、このような地域生活課題が世帯の中で複雑化・複合化している状況もあります。相談や支援も一つの部署で解決できず、様々な部署や関係機関が互いに連携し合い、寄り添いながら支援していかなくてはなりません。

本市は、面積が広く、また島しょ地域もあるため、人口構成、地域資源、地域活動などにおいて地域差があり、地域生活課題にも違いが見られますが、各地域での地域生活課題を地域、行政、関係機関の連携の下、解決していくよう取り組む必要があります。

本市では、住民の地域参加や地域での支えあい、またそれを支援する体制づくりについて、これまで「うるま市地域福祉計画」を策定し、「住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり」を基本理念として様々な地域福祉の取り組みを進めてきました。第三次計画においては、地域支援や支えあいの仕組みづくりのほか、相談機能の充実、生活困窮世帯への自立支援、子どもの貧困対策、などを掲げ取り組んできましたが、SDGs(持続可能な開発目標)でも目指している「誰一人取り残さない社会」づくりの視点で、地域福祉対策の一層の充実が必要となっています。特に、地域社会においては、性別、年齢、国籍、障がい者、要介護者、認知症高齢者、ひとり親家庭、多子世帯、など、様々な属性を持った人が共に生活しており、多様性社会の中で互いに理解し、認め合って暮らしていくことが必要です。

国では、多様性社会において、隣近所の困りごとを自分のこととして受け止めながら、世帯の困りごとをまとめて包括的に支援する「我が事・丸ごと」の支援の仕組みや、住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、一人ひとりが世代や分野を超えて、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。本市においても、このような考え方を踏まえ、地域の支えあいの更なる推進と、一人ひとりを「丸ごと」支援する取り組みを強化するため、本計画を策定しています。

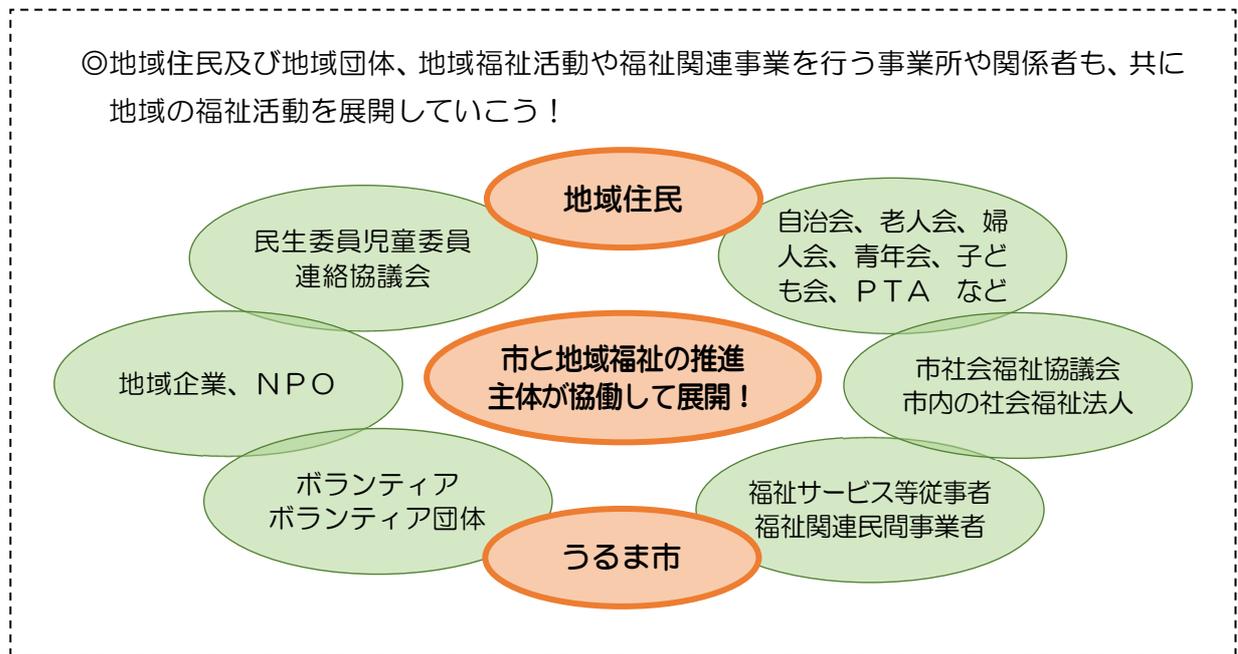
また、本計画は、第四次計画より、うるま市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定しており、地域福祉を推進する上での理念や方向性、具体的な取り組みを共有し、市と社会福祉協議会が一体となって地域福祉の向上のために取り組んでいく計画となっています。

## 2. 計画の目的

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心して暮らしていけるよう、住民一人ひとりの複雑化・複合化する地域生活課題を「我が事」と捉えながら世帯を「丸ごと」支援するために、住民等の主体的な参加促進、地域での課題解決の仕組みづくりの推進、行政と社会福祉協議会を中心とした関係機関による個別支援・地域支援を包括的・重層的に行う体制づくりの推進を行い、一人ひとりが地域で支えあいながら共に暮らしていく「地域共生社会の実現」を目指して策定しています。

## 3. 計画の性格

この計画は、地域の支えあい、地域力の向上、地域生活課題を抱える住民への支援体制など、地域福祉の推進に係る基本的な考え方及び具体的な取り組みを定めるものです。なお、地域福祉の推進主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うもの(以下「住民等」という)」であることから、住民等と行政が協働し、地域福祉活動を展開していくための道筋を示すものです。



#### 4. 市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と「一体的」に策定

本計画は、市の地域福祉推進のための指針、考え方、方向性、取り組み施策を示すものですが、実際の地域福祉活動の支援においては、うるま市社会福祉協議会が民間の地域福祉推進役として大きな役割を担っています。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は行政計画ではありませんが、社協事業や市からの委託事業など、多くの地域福祉方策を掲げ、これまでも施策を展開してきました。この度の計画策定からは、市と社協が一体となって、一層、地域福祉を推進するために、これら2つの計画を一体的に策定し、具体性と実行性のある計画として策定しています。



●地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域福祉の推進主体である住民の参画による地域活動や支えあいの充実、地域課題を解決するための体制づくり、福祉サービスの利用を円滑にするための方策などについてその方向性と施策を示す行政計画です。

●地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容や支援施策を示す計画です。

## 5. 計画の位置づけ

### (1) 国の法制度や指針・通知、県計画に基づいた計画

○本計画の策定に当たっては、社会福祉法第107条及び国の指針で定める「地域福祉推進の理念」や「基本目標」、「計画に盛り込むべき事項」を踏まえるとともに、地域の実情や特性を考慮して策定しています。

#### ■社会福祉法第107条より

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○また、国からの以下の通知等に基づいて策定しています。

#### 【地域共生社会の実現に向けた社会福祉法や関連する法制度改正】

①「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年5月)

※地域共生社会の実現に向けた改革。介護保険事業計画では生活支援体制整備事業等の実施による地域支えあいの取り組みが進められた。

②「社会福祉法の改正」(平成30年4月)

※「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として追加。  
※地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置付けられ、策定が努力義務化。

③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和3年4月)

※地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」を創設。(1. 断らない相談支援 2. 参加支援 3. 地域づくりに向けた支援)

【国からの過去の通知】

- ①「計画策定指針の在り方について」（平成14年4月1日付通知より）  
→平成29年12月12日社援1212第2号により廃止
- ②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」  
（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成19年8月10日付）
- ③「高齢者等の孤立の防止について」  
（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成22年8月13日付）
- ④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」  
（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成26年3月27日付）
- ⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」  
（社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成29年12月15日付）

【地域福祉計画に盛り込むべき事項】

※他計画に記載されている場合はその記載を以て地域福祉計画の一部とみなすことができる。

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（以下は、共通して取り組むべき事項の例）

- ア) 様々な課題を抱えるものの就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携  
（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係するものに対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- カ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

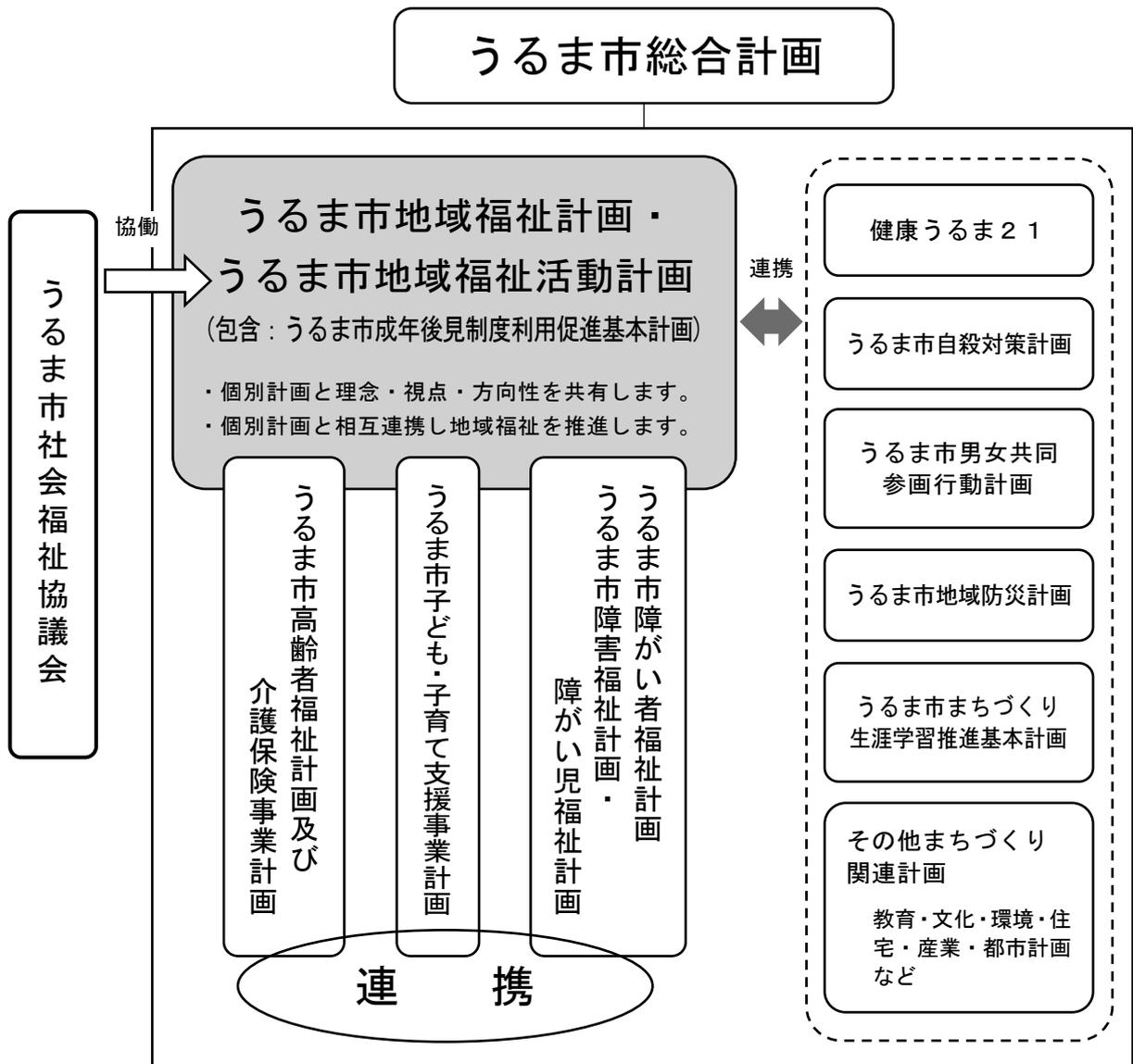
<p>セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進</p> <p>リ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>ル) 全庁的な体制整備</p>
<p><b>2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項</b></p>
<p>ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備</p> <p>イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立</p> <p>ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保</p> <p>エ) 利用者の権利擁護</p> <p>オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策</p>
<p><b>3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援</li> <li>・(例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進</li> </ul>
<p><b>4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</b></p>
<p>ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援</p> <p>イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</p> <p>ウ) 地域福祉を推進する人材の養成</p>
<p><b>5. 包括的な支援体制の整備に関する事項</b></p>
<p><b>ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</b></p> <p>ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <p>イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <p>ウ) 地域住民等に対する研修の実施</p> <p><b>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</b></p> <p>ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <p>イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <p><b>ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築</b></p> <p>ア) 支援関係機関によるチーム支援</p> <p>イ) 協働の中核を担う機能</p> <p>ウ) 支援に関する協議及び検討の場</p> <p>エ) 支援を必要とする者の早期把握</p> <p>オ) 地域住民等との連携</p>

**(2) 県計画を踏まえた策定**

○県では「沖縄県地域福祉支援計画」を令和4年3月に策定しており、基本理念に「地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を掲げるとともに、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域福祉を支える担い手づくり」、「暮らしを支える福祉基盤づくり」、「市町村における体制づくりへの支援」を基本方向として、地域支えあいの推進や福祉セーフティネットの充実、包括的な支援体制の構築に対する支援などを計画に盛り込んでいます。本計画は、県計画との整合性も図り策定しています。

**(3) 市の総合計画や関連計画との整合性**

○本計画は、市の最上位計画である「うるま市総合計画」に基づくとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられます。さらに、健康うるま21計画やその他の関連計画との整合性を保つものです。



6. 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5ヵ年とします。なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況やニーズ等に変化が見られた場合は、その動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

計 画 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
うるま市総合計画	基本構想（平成29年度～令和8年度）					
	後期基本計画（令和4年度～令和8年度）					
うるま市地域福祉計画	第四次計画（令和4年度～令和8年度）					次期計画
うるま市子ども子育て支援事業計画	（令和2年度～令和6年度）			（令和7年度～令和11年度）		
うるま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（3年を1期とする計画）	（令和2年度～令和5年度）		（令和6年度～令和8年度）			（令和9年度～）
うるま市障がい者福祉計画（6年間の計画で策定）	（令和3年度～令和5年度）		（令和6年度～令和11年度）			
うるま市障害福祉計画・障がい児福祉計画（3年を1期とする計画）	（令和3年度～令和5年度）		（令和6年度～令和8年度）			（令和9年度～）

## 第2章 市の地域福祉に関する現況



## 【第2章 市の地域福祉に関する現況】

## 1. 人口

## (1) 人口の推移

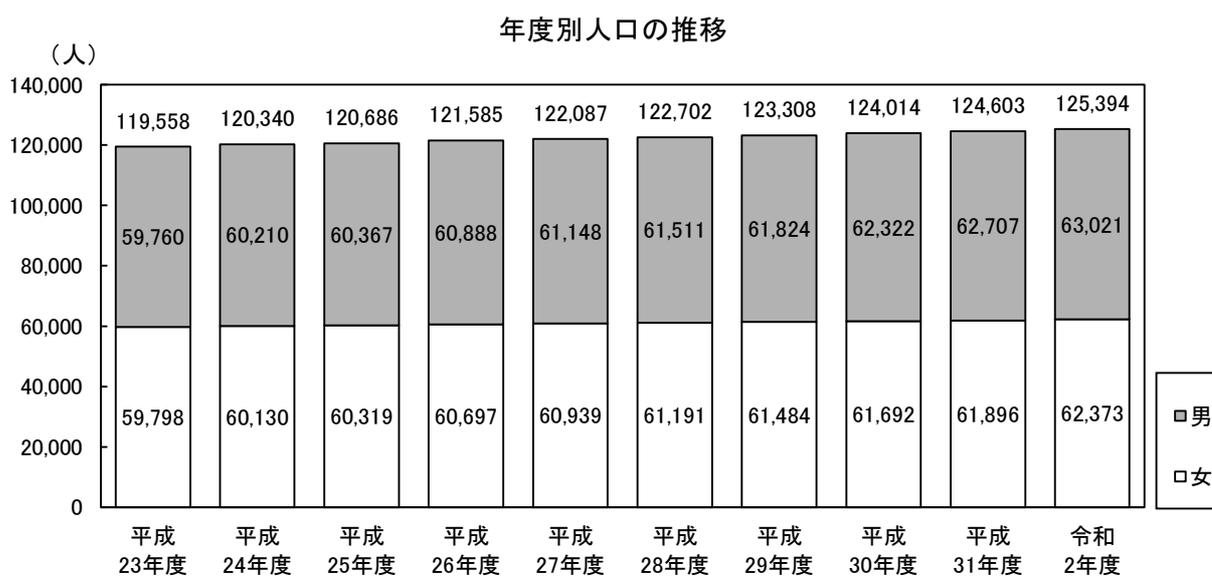
本市の総人口は、平成23年は119,558人でしたが、年々増加する傾向にあり、令和2年には125,394人と9年間で5,836人増加し、4.9%の増加率となっています。

## 年度別人口の推移

(単位：人)

区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
男	59,760	60,210	60,367	60,888	61,148	61,511	61,824	62,322	62,707	63,021
女	59,798	60,130	60,319	60,697	60,939	61,191	61,484	61,692	61,896	62,373
計	119,558	120,340	120,686	121,585	122,087	122,702	123,308	124,014	124,603	125,394

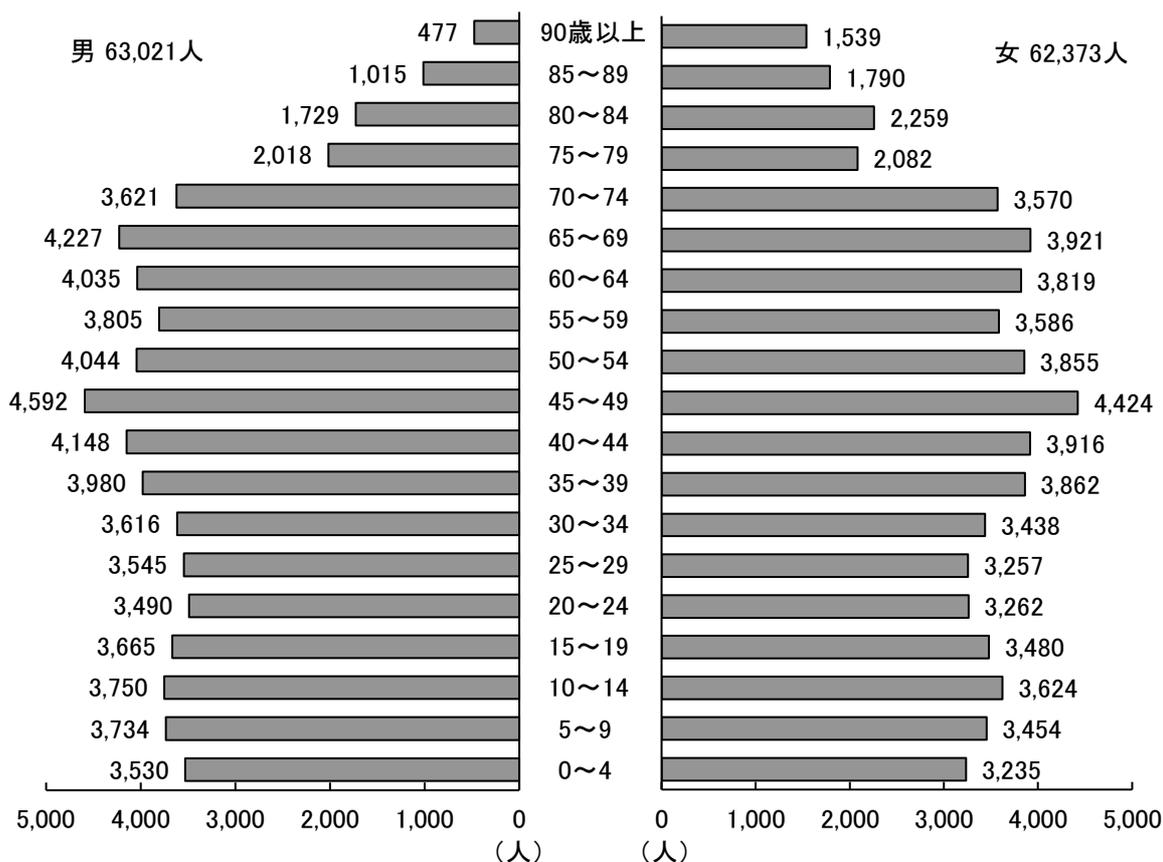
資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）



(2) 人口構成

人口構成(令和3年3月末現在)を見ると、年少人口(15歳未満)が21,327人(構成比17.0%)、生産年齢人口(15歳～64歳)が75,819人(構成比60.5%)、老年人口(65歳以上の高齢者)が28,248人(構成比22.5%)となっています。年少人口より老年人口の方が多く、高齢者が総人口の2割を占めています。

人口ピラミッド(令和3年3月末現在)



(3) 人口動態

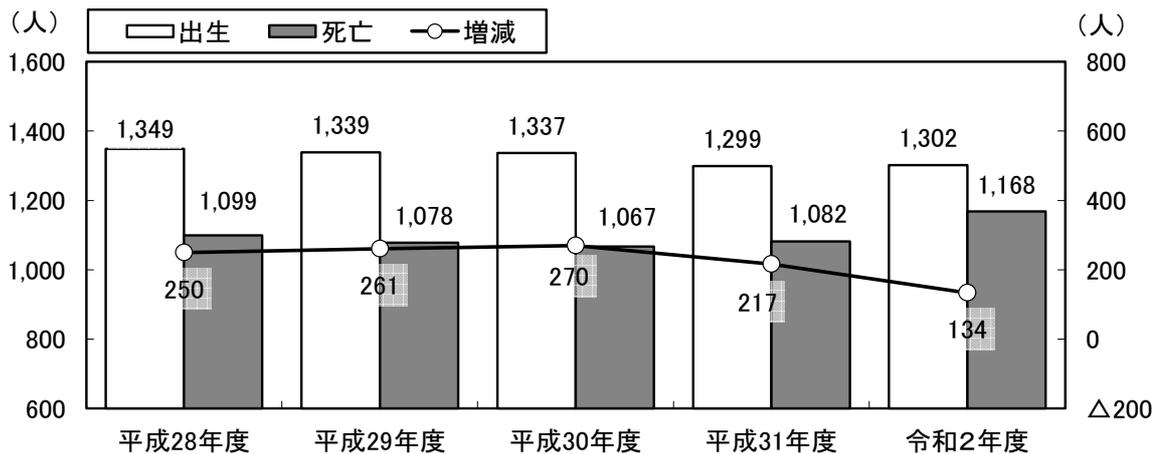
本市の人口動態を見ると、自然動態では出生数が死亡数を上回っており、令和2年度では134人増加となっています。社会動態では、転入数が転出数を上回っており、令和2年度では657人と過去4年間と比較すると大きく増加しています。

年度別人口動態

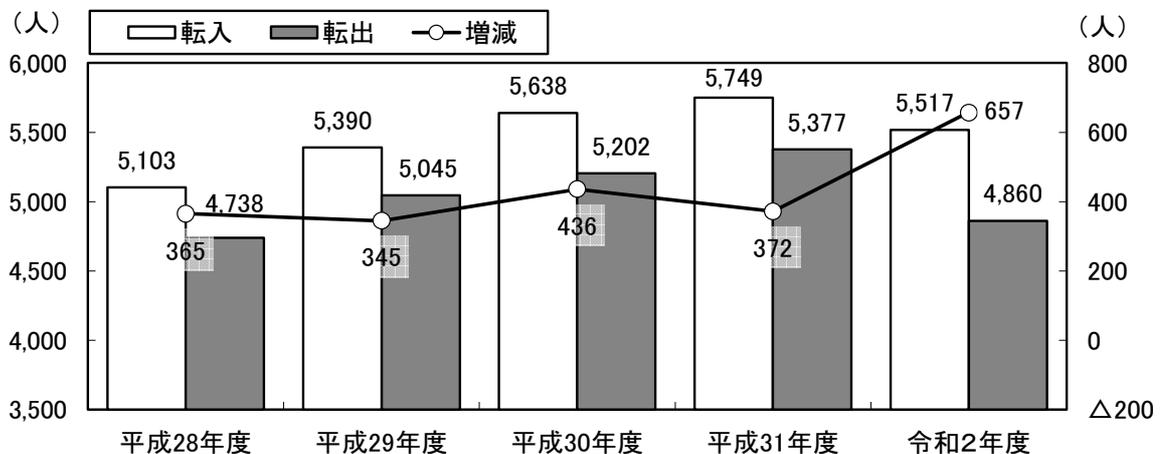
(単位：人)

年次	人口増加数			自然動態		社会動態	
	総数	自然	社会	出生	死亡	転入	転出
平成28年度	615	250	365	1,349	1,099	5,103	4,738
平成29年度	606	261	345	1,339	1,078	5,390	5,045
平成30年度	706	270	436	1,337	1,067	5,638	5,202
平成31年度	589	217	372	1,299	1,082	5,749	5,377
令和2年度	791	134	657	1,302	1,168	5,517	4,860

自然動態の推移



社会動態の推移



(4) 基幹福祉圏域別の人口

基幹福祉圏域別の人口を見ると、具志川東地区、具志川西地区が3万人を超えており、2地区で市全体の約6割を占めています。石川地区は2万人余り、勝連及び与那城地区はそれぞれ1万人余りであり、地域による人口差が大きくなっています。

基幹福祉圏域別の人口

(単位：世帯・人)

行政区名	世帯数	男	女	計
勝連地区	5,761	6,913	6,184	13,097
与那城地区	5,158	5,996	5,522	11,518
具志川東地区	16,321	19,179	19,371	38,550
具志川西地区	16,356	18,926	19,287	38,213
石川地区	11,151	12,007	12,009	24,016
合計	54,747	63,021	62,373	125,394

資料：住民基本台帳行政区別人口及び世帯数（令和3年3月末現在）

※基幹福祉圏域の区分については「第4章 1. 地域福祉推進のための地域の捉え方」を参照

## 2. 高齢者の状況

### (1) 高齢化の現状

本市の令和3年3月31日現在の高齢化率は22.5%で、緩やかに上昇する傾向となっています。また、高齢者単身世帯・高齢者世帯の増加も見られることから、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、自治会等と連携を取り、安否確認を行うなどの見守り体制の強化を進めています。

基幹福祉圏域別に見ると、与那城地区が29.6%で最も高く、次いで、勝連地区が27.5%、石川地区が23.4%、具志川東地区が21.3%、具志川西地区が19.5%となっています。また、高齢者の独居率は、各圏域とも30%前後を占めています。

### 高齢化の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
総人口（人）	122,702	123,076	123,792	124,386	125,394
高齢者人口（人）	25,107	25,928	26,863	27,574	28,248
高齢化率（%）	20.5	21.1	21.7	22.2	22.5
高齢者単身世帯（戸）	7,031	7,448	7,970	8,472	8,926
高齢者世帯（戸）	3,742	3,975	4,235	4,402	4,606

※高齢者人口＝65歳以上の人口

（各年度3月31日現在）

※高齢者世帯とは、65歳以上での者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯。

### 基幹福祉圏域別高齢者人口

基幹福祉圏域	行政区別人口	65歳以上人口	高齢化率（%）	独居高齢者数			独居率（%）
				男性	女性	合計	
勝連地区	13,097	3,601	<b>27.5%</b>	496	597	1,093	<b>30.4%</b>
与那城地区	11,518	3,404	<b>29.6%</b>	516	569	1,085	<b>31.9%</b>
具志川東地区	38,550	8,193	<b>21.3%</b>	1,077	1,545	2,622	<b>32.0%</b>
具志川西地区	38,213	7,436	<b>19.5%</b>	879	1,361	2,240	<b>30.1%</b>
石川地区	24,016	5,614	<b>23.4%</b>	769	1,117	1,886	<b>33.6%</b>
合計	125,394	28,248	<b>22.5%</b>	3,737	5,189	8,926	<b>31.6%</b>

※老人ホーム等施設入所者及び外国人登録者を含みます。

（令和3年3月31日現在）

※独居率は、65歳以上高齢者における比率です。

## 第2章 市の地域福祉に関する現況

### (2) 老人クラブ

老人クラブの加入者数は年々減少しており、平成28年度は7,425人でしたが、令和2年度には6,137人と、1,200人以上減っています。また、単位老人クラブでは休会が増えており、令和2年度は18か所で休会となっています。

各老人クラブ会員数

(単位：人)

NO	自治会名	クラブ名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
1	南風原	南風原長寿クラブ	259	304	304	218	255
2	平安名	平安名長寿クラブ	408	405	839	506	休会
3	内間	内間寿クラブ	242	休会	休会	休会	休会
4	平敷屋	平敷屋長寿クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
5	津堅	津堅長寿クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
6	浜	浜更生クラブ	51	50	96	76	62
7	比嘉	比嘉若寿会	25	25	20	20	23
	勝連地区		985	784	1,259	820	340
8	照間	照間老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
9	与那城西原	与那城西原老人クラブ	127	150	136	181	181
10	与那城	与那城老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
11	饒辺	饒辺老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
12	屋慶名	屋慶名老人クラブ	休会	休会	20	25	30
13	平安座	平安座老人クラブ	182	182	181	206	203
14	桃原	桃原老人クラブ	47	62	72	70	70
15	上原	上原老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
16	宮城	宮城老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
17	池味	池味老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
18	伊計	伊計老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
	与那城地区		356	394	409	482	484
19	具志川	具志川黄金友	338	322	174	161	258
20	田場	田場老人クラブ	452	380	377	433	382
21	赤野	赤野楽寿会	168	休会	休会	休会	休会
22	宇堅	宇堅老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
23	天願	天願老人クラブ清流会	211	230	218	211	196
24	昆布	昆布老人クラブつばき会	140	139	127	123	97
25	栄野比	栄野比老人クラブ	114	106	232	276	266
26	川崎	川崎老人若水会	195	160	155	179	173
27	西原	西原区願寿会	183	186	73	164	113
28	安慶名	安慶名若獅会	266	334	274	329	317
29	上江洲	上江洲老人クラブ福栄会	148	157	140	138	131
30	大田	大田老人クラブ	休会	休会	休会	休会	休会
31	みどり町1・2	みどり町1・2丁目むつみクラブ	104	103	107	93	35
32	みどり町3・4	みどり町3・4丁目若葉会	121	126	127	99	99
33	みどり町5・6	みどり町5・6丁目老人クラブ	179	174	161	276	69
	具志川東地区		2,619	2,417	2,165	2,482	2,136

NO	自治会名	クラブ名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
34	平良川	平良川命伸会	297	296	298	298	264
35	上平良川	上平良川なごみの会	219	210	199	187	236
36	兼箇段	兼箇段老人クラブ	98	123	113	92	87
37	米原	米原千尋会	177	184	165	122	174
38	赤道	赤道老人会	187	165	130	130	103
39	江洲	江洲豊和会	104	174	335	364	364
40	宮里	宮里ことぶき会	休会	休会	休会	休会	休会
41	喜仲	喜仲老人会	279	267	237	235	226
42	川田	川田老人クラブ	87	71	97	114	91
43	塩屋	塩屋老人会	休会	休会	休会	休会	休会
44	豊原	豊原老人クラブ長生会	144	143	223	休会	休会
45	高江洲	高江洲老人クラブ	133	120	124	117	76
46	前原	前原老人クラブ長寿会	休会	休会	休会	休会	休会
47	志林川	志林川かりゆし会	161	150	143	139	121
48	新赤道	新赤道老人クラブ	129	139	126	128	107
	具志川西地区		2,015	2,042	2,190	1,926	1,849
	具志川地区の合計		4,634	4,459	4,355	4,408	3,985
49	曙	曙区老人クラブ	120	122	133	129	130
50	南栄	南栄区老人クラブ	80	106	84	85	99
51	城北	城北区老人クラブ	82	80	77	77	74
52	中央	中央区老人クラブ	98	91	102	106	108
53	松島	松島区老人クラブ	107	104	105	107	96
54	宮前	宮前区老人クラブ	90	88	69	66	65
55	東山	東山区老人クラブ	103	105	102	99	65
56	旭	旭区老人クラブ	62	58	63	71	74
57	港	港区老人クラブ	79	76	78	69	65
58	伊波	伊波区老人クラブ	134	101	110	114	105
59	嘉手苅	嘉手苅区老人クラブ	60	61	40	40	40
60	山城	山城区老人クラブ	109	108	68	67	78
61	石川前原	前原区老人クラブ	107	111	113	112	118
62	東恩納	東恩納区老人クラブ	143	146	155	155	158
63	美原	美原区老人クラブ	76	73	67	60	53
	石川地区		1,450	1,430	1,366	1,357	1,328
	合計		7,425	7,067	7,389	7,067	6,137

※令和2年度 老人クラブ（活動：45クラブ、休会：18クラブ）

(3) 総合相談支援事業

介護保険事業(地域支援事業)では、高齢者の総合相談支援を地域包括支援センターで実施しています。より身近な地域において高齢者の生活や介護予防に関する相談を受け、各種サービスの情報提供や訪問等を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援しています。

相談内容としては、「介護相談」が最も多いほか、「医療・疾病」、「認知症相談」も多くなっています。

総合相談支援事業実績

(単位：件)

相談区分	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
介護相談	905	1,485	1,149	1,962	1,103	2,969	1,317	3,907
医療・疾病	704	1,335	948	1,964	704	2,830	673	2,931
経済的問題	196	335	226	382	233	788	191	686
生活環境(住環境除く)	644	942	833	1,432	361	824	183	384
介護予防マネジメント	33	38	102	128	434	790	440	740
介護予防事業	39	45	127	170	174	312	191	287
福祉サービス等	303	480	443	704	261	691	293	723
認知症相談	473	1,053	554	1,110	862	1,812	526	2,100
苦情	—	—	—	—	25	41	29	62
65歳未満の方の相談	—	—	—	—	88	403	58	238
見守り訪問	—	—	—	—	199	394	218	594
住環境に関すること	—	—	—	—	0	0	130	355
その他	646	991	807	1,281	517	1,357	743	2,063
合計	3,943	6,704	5,189	9,133	4,961	13,211	4,992	15,070

(4) 権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや関係機関へのつなぎを行い、高齢者の虐待防止や権利擁護を進めています。

虐待相談や権利擁護相談は、近年増加傾向にあります。

実績(虐待等に関する相談)

(単位：件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
虐待に関する相談件数(実数)	29	37	33	60	55
虐待に関する相談件数(延数)	148	246	479	1,018	1,380
虐待と認知した件数(実数)	12	14	20	32	26
権利擁護相談件数(延数)	202	241	385	333	600
市長による成年後見申立て件数	6	1	7	9	9

## 3. 障がい者(児)の状況

## (1) 身体障がい

身体障害者手帳の所持者数は、平成29年度より僅かに減少傾向であり、令和2年度では5,018人となっています。

## 身体障害者手帳の交付状況

	手帳所持者総数	手帳交付件数					年度手帳交付率
		新規	転入	再交付	更新	計	
平成28年度	5,619	322	60	204		586	10.43%
平成29年度	5,129	292	48	247		587	11.44%
平成30年度	5,100	245	64	221		530	10.39%
平成31年度	5,074	260	39	161		460	9.07%
令和2年度	5,018	216	35	179		430	8.57%

## (2) 知的障がい

療育手帳の所持者数は、令和2年度で1,395人となっています。障害の程度については、中度・軽度にあたる「B判定」が多く、手帳所持者の7割を占めています。

## 療育手帳の交付状況

		18歳未満			18歳以上			合計
		男	女	計	男	女	計	
最重度	A1	11	13	24	52	38	90	114
重度	A2	36	16	52	143	108	251	303
中度	B1	52	26	78	178	103	281	359
軽度	B2	176	75	251	234	134	368	619
合計		275	130	405	607	383	990	1,395
療育手帳 新規交付 件数	平成28年度	35	18	53	7	4	11	64
	平成29年度	42	16	58	8	4	12	70
	平成30年度	29	20	49	7	3	10	59
	平成31年度	33	19	52	2	4	6	58
	令和2年度	37	13	50	6	4	10	60

## (3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年度で2,200人となっています。障害の程度については、中程度にあたる「2級」が最も多いです。

## 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

	1級			2級			3級			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成28年度	304	318	622	532	524	1,056	125	120	245	961	962	1,923
平成29年度	306	329	635	537	543	1,080	141	129	270	984	1,001	1,985
平成30年度	313	330	643	570	595	1,165	145	129	274	1,028	1,054	2,082
平成31年度	329	335	664	594	644	1,238	162	147	309	1,085	1,126	2,211
令和2年度	309	326	635	592	644	1,236	163	166	329	1,064	1,136	2,200

#### 4. 家庭児童相談室

家庭児童相談室では、家庭児童相談員を配置し、0歳から18歳未満の児童について、日頃悩んでいる育児や教育に関する問題、その他児童のあらゆる事柄の相談を受付けています。相談件数を見ると、養護相談が圧倒的に多くなっています。児童虐待に関する相談は令和2年度で98件あり前年より減少していますが、平成30年度以前と比べて多い状況にあります。

##### (1) 家庭児童相談室 新規相談受付処理状況実数

家庭児童相談室新規相談受付処理状況実数

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
養護相談	児童虐待	5	36	78	148	98
	その他	46	176	193	178	228
保健		2	5	6	7	4
障害		7	13	6	9	9
非行		4	6	19	8	8
育成		59	69	62	61	44
その他		192	98	90	34	140
計		315	403	454	445	531

##### (2) 新規相談受付経路

新規相談受付経路

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
児童相談所・県	18	28	26	109	53
市町村	82	60	83	113	121
保育所・児童福祉施設	12	7	7	21	19
医療機関	7	4	16	8	10
警察	0	11	12	15	17
保健所	0	0	2	1	1
幼稚園	7	7	4	9	5
学校	43	50	66	38	72
教育委員会等	0	2	1	5	2
児童委員	1	1	0	1	1
家族・親族	100	97	77	77	116
近隣・知人	9	20	16	14	18
児童本人	1	3	2	2	3
その他	35	113	142	32	93
合計	315	403	454	445	531

5. 女性福祉相談等事業

家庭、経済、夫婦関係、離婚、家庭内暴力及びドメスティック・バイオレンス(DV)などの女性に関する各種相談に応じ、問題解決のお手伝いをするため、女性相談員を配置し、相談対応を行っています。相談件数は増加傾向にあり、令和2年度では電話相談が急増しています。

相談内容を見ると、「離婚問題」や「夫等からの暴力」が非常に多くなっています。

(1) 相談受付状況

相談受付状況

	来所相談	出張相談	電話相談	その他	合計
平成30年度	173	5	25	34	237
平成31年度	183	1	36	48	268
令和2年度	121	7	103	74	305

(各年度末現在)

(2) 相談状況

来所相談者の主訴別状況

項目	人間関係																	
	夫等				子ども			親族			交際相手			その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他
	夫等からの暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力	その他					
平成30年度	44	0	56	27	0	0	6	5	3	7	3	0	0	0	3	2	1	3
平成31年度	45	0	72	26	3	0	4	7	1	6	3	0	2	0	1	1	0	2
令和2年度	31	0	47	22	0	0	7	3	0	4	0	0	0	1	2	0	0	1

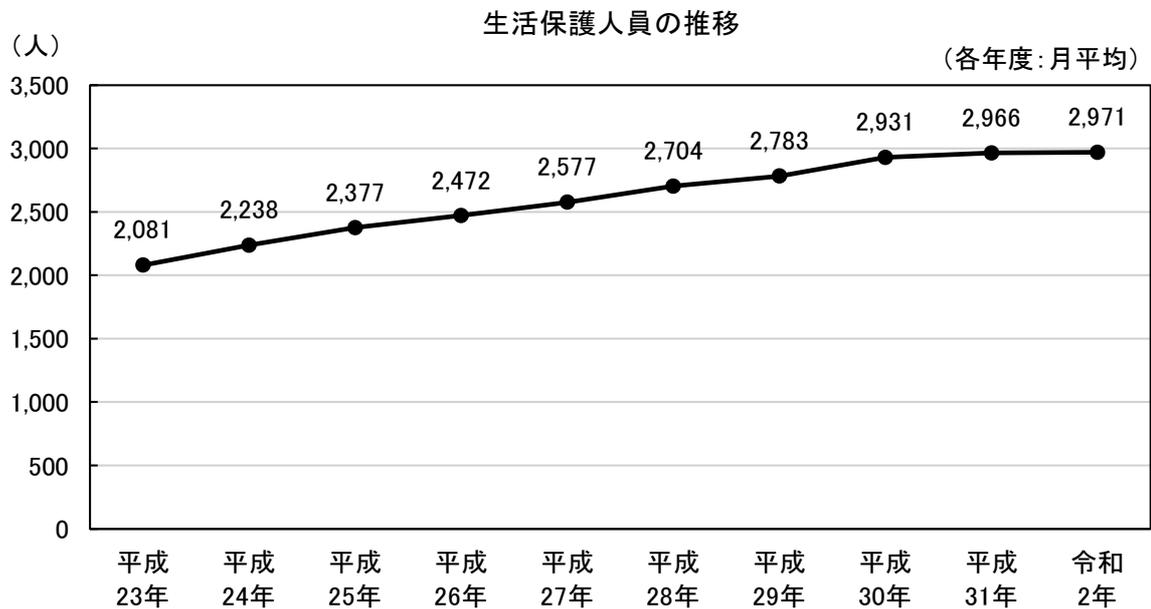
項目	経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
平成30年度	5	0	0	2	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	173
平成31年度	2	0	0	0	0	1	2	0	4	1	0	0	0	0	0	183
令和2年度	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	121

6. 生活保護の状況

(1) 生活保護の受給状況

本市の生活保護の受給状況を見ると、令和2年度には、年平均推移で被保護人員2,971人、保護率23.75%となっています。また、令和2年度の保護開始は320世帯であり、主な理由には、傷病に起因するものが110世帯で34.4%を占めています。

令和3年3月末の世帯類型は、被保護世帯2,443世帯のうち高齢者世帯が1,482世帯(60.7%)、母子世帯75世帯(3.1%)、傷病障害者世帯742世帯(30.4%)、その他144世帯(5.9%)となっており、さらに、全体の86.3%が単身世帯となっています。



管内行政区別保護率

行政区名	令和3年3月分				保護率 (%)	令和2年 3月分	平成31年 3月分
	世帯数	人員	被保護者			保護率 (%)	保護率 (%)
			世帯数	人員			
勝連地区	5,761	13,097	345	418	31.92	31.19	31.08
与那城地区	5,158	11,518	254	314	27.26	27.32	27.80
具志川東地区	16,321	38,550	695	873	22.65	22.85	22.78
具志川西地区	16,356	38,213	658	804	21.04	20.95	20.89
石川地区	11,151	24,016	433	520	21.65	21.39	21.88
救護園	0	0	9	9	—	—	—
施設	0	0	45	45	—	—	—
その他	0	0	13	13	—	—	—
合計	54,747	125,394	2,452	2,996	23.89	23.81	24.15

※世帯数、人員については令和3年3月末日

**(2) 生活困窮者自立支援事業の実施状況**

生活困窮者の自立支援のため、本市では、「うるま市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター」を設置し、自立相談支援事業を実施しています。相談支援員が生活での困りごとや不安を抱えた方の相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランの作成、必要なサービスや制度利用へのつなぎ、関係機関への同行、また、必要に応じてアウトリーチで相談に応じるなど、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。

令和2年度の自立相談支援事業の新規相談件数は1,464件で、うち支援プラン作成件数は157件、就労支援対象者は137件となっています。

## 7. 自治会

自治会の加入状況を見ると、令和2年10月末の全世帯数54,326世帯のうち、加入世帯数は24,850世帯であり、加入率45.74%となっています。加入率は年々減少しています。また、基幹福祉圏域別に見ると、勝連地区(56.77%)、与那城地区(55.85%)、具志川東地区(50.3%)で5割を超えていますが、全体の加入率より低い圏域もあります。

### 自治会加入状況（各年10月末現在）

自治会名	全世帯数				加入世帯数				加入率			
	H29	H30	H31	R2	H29	H30	H31	R2	H29	H30	H31	R2
勝連地区	5,539	5,594	5,647	5,734	3,196	3,241	3,243	3,255	57.70	57.94	57.43	56.77
与那城地区	4,935	4,967	5,052	5,166	2,955	3,004	2,823	2,885	59.88	60.48	55.88	55.85
具志川東地区	15,132	15,448	15,855	16,187	9,059	9,095	7,702	8,142	59.87	58.87	48.58	50.30
具志川西地区	14,873	15,429	15,885	16,195	6,530	6,588	6,376	6,218	43.91	42.70	40.14	38.39
石川地区	10,641	10,738	10,902	11,044	4,563	4,469	4,521	4,350	42.88	41.62	41.47	39.39
合計	51,120	52,176	53,341	54,326	26,303	26,397	24,665	24,850	51.45	50.59	46.24	45.74

地域の自治会に対して、「地域福祉に関するアンケート」を行ったところ、以下のような声が把握されました。

#### 自治会において今後必要と思うこと

- ・定期的に訪問を行う（支援、見守りが必要な世帯の把握）
- ・若い世代と高齢者との交流を増やす
- ・地域とのつながりを持てるようにする
- ・自治会に気軽に参加できるような環境づくり
- ・互いの支えあい、助け合いが必要。地域と行政が一緒になって取り組む
- ・趣味の活動ができる環境づくり
- ・相談しやすい環境づくりが必要
- ・ボランティア活動の継続・活性化
- ・体力維持、健康予防のための活動

#### 行政において今後必要と思うこと

- ・定期的に自治会への訪問を行う（アドバイス等を行ってほしい）
- ・個人情報保護法でなかなか情報共有が難しいが、自治会と行政が情報交換し、共有、連携すること
- ・市民への福祉、医療、生活援助、就業支援などの情報を発信する
- ・自治会加入率の増加
- ・市民からの相談を解決してくれる地域での福祉窓口の強化
- ・市役所窓口の対応改善（たらい回し、わかりやすい対応、手続きの簡素化）

#### 社協において今後必要と思うこと

- ・支援、見守りが必要な世帯の情報提供・共有
- ・行政と連携（情報共有、地域課題の共有による施策展開）
- ・ミニデイ、サロン等の事業の充実

## 8. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のため、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に寄り添って相談に応じるほか、行政機関や社会福祉協議会、自治会等とも連携し、必要な支援や援助活動、各種サービス(制度)への繋ぎなどを担い地域で活動しています。

民生委員・児童委員は地域によって欠員があり、定数の確保が課題となっています。

活動状況を見ると、「日常的な支援」が圧倒的に多いほか、「子どもの教育・学校生活」や「子どもの地域生活」の相談・支援件数も多い状況にあります。

### (1) 民生委員・児童委員数

#### 民生委員・児童委員の地域別内訳

項目	勝連 民児協	与那城 民児協	具志川東 民児協	具志川西 民児協	石川 民児協	合計
委員数	19	23	35	35	34	146
定数 (充足率)	25 (76%)	25 (92%)	45 (78%)	44 (80%)	37 (92%)	176 (83%)

(令和3年3月31日現在)

### (2) 民生委員・児童委員の活動状況

#### 民生委員・児童委員の活動状況

項目		民生委員・ 児童委員	(再掲) 主任児童委員
内容別 相談・ 支援 件数	在宅福祉	155	1
	介護保険	75	0
	健康・保健医療	278	2
	子育て・母子保健	209	1
	子どもの地域生活	481	2
	子どもの教育・学校生活	295	88
	生活費	112	1
	年金・保険	28	0
	仕事	82	0
	家族関係	163	1
	住居	70	0
	生活環境	211	0
	日常的な支援	1,374	2
	その他	878	2
計	4,411	100	

(令和2年度分活動報告より)

## 第2章 市の地域福祉に関する現況

地域の民生委員・児童委員に対して、「地域福祉に関するアンケート」を行ったところ、以下のような声が把握されました。

### 地域活動の中で困っていること

- ・個人情報保護法等により訪問が難しく、子どもの貧困の実態、現状の把握が困難
- ・行政側との情報共有
- ・問題を抱えている世帯の情報をもらえたらピンポイントで訪問できると思う
- ・高齢者の実態は確認しやすいが、子ども等の情報が確認しにくい
- ・学校とあまり連携できていないので、情報が得られない
- ・若い世代の人が民生委員の訪問に応じてくれない
- ・コロナ禍で訪問等ができず、現状の把握ができない。電話連絡も難しかった
- ・コロナ禍の中で児童と触れ合う機会が少なく、活動の機会が少ない
- ・地域活動が少なく、交流がない
- ・アパートや自治会に加入していない世帯の実態把握が難しい

### 行政において今後必要なこと

- ・民生委員・児童委員との連携とともに関係機関との連携
- ・活動に必要な情報の開示（支援が必要な方など）
- ・自治会、社協などと情報共有、連絡
- ・自治会加入支援の強化
- ・何かあった時に、連携しすぐ対応ができるような体制づくりが必要

### 社協において今後必要なこと

- ・自治会、社協、民生委員・児童委員などと情報共有、連絡
- ・コミュニティソーシャルワーカーを増やしてほしい
- ・地域との交流
- ・地域の実情を把握すること
- ・自治会加入支援の強化
- ・地域の福祉サービスの情報発信

### 地域(自治会)において今後必要なこと

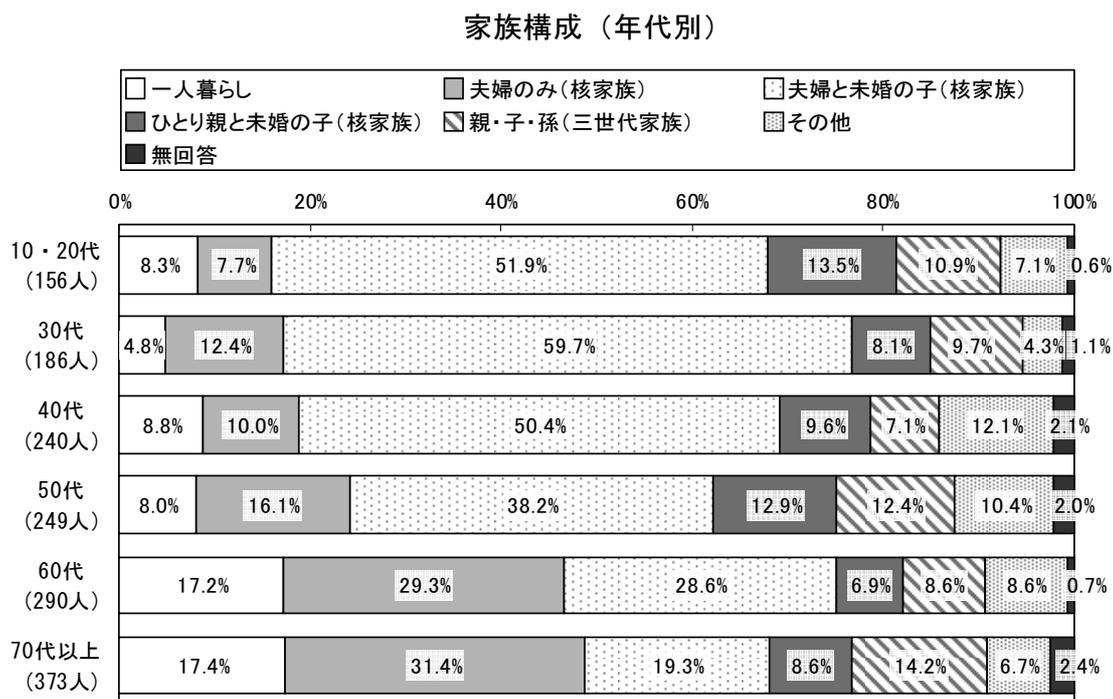
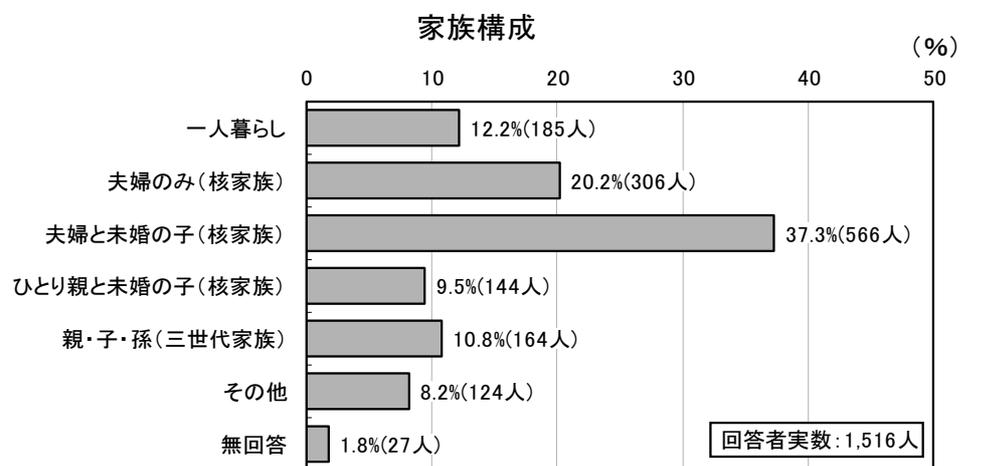
- ・住民の実態把握
- ・相談しやすい環境づくり
- ・民生委員・児童委員、自治会、関係機関で情報共有
- ・定期的な情報交換会の開催
- ・公民館に行きやすい雰囲気づくり
- ・自治会加入促進
- ・見守り活動の実践（身近な地域での見守り隊結成など）

9. 市民意識調査の集計結果より

◎回収状況 発送数：4,000件 回収数：1,516件 回収率：37.9%（郵送による配布・回収）

(1) 家族構成

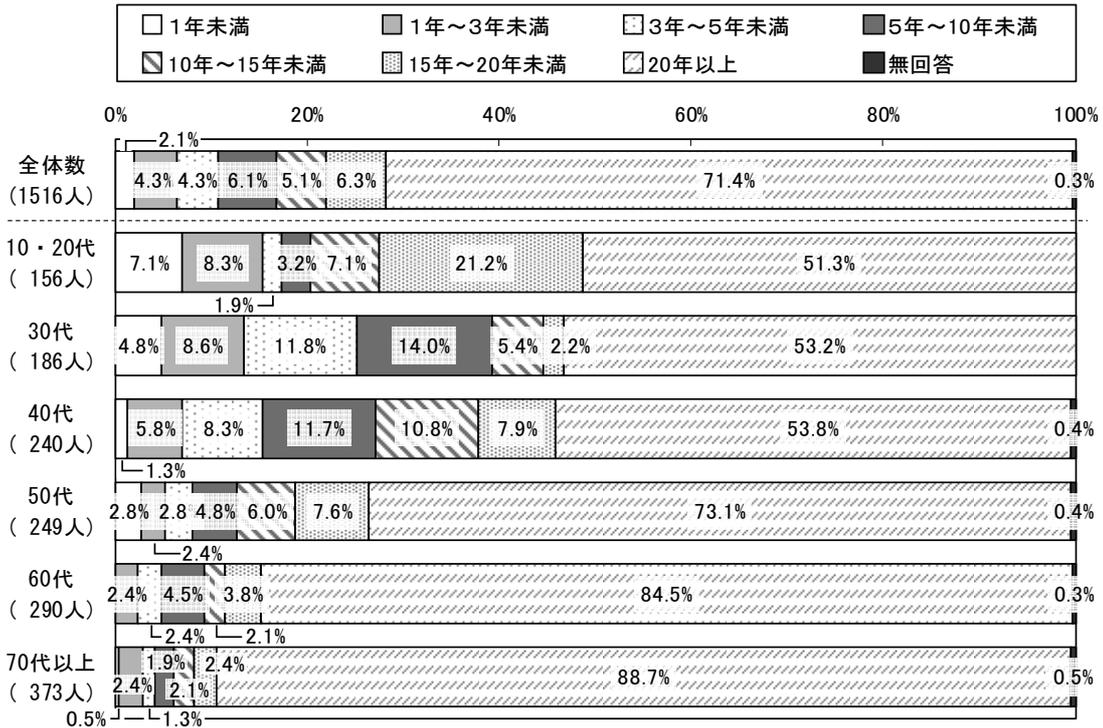
- ・家族構成は、「夫婦と未婚の子」が37.3%で最も多いです。年代別にみると、10・20代～40代が多く半数以上あり、特に30代は59.7%あります。次いで「夫婦のみ(核家族)」が20.2%多いです。「親、子、孫(三世帯世帯)」は10.8%となっています。
- ・「ひとり暮らし」は、50代までは10%未満ですが、60代では17.2%、70代以上では17.4%と増えていきます。
- ・「夫婦のみ世帯」は、10・20代のみが10%以下ですが、60代では29.3%、70代以上では31.4%と高くなります。



(2) 居住年数

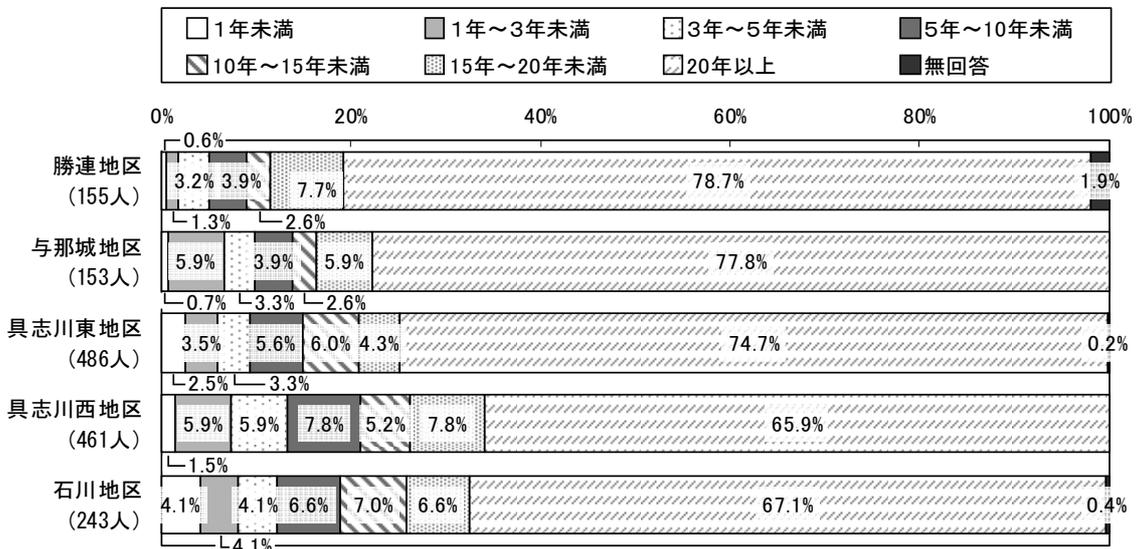
- ・市内への居住年数は、「20年以上」が71.4%で、回答者の大半を占めています。
- ・82.8%は10年以上住んでいます。
- ・「20年以上」は年代が上がるとともに高くなる傾向にあります。40代までは50%程度ですが、50代では73.1%、60代以上では80%を超えています。
- ・一方で、「1年未満」「1～3年未満」は年代が高いほど割合は低くなります。

居住年数（全体・年代別）



- ・地域別にみると、「20年以上」は、勝連地区が78.7%で最も高いほか、与那城、具志川東地区でも75%前後あり、他地区より高くなっています。具志川西、石川地区は65%程度です。

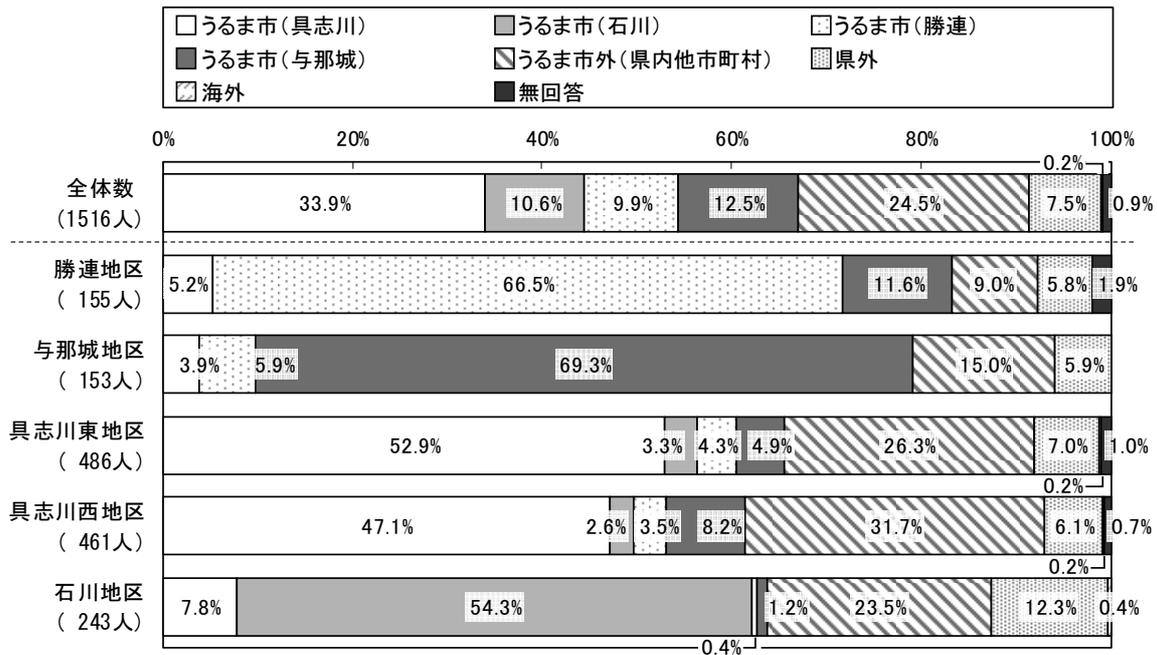
居住年数（地域別）



(3) 出身地

- ・ 出身地では、市内出身者が 66.9%を占めています。
- ・ また、「うるま市以外(県内他市町村)」の 24.5%と、「県外」の 7.5%、「海外」の 0.2%を合わせると市外出身者が 32.2%を占めています。

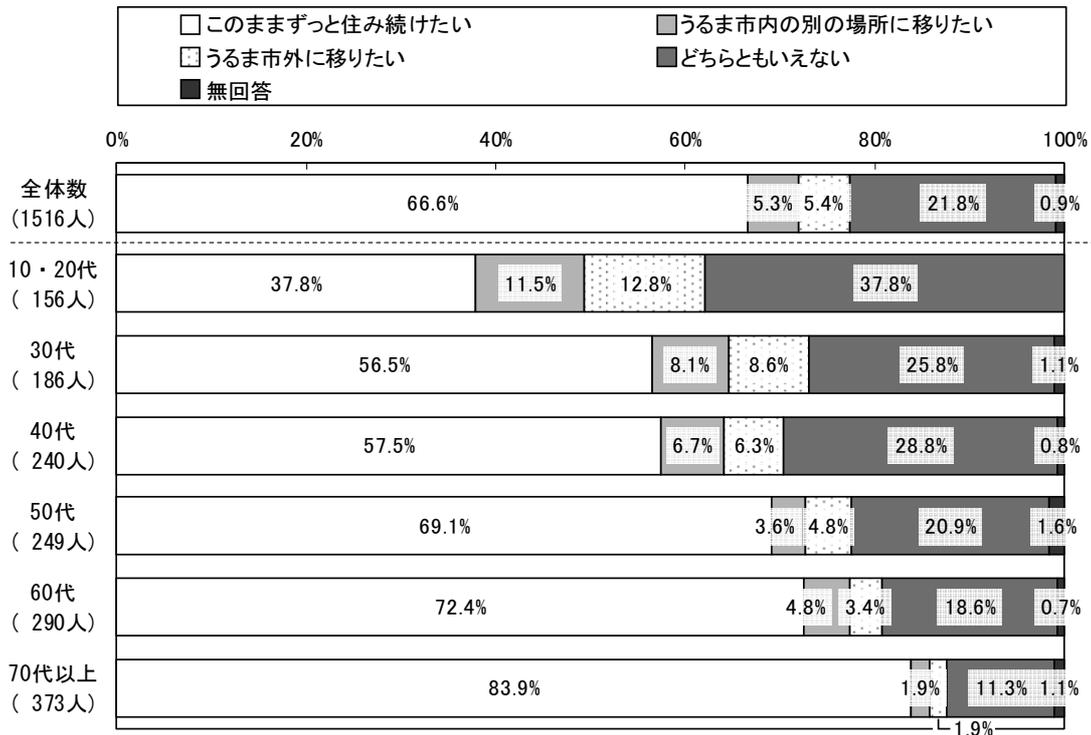
出身地（全体・地域別）



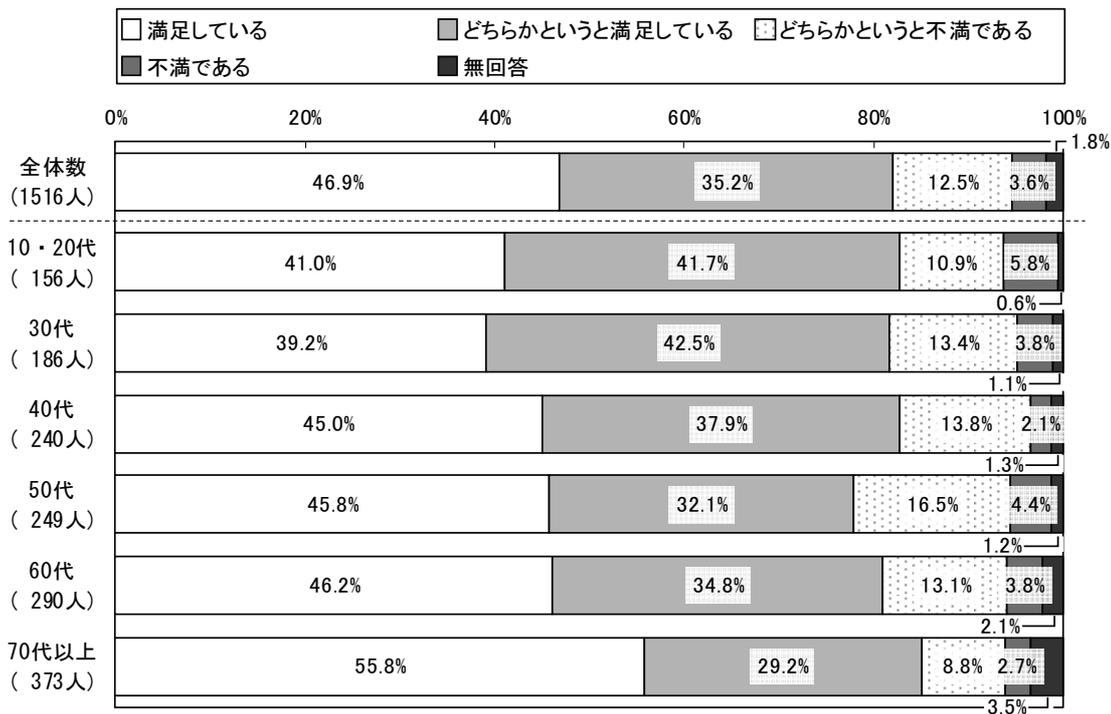
(4) 今後の居留意向、現在住んでいる地域の満足度

- ・市内での今後の居留意向を尋ねると、「このままずっと住みたい」が 66.6%で最も高く、年代が上がるにつれ、回答割合も高くなっています。10・20代では 37.8%、30代・40代では 50%台後半、50代では 69.1%、60代以上は 70%を超えています。
- ・「市外に移りたい」は 5.4%あります。
- ・現在住んでいる地域の満足度では、「満足している」が 46.9%、「どちらかという満足している」が 35.2%あり、これらを合わせると「満足」という回答は 82.1%となります。

今後の居留意向（全体・年代別）



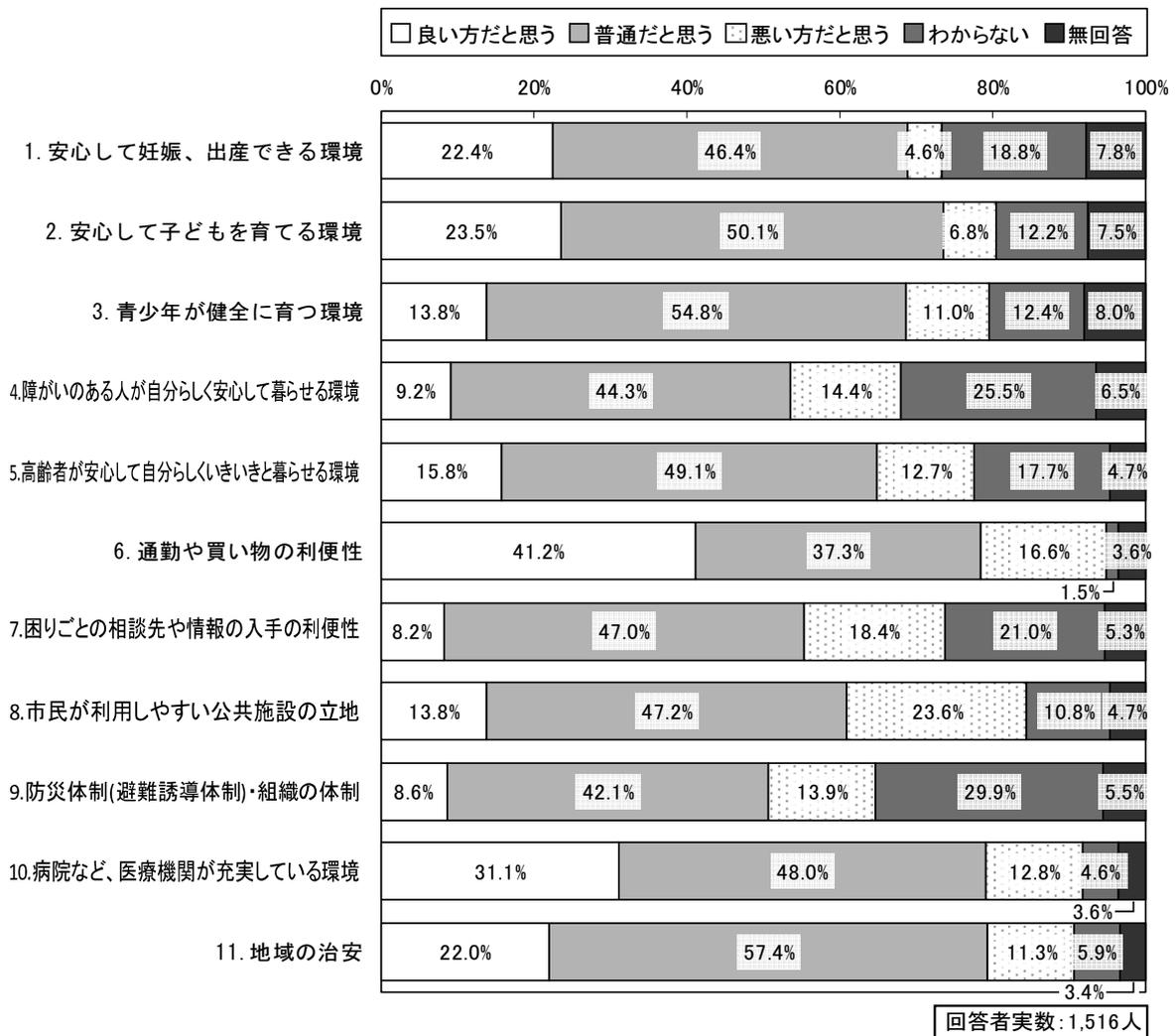
現在住んでいる地域の満足度（全体・年代別）



(5) うるま市の地域環境

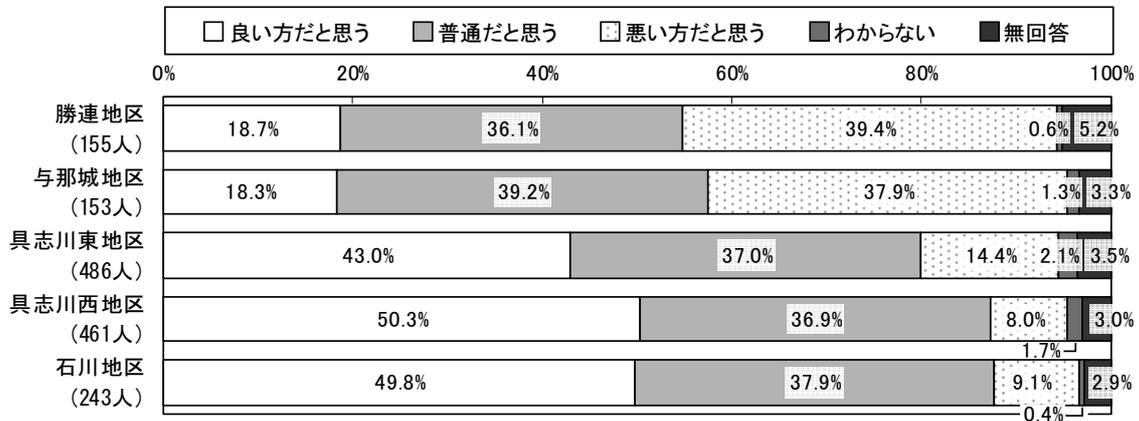
- ・地域環境について、「良い方だと思う」が最も高いのは、「通勤や買い物の利便性」の41.2%であり、次いで「病院など、医療機関が充実している環境」の31.1%となっています。また、「良い方だと思う」の回答割合が低いのは「困りごとの相談先や情報の入手の利便性」の8.2%、「防災体制(避難誘導体制)・組織の体制」の8.6%、「障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境」の9.2%です。
- ・「悪い方だと思う」で最も高いのは、「市民が利用しやすい公共施設の立地」の23.6%であり、次に「困りごとの相談先や情報入手の利便性」の18.4%、「通勤や買い物の利便性」の16.6%の順となっています。

うるま市の地域環境について



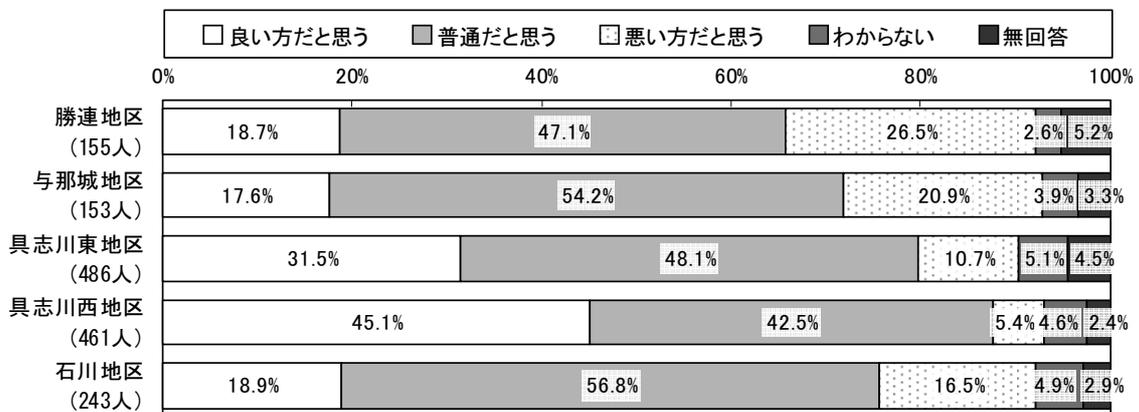
- ・「6. 通勤や買い物の利便性」を地域別にみると、「良い方だと思う」は具志川西地区(50.3%)、石川地区(49.8%)、具志川東地区(43.0%)で高くなっていますが、勝連地区(18.7%)、与那城地区(18.3%)では低く、地域差が大きいです。

「6. 通勤や買い物の利便性」(地域別)



- ・「10. 病院など、医療機関が充実している環境」を地域別にみると、「良い方だと思う」は具志川西地区(45.1%)や具志川東地区(31.5%)は高くなっていますが、勝連地区(18.7%)、与那城地区(17.6%)、石川地区(18.9%)ではやや低く、地域差が見られます。

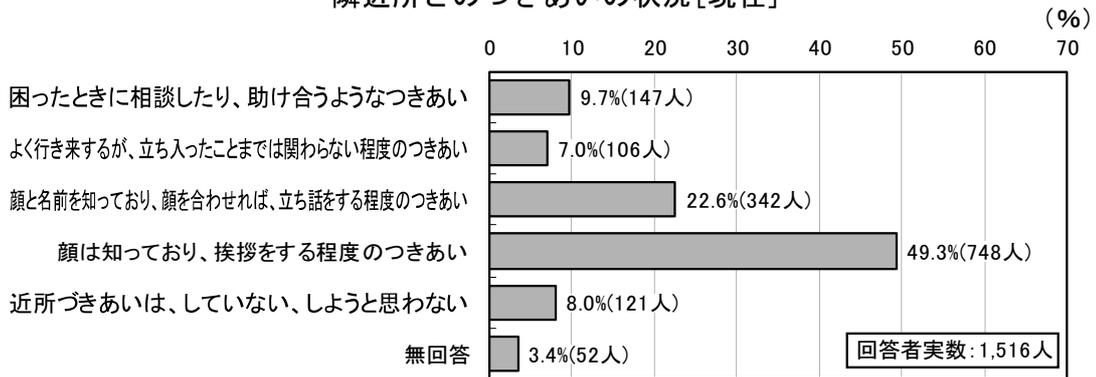
「10. 病院など、医療機関が充実している環境」(地域別)



(6) 現在の隣近所とのつきあいの状況

- ・隣近所とのつきあいの状況は、「顔を知っており、挨拶をする程度のつきあい」が49.3%で圧倒的に高いです。次いで「顔と名前を知っており、顔を合わせれば立ち話をする程度のつきあい」が22.6%となっています。
- ・「近所づきあいは、していない、しようと思わない」は8.0%あります。

隣近所とのつきあいの状況[現在]



- ・年代別にみると、「顔を知っており、挨拶をする程度のつきあい」は、40代までは60%台ですが、50代以上ではこの割合が減少しています。反対に、50代以上では「顔と名前を知っており、顔を合わせれば立ち話をする程度のつきあい」が増える傾向にあり、40代までは20%以下であるのに対し、50代は24.5%、60代以上は30%近くを占めています。
- ・「近所づきあいは、していない、しようと思わない」は、年代が上がると低くなっており、10・20代では19.2%ありますが、それ以上の年代では10%以下になります。
- ・地区別にみると、「顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい」はどの地区でも高いですが、具志川西地区と具志川東地区が50%を超えており、他地区よりやや高いです。

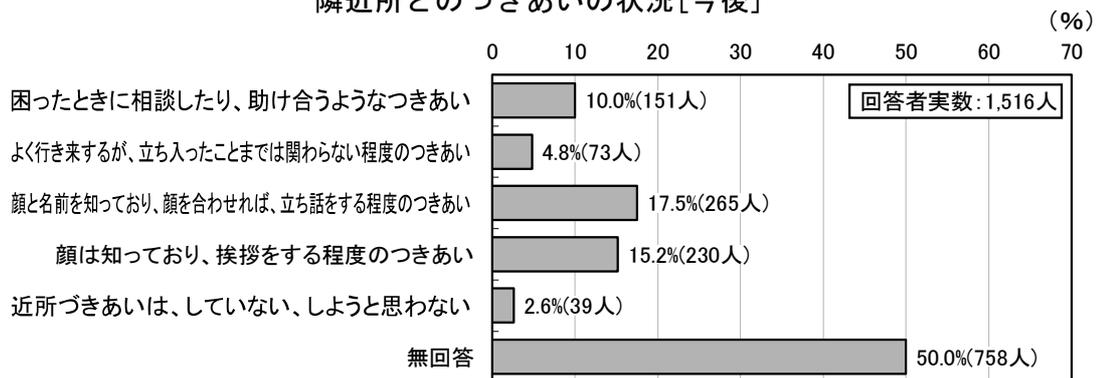
隣近所とのつきあいの状況[現在]

	回答者実数	困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい	よく行き来するが、立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあい	顔と名前を知っており、顔を合わせれば、立ち話をする程度のつきあい	顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい	近所づきあいは、していない、しようと思わない	無回答
10・20代	156人	1.9% (3人)	1.9% (3人)	8.3% (13人)	66.0% (103人)	19.2% (30人)	2.6% (4人)
30代	186人	4.3% (8人)	1.1% (2人)	17.2% (32人)	66.7% (124人)	8.6% (16人)	2.2% (4人)
40代	240人	7.5% (18人)	3.3% (8人)	17.9% (43人)	62.5% (150人)	7.1% (17人)	1.7% (4人)
50代	249人	7.6% (19人)	7.2% (18人)	24.5% (61人)	52.6% (131人)	5.6% (14人)	2.4% (6人)
60代	290人	7.9% (23人)	9.7% (28人)	29.3% (85人)	41.4% (120人)	7.9% (23人)	3.8% (11人)
70代以上	373人	19.6% (73人)	12.1% (45人)	28.2% (105人)	30.0% (112人)	4.6% (17人)	5.6% (21人)
勝連地区	155人	11.0% (17人)	11.0% (17人)	25.8% (40人)	43.2% (67人)	7.1% (11人)	1.9% (3人)
与那城地区	153人	12.4% (19人)	7.2% (11人)	20.9% (32人)	49.0% (75人)	7.2% (11人)	3.3% (5人)
具志川東地区	486人	9.1% (44人)	7.0% (34人)	23.3% (113人)	50.2% (244人)	7.4% (36人)	3.1% (15人)
具志川西地区	461人	8.5% (39人)	5.4% (25人)	20.8% (96人)	51.6% (238人)	9.3% (43人)	4.3% (20人)
石川地区	243人	10.7% (26人)	7.8% (19人)	23.0% (56人)	47.3% (115人)	7.8% (19人)	3.3% (8人)

(7) 今後の隣近所とのつきあい方の意向

- ・今後の隣近所とのつきあいについては、「顔と名前を知っており、顔を合わせれば、立ち話をする程度のつきあい」が 17.5%で最も高いです。次いで「顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい」は 15.2%となっています。
- ・「近所づきあいは、していない、しようと思わない」は 2.6%あります。

隣近所とのつきあいの状況[今後]



- ・年代別にみると、「顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい」は、40代までは20%台ですが、50代以上ではこの割合が減少しています。
- ・「困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい」では、70代以上を除く年代で現在の隣近所とのつきあい方を見直す傾向にあり、割合が高くなっています。
- ・地区別にみると、「顔と名前を知っており、顔を合わせれば、立ち話をする程度のつきあい」が与那城地区以外で最も高くなっています。

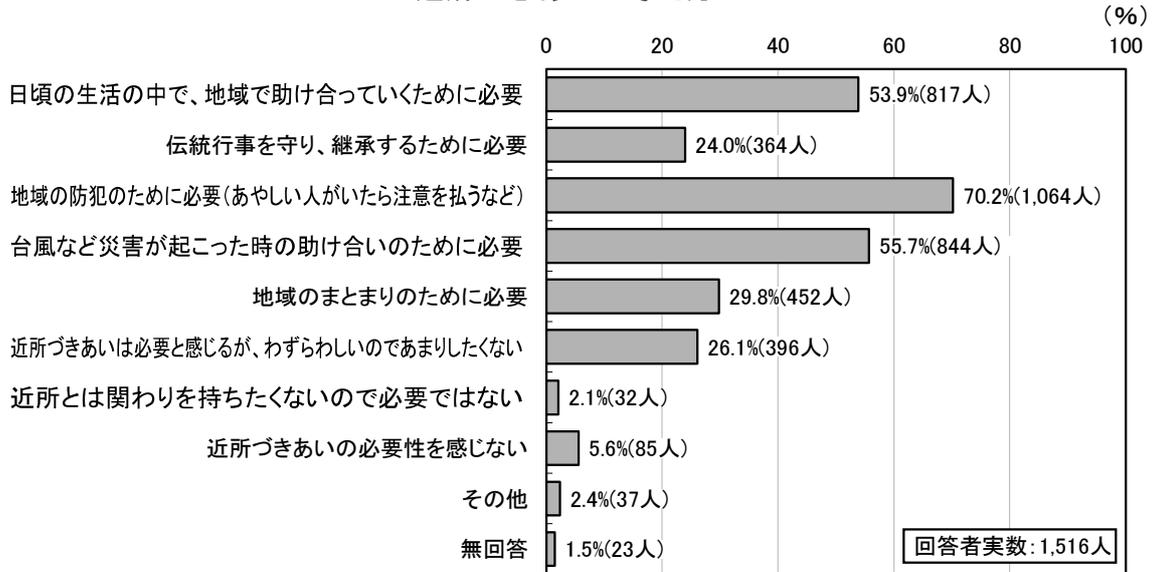
隣近所とのつきあいの状況[今後]

	回答者実数	困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい	よく行き来するが、立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあい	顔と名前を知っており、顔を合わせれば、立ち話をする程度のつきあい	顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい	近所づきあいは、していない、しようと思わない	無回答
10・20代	156人	7.7% (12人)	5.1% (8人)	19.2% (30人)	28.2% (44人)	9.0% (14人)	30.8% (48人)
30代	186人	9.1% (17人)	1.1% (2人)	30.6% (57人)	22.6% (42人)	2.7% (5人)	33.9% (63人)
40代	240人	11.3% (27人)	5.4% (13人)	19.2% (46人)	21.3% (51人)	3.3% (8人)	39.6% (95人)
50代	249人	8.0% (20人)	5.6% (14人)	24.5% (61人)	14.9% (37人)	1.6% (4人)	45.4% (113人)
60代	290人	12.4% (36人)	4.8% (14人)	10.7% (31人)	11.7% (34人)	1.0% (3人)	59.3% (172人)
70代以上	373人	10.2% (38人)	5.6% (21人)	10.2% (38人)	5.9% (22人)	1.1% (4人)	67.0% (250人)
勝連地区	155人	7.7% (12人)	5.8% (9人)	17.4% (27人)	14.2% (22人)	3.2% (5人)	51.6% (80人)
与那城地区	153人	13.7% (21人)	5.9% (9人)	12.4% (19人)	14.4% (22人)	2.0% (3人)	51.6% (79人)
具志川東地区	486人	11.1% (54人)	7.4% (36人)	16.9% (82人)	14.6% (71人)	2.7% (13人)	47.3% (230人)
具志川西地区	461人	8.5% (39人)	2.0% (9人)	18.7% (86人)	17.4% (80人)	2.6% (12人)	51.0% (235人)
石川地区	243人	9.9% (24人)	4.1% (10人)	19.3% (47人)	14.0% (34人)	2.1% (5人)	50.6% (123人)

(8) 近所づきあいの考え方（複数回答）

- ・近所づきあいの考え方については、「地域の防犯のために必要」が70.2%で最も高くなっています。次いで、「台風など災害が起こった時の助け合いのために必要」が55.7%、「日頃の生活の中で、地域で助け合っていくために必要」が53.9%となっています。
- ・地区別にみると、近所づきあいに前向きな意見は「勝連地区」が最も高く、「具志川西地区」で最も低いです。

近所づきあいの考え方



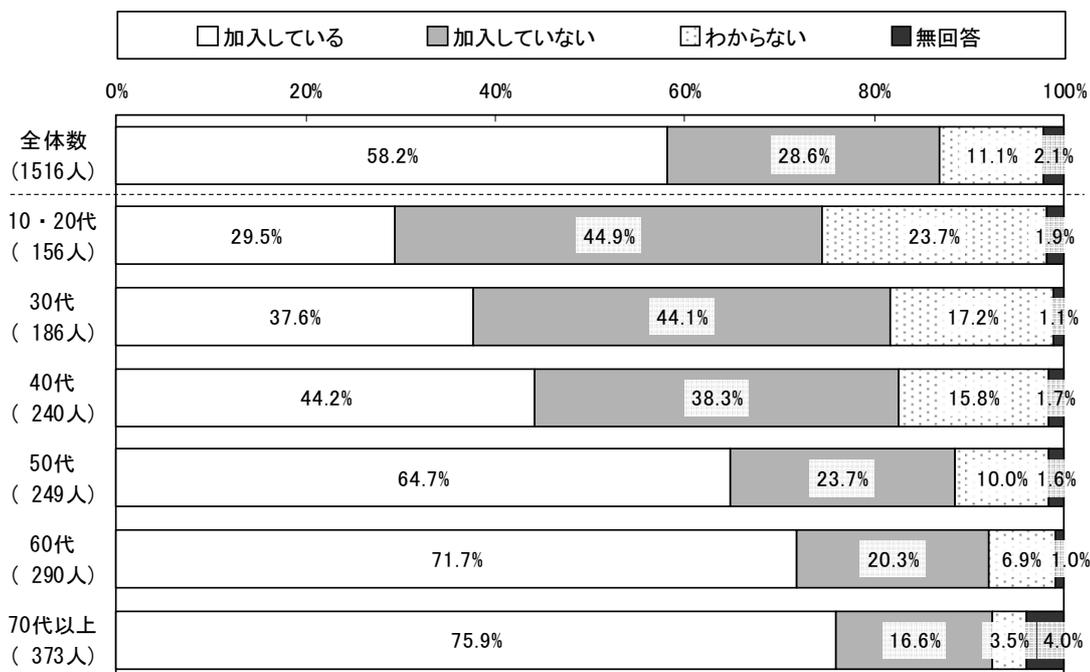
近所づきあいの考え方

	回答者実数	日頃の生活の中で、地域で助け合っていくために必要	伝統行事を守り、継承するために必要	地域の防犯のために必要(あやしい人がいたら注意を払うなど)	台風など災害が起こった時の助け合いのために必要	地域のまとまりのために必要	近所づきあいは必要とを感じるが、わずらわしいのであまりしたくない	近所とは関わりを持ちたくないので必要ではない	近所づきあいの必要性を感じない	その他	無回答
勝連地区	155人	61.3% (95人)	40.6% (63人)	64.5% (100人)	56.8% (88人)	36.8% (57人)	19.4% (30人)	2.6% (4人)	4.5% (7人)	0.0% (0人)	2.6% (4人)
与那城地区	153人	58.2% (89人)	30.7% (47人)	68.6% (105人)	58.2% (89人)	28.8% (44人)	28.8% (44人)	3.3% (5人)	6.5% (10人)	1.3% (2人)	0.7% (1人)
具志川東地区	486人	56.6% (275人)	24.7% (120人)	73.7% (358人)	56.6% (275人)	29.8% (145人)	25.1% (122人)	1.4% (7人)	3.7% (18人)	2.3% (11人)	1.9% (9人)
具志川西地区	461人	49.0% (226人)	19.3% (89人)	69.0% (318人)	52.9% (244人)	28.9% (133人)	29.7% (137人)	2.6% (12人)	7.4% (34人)	3.3% (15人)	1.1% (5人)
石川地区	243人	50.6% (123人)	17.7% (43人)	72.0% (175人)	57.6% (140人)	28.0% (68人)	25.1% (61人)	1.6% (4人)	5.8% (14人)	3.3% (8人)	0.8% (2人)

(9) 自治会への加入状況

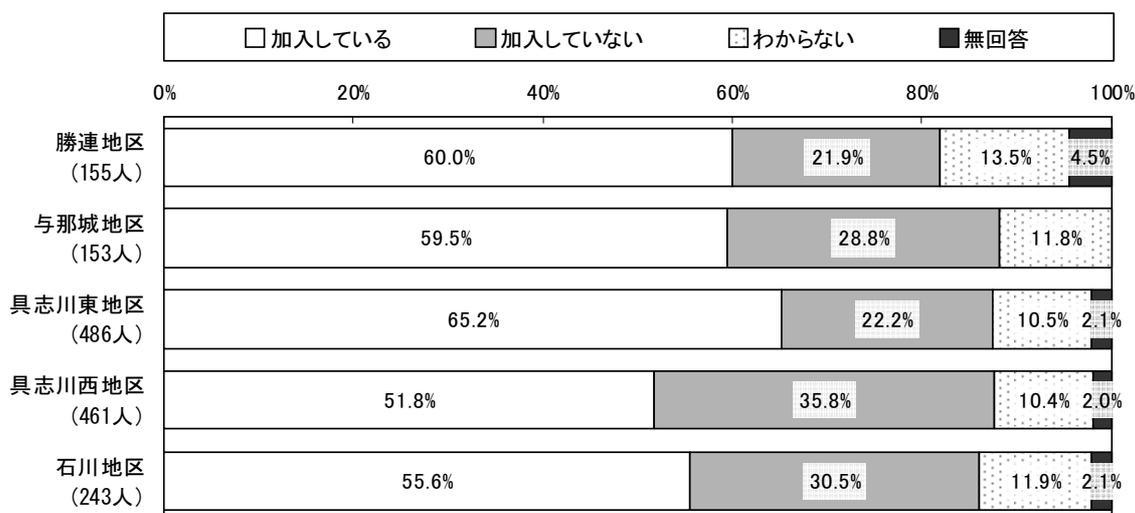
- ・自治会への加入については、「加入している」が58.2%となっています。
- ・年代別にみると、「加入している」は年代が上がる割合も高くなり、10・20代が29.5%であるのに対し、50代で64.7%、60代と70代以上では70%台となっています。

自治会への加入状況（全体・年代別）



- ・地域別にみると、「加入している」は具志川東地区が65.2%で最も高く、次いで勝連地区の60.0%、与那城地区の59.5%となっています。具志川西地区は51.8%で最も低いです。

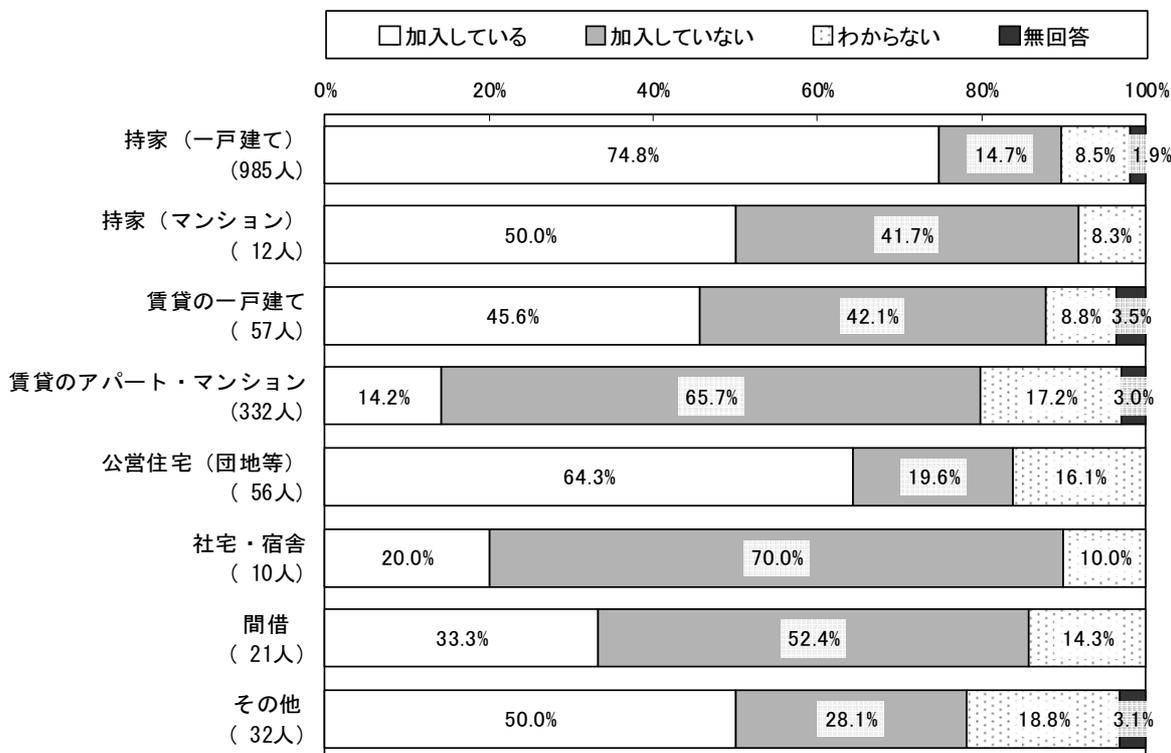
自治会への加入状況（地域別）



## 第2章 市の地域福祉に関する現況

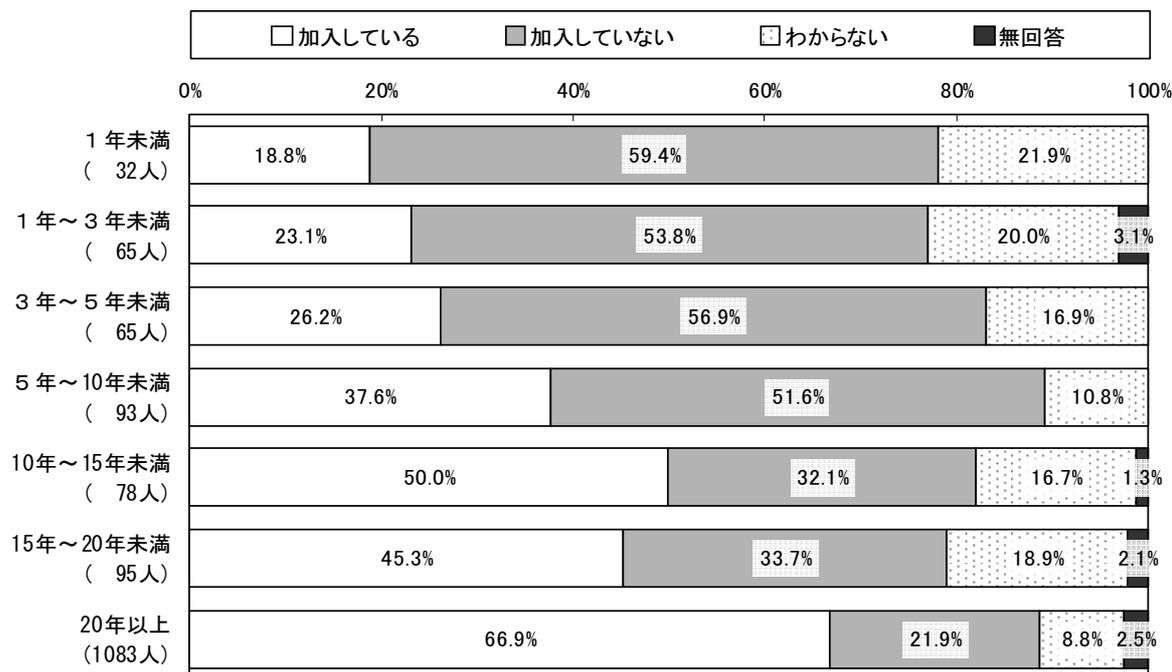
- ・住宅の形態をみると、自治会への加入は「持ち家(一戸建て)」が74.8%で最も高く、次いで「公営住宅(団地等)」の64.3%、高くなっています。反対に、「賃貸のアパート、マンション」では加入率が14.2%であり、非常に低い状況です。

自治会への加入状況（住宅の形態別）



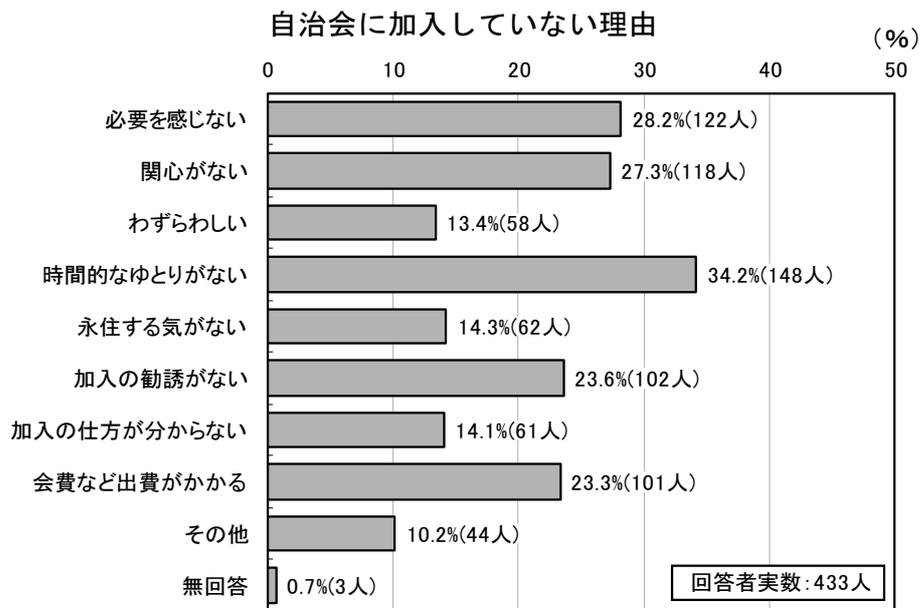
- ・居住年数別にみると、年数が長くなるほど加入率が上がります。居住年数10年未満は37.6%、5年未満では26.2%で低く、反対に「20年以上」は66.9%となります。

自治会への加入状況（居住年数別）



(10) 自治会に加入していない理由

- ・自治会に「加入していない」理由は、「時間的なゆとりがないから」が 34.2%で最も高く、さらに家族構成でみると、「親、子、孫(三世代世帯)」でこの回答割合が 53.3%を占めています。
- ・そのほか、「必要性を感じない」(28.2%)、「関心がない」(27.3%)も比較的高いです。
- ・また、「加入の勧誘がない」が 23.6%、「加入の仕方がわからない」が 14.1%あります。



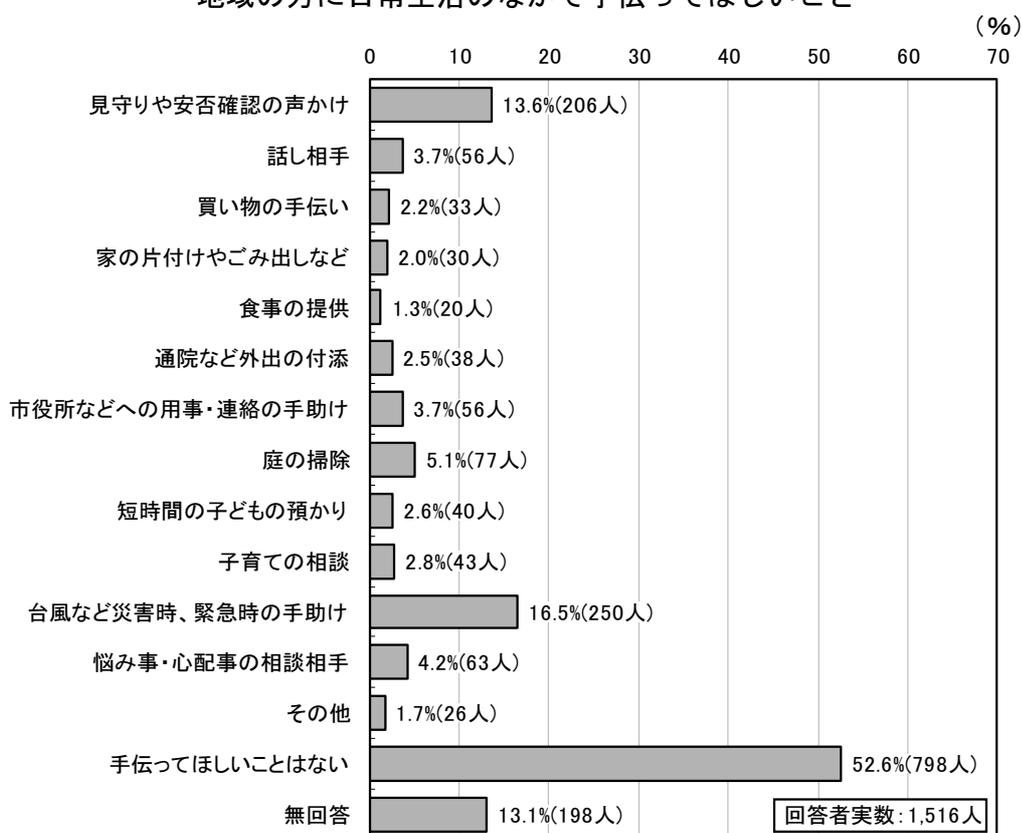
自治会に加入していない理由 (家族構成別)

	回答者実数	必要を感じない	関心がない	わずらわしい	時間的なゆとりがない	永住する気がない	加入の勧誘がない	加入の仕方がわからない	会費など出費がかかる	その他	無回答
一人暮らし	74人	39.2% (29人)	29.7% (22人)	18.9% (14人)	35.1% (26人)	21.6% (16人)	21.6% (16人)	6.8% (5人)	24.3% (18人)	16.2% (12人)	0.0% (0人)
夫婦のみ (核家族)	76人	28.9% (22人)	32.9% (25人)	14.5% (11人)	22.4% (17人)	17.1% (13人)	21.1% (16人)	15.8% (12人)	14.5% (11人)	11.8% (9人)	1.3% (1人)
夫婦と未婚の子 (核家族)	154人	26.6% (41人)	24.7% (38人)	12.3% (19人)	37.7% (58人)	13.0% (20人)	29.9% (46人)	17.5% (27人)	29.2% (45人)	7.1% (11人)	0.6% (1人)
ひとり親と未婚の子 (核家族)	52人	21.2% (11人)	25.0% (13人)	15.4% (8人)	32.7% (17人)	5.8% (3人)	30.8% (16人)	19.2% (10人)	19.2% (10人)	3.8% (2人)	1.9% (1人)
親・子・孫 (三世代家族)	30人	26.7% (8人)	23.3% (7人)	6.7% (2人)	53.3% (16人)	6.7% (2人)	13.3% (4人)	6.7% (2人)	13.3% (4人)	10.0% (3人)	0.0% (0人)
その他	40人	22.5% (9人)	30.0% (12人)	10.0% (4人)	32.5% (13人)	17.5% (7人)	10.0% (4人)	7.5% (3人)	32.5% (13人)	15.0% (6人)	0.0% (0人)

(11) 日常生活の中で手伝ってほしいこと（複数回答）

- ・ 隣近所・地域の方に日常生活の中で手伝ってほしいことについては、「手伝ってほしいことはない」が52.6%を占めています。
- ・ 具体的に手伝ってほしいこととしては、「台風など災害時、緊急時の手助け」の16.5%、「見守りや安否確認の声かけ」の13.6%が比較的高くその他は10%未満にとどまっています。
- ・ 同居家族別にみると「台風など災害時、緊急時の手助け」は「介護を必要とする方」と「乳児（1歳未満）」が居る家族は20%台半ばとなっております。「見守りや安否確認の声かけ」は、「児童（小学生）」、「乳児（1歳未満）」、「乳児を除く小学校入学前の幼児」で20%台となっております。「介護を必要とする方」や「65歳以上の方」「障がいのある方」の10%台と比べて高くなっています。

地域の方に日常生活のなかで手伝ってほしいこと



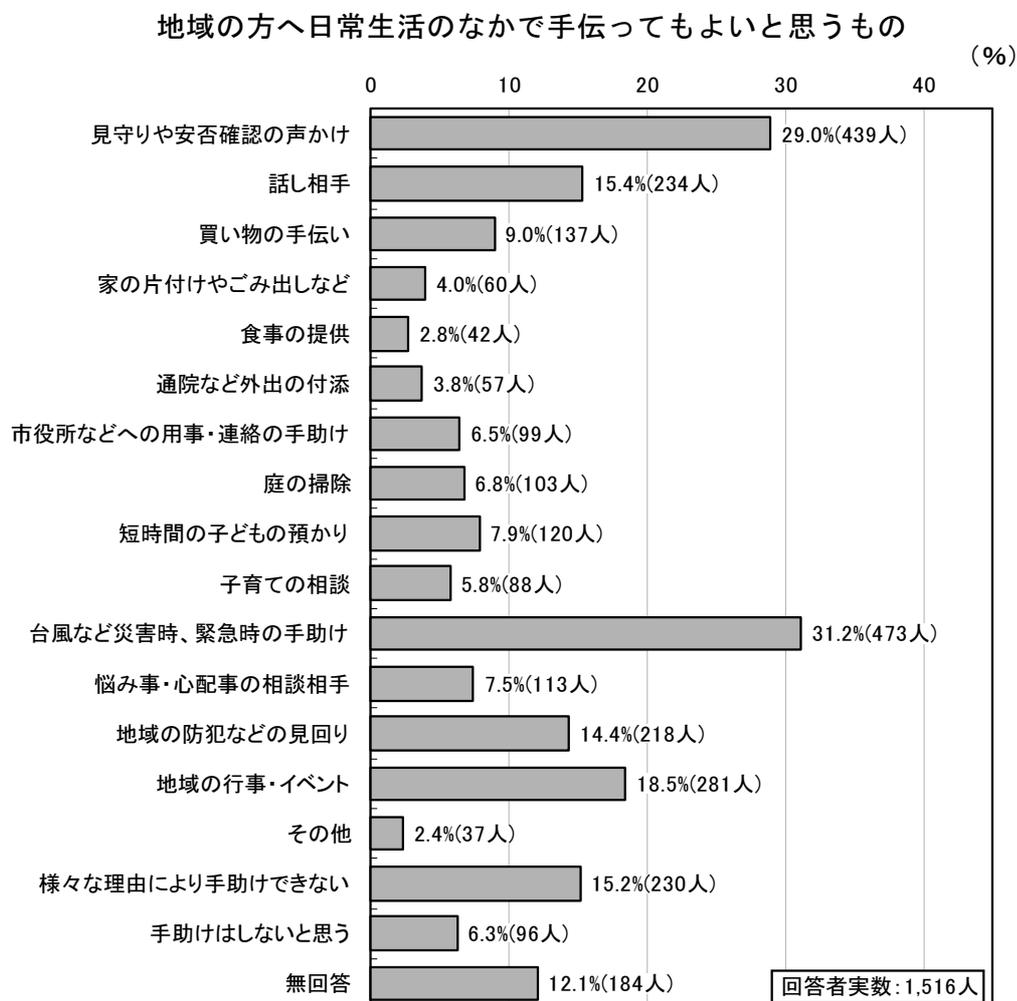
地域の方に日常生活のなかで手伝ってほしいこと（同居家族別）

	回答者 実数	見守りや 安否確認 の声かけ	話し相手	買い物の 手伝い	家の片付 けやごみ 出しなど	食事の提 供	通院など 外出の付 添	市役所な どへの用 事・連絡 の手助け	庭の掃除
乳児（1歳未満）	41人	22.0% (9人)	4.9% (2人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	2.4% (1人)	0.0% (0人)	9.8% (4人)	2.4% (1人)
乳児を除く小学校入 学前の幼児	188人	21.8% (41人)	4.3% (8人)	2.1% (4人)	1.1% (2人)	0.5% (1人)	1.6% (3人)	3.2% (6人)	3.7% (7人)
65歳以上の方	437人	13.0% (57人)	5.3% (23人)	3.0% (13人)	1.8% (8人)	2.5% (11人)	3.0% (13人)	3.4% (15人)	6.6% (29人)
介護を必要とする方	109人	15.6% (17人)	7.3% (8人)	2.8% (3人)	0.9% (1人)	3.7% (4人)	5.5% (6人)	7.3% (8人)	10.1% (11人)
障がいのある方	169人	16.6% (28人)	10.7% (18人)	5.9% (10人)	4.7% (8人)	4.1% (7人)	6.5% (11人)	5.3% (9人)	8.3% (14人)
児童（小学生）	212人	22.6% (48人)	2.4% (5人)	0.0% (0人)	0.5% (1人)	1.4% (3人)	0.0% (0人)	2.8% (6人)	3.8% (8人)
生徒（中・高校生）	232人	18.5% (43人)	2.2% (5人)	0.9% (2人)	2.2% (5人)	0.9% (2人)	1.3% (3人)	1.7% (4人)	4.3% (10人)
学生（専門学校・大 学生等）	132人	13.6% (18人)	0.8% (1人)	0.0% (0人)	0.8% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.8% (1人)	3.8% (5人)

	回答者 実数	短時間の 子どもの 預かり	子育ての 相談	台風など 災害時、 緊急時の 手助け	悩み事・ 心配事の 相談相手	その他	手伝って ほしいこ とはない	無回答
乳児（1歳未満）	41人	17.1% (7人)	14.6% (6人)	26.8% (11人)	0.0% (0人)	2.4% (1人)	43.9% (18人)	4.9% (2人)
乳児を除く小学校入 学前の幼児	188人	12.8% (24人)	12.8% (24人)	18.1% (34人)	5.9% (11人)	1.6% (3人)	50.0% (94人)	5.3% (10人)
65歳以上の方	437人	0.9% (4人)	0.9% (4人)	16.2% (71人)	4.8% (21人)	2.1% (9人)	51.9% (227人)	14.4% (63人)
介護を必要とする方	109人	1.8% (2人)	0.9% (1人)	24.8% (27人)	11.0% (12人)	2.8% (3人)	35.8% (39人)	17.4% (19人)
障がいのある方	169人	1.8% (3人)	4.7% (8人)	20.1% (34人)	9.5% (16人)	3.6% (6人)	45.0% (76人)	11.2% (19人)
児童（小学生）	212人	8.0% (17人)	6.6% (14人)	16.5% (35人)	5.2% (11人)	0.5% (1人)	51.9% (110人)	7.1% (15人)
生徒（中・高校生）	232人	3.9% (9人)	3.0% (7人)	17.7% (41人)	4.7% (11人)	2.2% (5人)	54.3% (126人)	10.8% (25人)
学生（専門学校・大 学生等）	132人	2.3% (3人)	0.0% (0人)	16.7% (22人)	3.8% (5人)	2.3% (3人)	57.6% (76人)	12.9% (17人)

(12) 日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（複数回答）

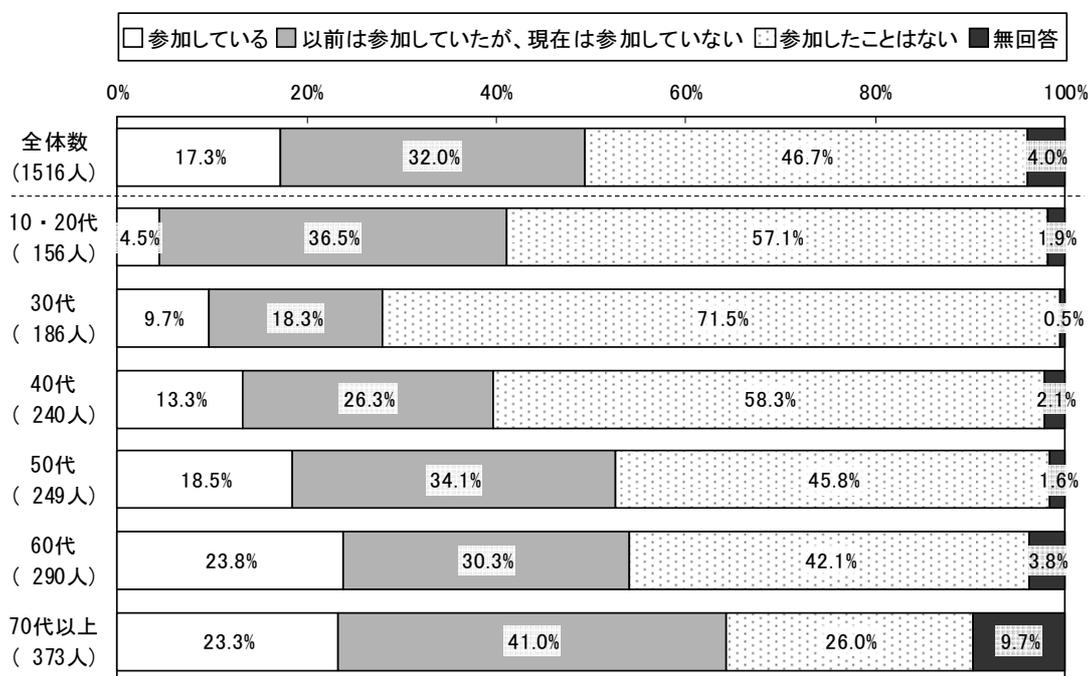
- ・地域の方へ日常生活の中で手伝ってもよいと思うものについては、「台風など災害時、緊急時の手助け」が31.2%、「見守りや安否確認の声かけ」が29.0%で、この2つが特に高いです。



(13) 地域活動・行事への参加状況

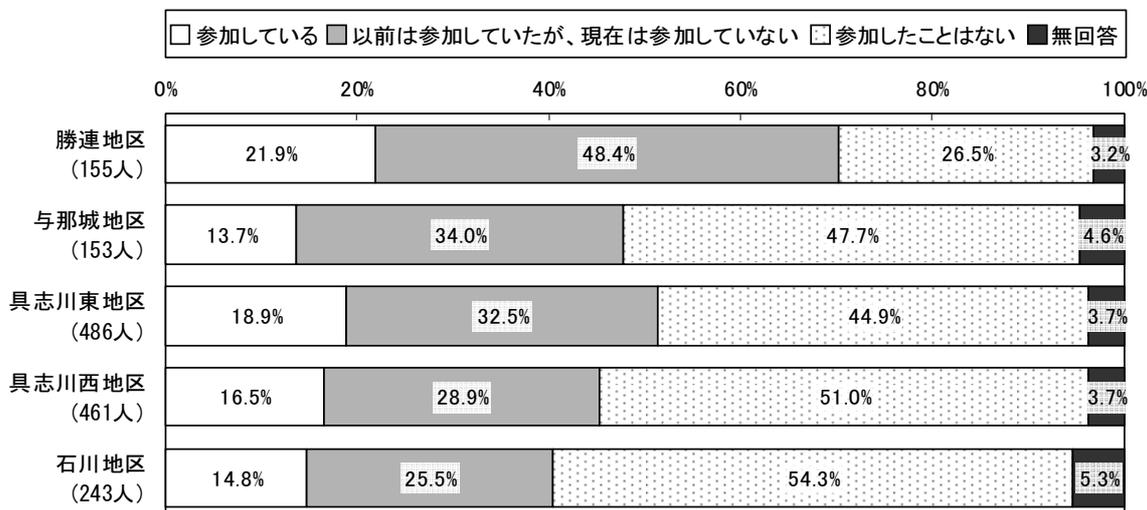
- ・地域活動への参加については、「参加したことはない」が46.7%で半数近くを占めています。「参加している」は17.3%であり、「以前は参加していたが、現在は参加していない」は32.0%となっています。
- ・「参加したことはない」と「以前は参加していたが、現在は参加していない」を合わせた“参加していない”割合を年代別にみると、10・20代で93.6%あるのに対し、70代以上では67.0%であり、年代が上がるとともに割合は低くなっています。
- ・「参加している」は、年代が上がるとともに割合も高くなっており、10・20代が4.5%にとどまっているのに対し、70代以上では23.3%となります。

地域活動・行事への参加状況（全体・年代）



- ・地域別にみると、「参加している」は勝連地区で21.9%ありますが、その他の地域は20%未満となっています。

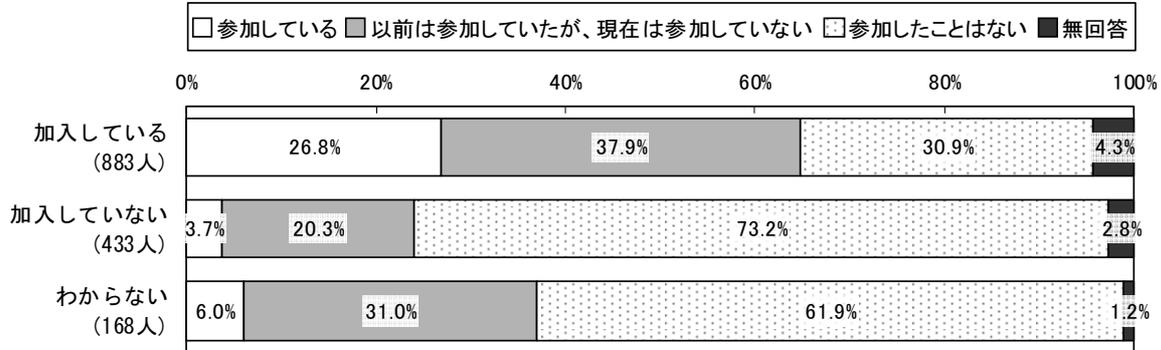
地域活動・行事への参加状況（地域別）



## 第2章 市の地域福祉に関する現況

- ・地域活動・行事への“参加”を自治会の加入状況別で見ると、「加入している」で26.8%、「加入していない」では3.7%にとどまっています。

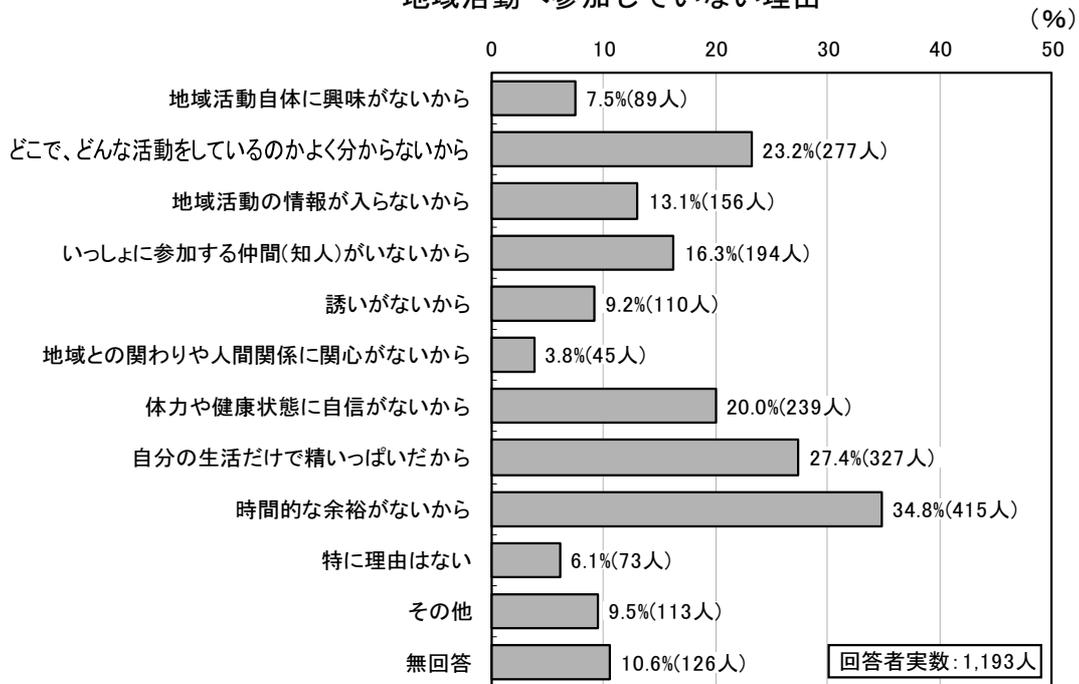
地域活動・行事への参加状況（自治会の加入の状況別）



### (14) 地域活動に現在は参加していない・参加したことがない理由（複数回答）

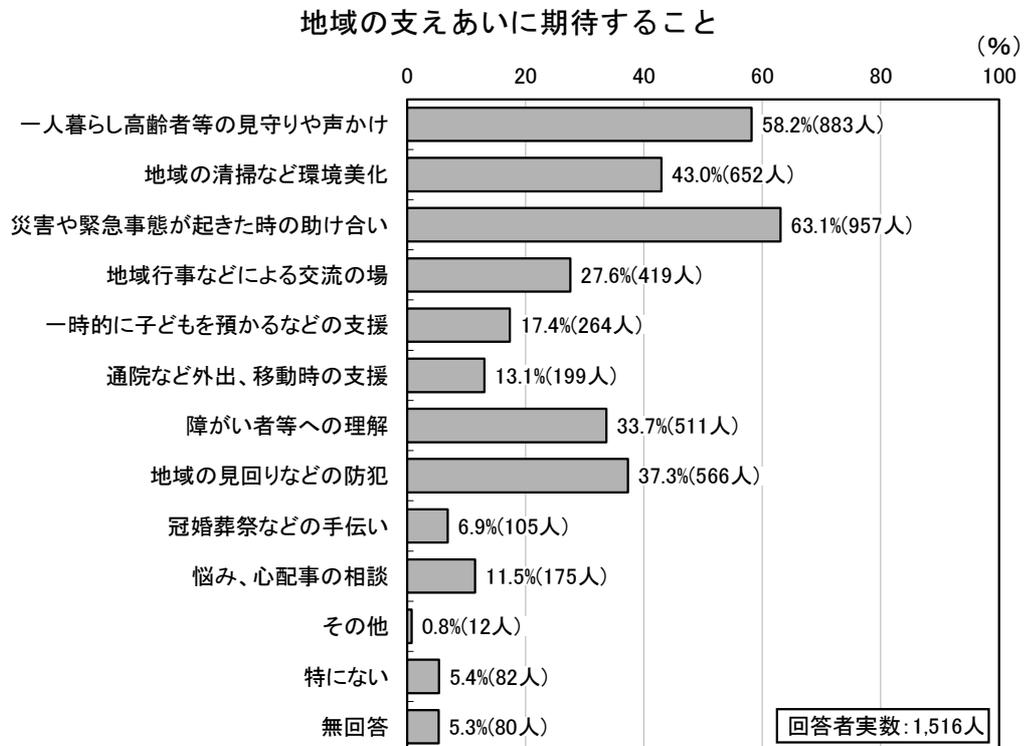
- ・地域活動に参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」の34.8%、「自分の生活だけで精いっぱいだから」の27.4%、「どこで、どんな活動をしているのかよくわからないから」の23.2%が高くなっています。
- ・そのほか、「いっしょに参加する仲間(知人)がないから」、「誘いがないから」という回答がそれぞれ16.3%、9.2%と一定程度あります。

地域活動へ参加していない理由



(15) 地域の支えあいに期待すること（複数回答）

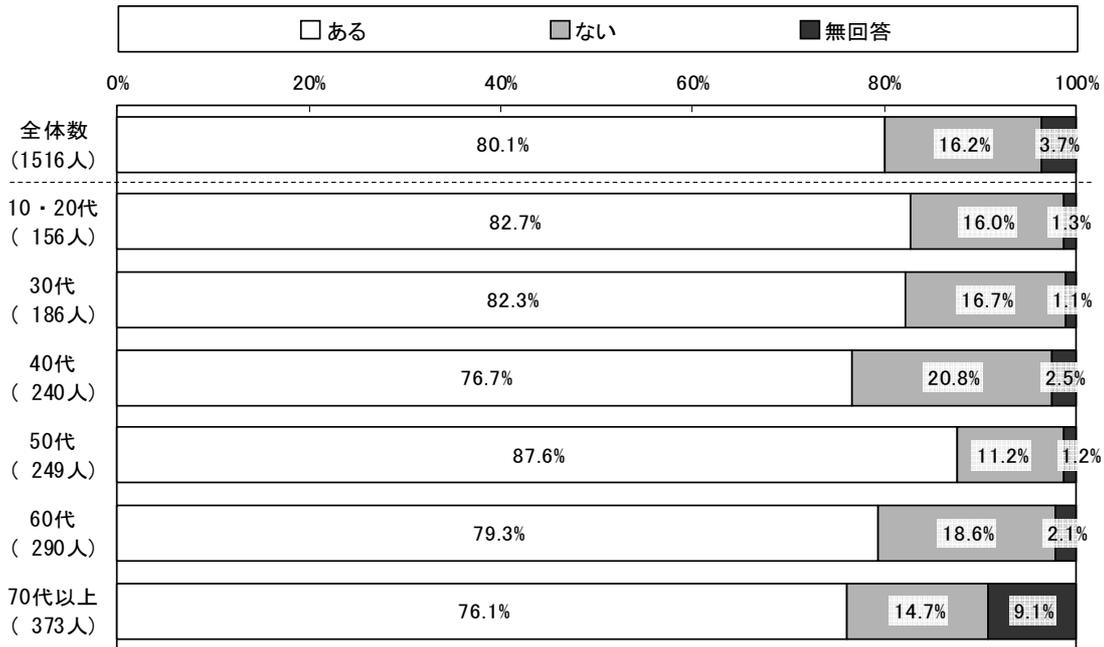
・地域の支えあいに期待することについては、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」が63.1%で最も高く、次いで「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」が58.2%となっています。



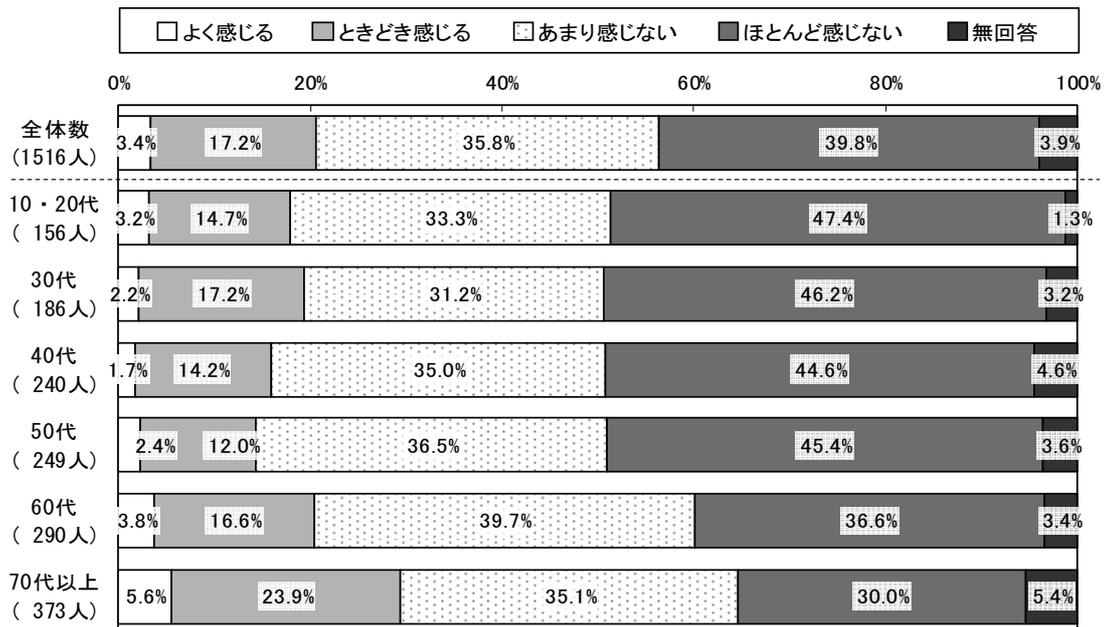
(16) 人とふれあう機会

- ・人とふれあう機会が「ない」割合は16.2%あります。年代別にみると、40代が20.8%で最も高く、次いで60代の18.6%となっています。また、10・20代や30代でも16%程度あり、若い世代でも人とふれあう機会がないという回答が一定程度見られます。
- ・孤独感を「よく感じる」は、3.4%、「ときどき感じる」は17.2%でこれらを合わせると20%程度が“孤独”を感じていることがわかります。また、“孤独”は70代以上が29.5%で最も高く感じていますが、10・20代や30代でも20%近くを占めています。

人とふれあう機会



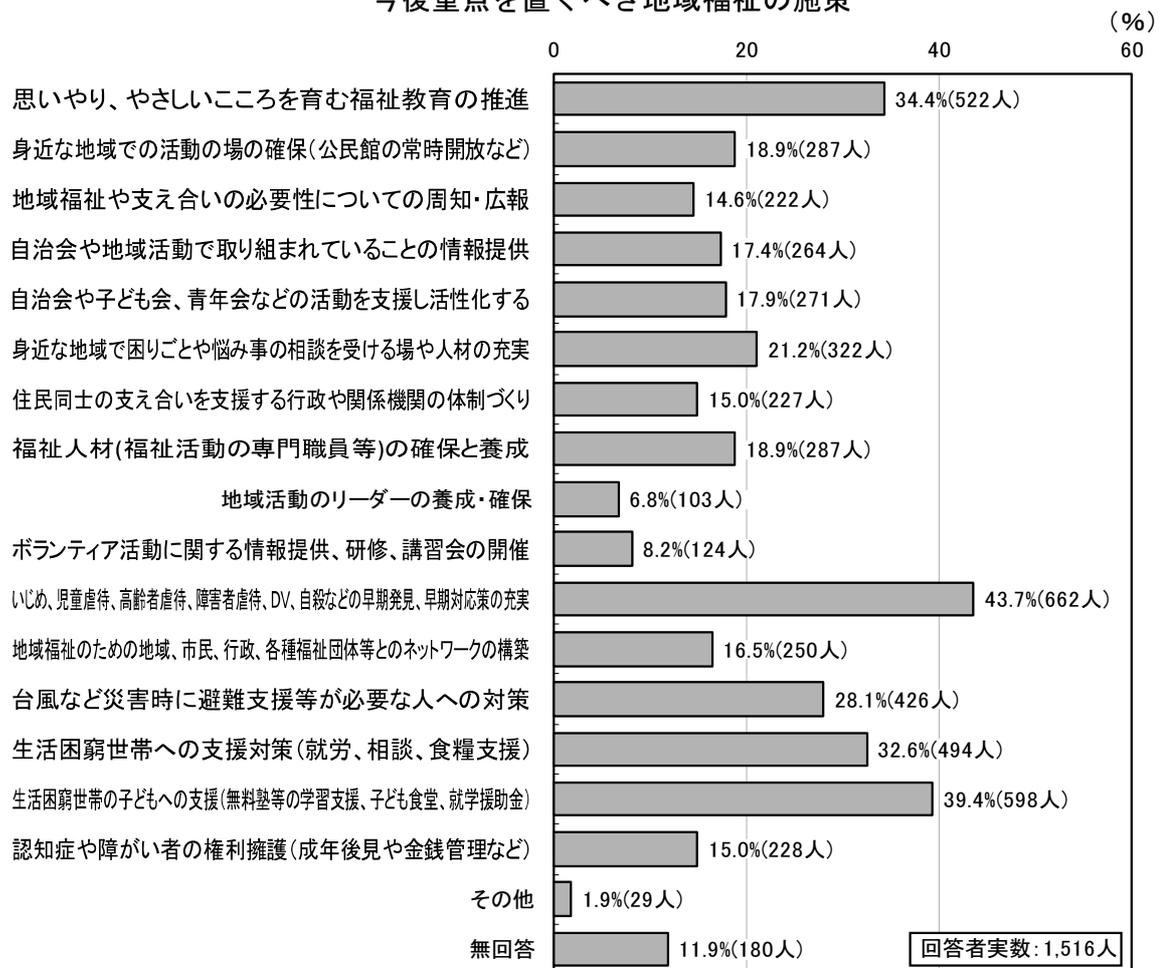
日常生活での孤独感



(17) 重点を置くべき地域福祉の施策

- ・ 今後重点を置くべき地域福祉の施策については、「いじめ、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、DV、自殺などの早期発見、早期対応策の充実」が 43.7%で最も高く、また「生活困窮世帯の子どもへの支援」(39.4%)、「思いやり、やさしいところを育む福祉教育の推進」(34.4%)の2つも特に高いです。

今後重点を置くべき地域福祉の施策





### 第3章 第三次計画の推進状況の点検



**【第3章 第三次計画の推進状況の点検】**

第三次計画(平成29年度から令和3年度)では、基本理念に「住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり」を掲げ、3つの基本目標に基づいて施策を展開してきました。第三次計画の主な成果や課題等を、基本目標ごとにまとめると次のとおりとなります。(※事業実施の評価は令和2年度の状況をあげています)

**基本目標1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり(地域福祉の人材育成)**

施策の大綱	実施事業数	事業実施の評価 達成度評価(1~4)のうち、1~2⇒課題がある、3⇒現状維持、4⇒内容充実としている			
		内容充実	現状維持	課題がある	新型コロナ感染症の影響により事業未実施
1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保 2. 自治会の活性化推進 3. ボランティア活動の拡充 (※7課、社会福祉協議会含む)	24	2	17	3	2

**【人権教育・啓発】**

- 市全小・中学校で「人権の日」を設定し、児童生徒対象に人権感覚を身に着ける取組を実施し、「人権ガイドブック」や「体罰防止ハンドブック」を活用し、人権教育を実施しました。
- 人権擁護委員による特設人権相談所を開設しています。人権擁護委員の担い手確保が難しい状況です。

**【福祉教育】**

- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において児童の発達段階に応じた福祉教育活動を実施しました。外部講師を学校に招いての疑似体験等は、新型コロナ感染症予防の為、実施が難しい状況です。

**【民生委員・児童委員】**

- 委員定数176名に対して委嘱は146名で充足率82.9%となっており、充足率を上げる必要があります。確保を図るため、広報誌掲載、庁舎内コミュニティビジョン放送等による呼びかけを行いました。

**【自治会への加入】**

- 自治会への加入を呼びかけるリーフレットを作成し、市民課窓口で転入者へ配布し、また各自治会にも配布しています。リーフレット以外の有効な加入促進方法を模索する必要があります。

**【自治会の活性化】**

- 自治会等の団体が行う地域活動(地域の伝統行事・文化の継承活動、環境美化活動、地域の子どもの育成活動など)に対する支援を行っています。

**【自治会間の連携】◇社会福祉協議会**

- 市全域を対象とした地域福祉活動報告会の開催を行っていますが、令和2年度は中止し、「地域福祉活動報告書(冊子)」を発行。各自治会へ配布することで、各地域に住民の支えあい活動について働きかけを行いました。

**【ボランティア活動】**

- ボランティアセンターにおいて、様々なボランティアに関する情報提供や、ボランティア活動の体験学習を提供しています。講座や夏のボランティア体験は、令和2年度は中止しました。
- ボランティア活動の更なる充実・発展を図る計画的なプログラムを作っていくように進める必要があります。
- ボランティア団体・個人等の活動拠点、交流や協働の場として、健康福祉センターうるみんデイサービス室にサロンスペースを確保し、毎週水・金曜日に開催しています。
- ボランティアサロンは、ボランティア連絡協議会に加盟していない団体や個人も活用できるような工夫が必要です。

**基本目標2 人と人との「支えあう」ための地域環境づくり（地域福祉の体制づくり）**

施策の大綱	実施事業数	事業実施の評価 達成度評価(1~4)のうち、1~2⇒課題がある、3⇒現状維持、4⇒内容充実としている			
		内容充実	現状維持	課題がある	新型コロナウイルス感染症の影響により事業未実施
1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり 2. 人と人とのつながりづくり 3. 住民等の地域福祉活動の推進 4. 防犯・防災対策の充実 (※10課、社会福祉協議会含む)	45	4	21	15	5

**【小地域福祉ネットワークの組織化】◇社会福祉協議会**

- 出前講座「小地域ネットワーク(近隣見守り援助体制)づくり」を実施しています。出前講座未実施の自治会や組織が休会のところへの働きかけ継続的に活動していくための支援が必要です。

**【コミュニティソーシャルワーカー】**

- 与那城地区に専任のコミュニティソーシャルワーカーを配置できていない状況が続いているため、基幹福祉圏域ごとに必要な人員を配置できるように努める必要があります。

**【地域の居場所づくり】**

- 児童では、放課後子ども教室、放課後児童クラブを実施しているほか、児童館等及びこどもセンターも子どもの居場所、活動の場となっています。中高生の利用が増えており、異年齢間の交流も図られていますが、事業内容も計画して進めていく必要があります。

- 高齢者の居場所づくり(通いの場)としての「ミニデイ」や「高齢者交流サロン」活動を推進していますが、ミニデイ推進員の人材確保が課題となっています。

**【地域での交流機会】**

- 「生涯学習フェスティバル」、「自然とふれあう親と子のつどい」、「うるま市福祉まつり」などを行っています。

**【市内の社会福祉法人の連携】◇社会福祉協議会**

- 社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」に向けた連携を確認することを目的に「社会福祉法人ネットワーク懇談会」を開催しています。

**【地域企業の地域福祉活動参加】◇社会福祉協議会**

- 市内企業の協力を得て、普段の業務の中で地域の見守りを行う「地域見守りネットワーク活動」を実施しています。協定締結 40 カ所(68 事業所)です。

**【地域における防犯対策】**

- 各中学校区の夜間街頭指導や警察署・防犯協会と連携したちゅらさん運動、全国地域安全運動等を開催し地域防犯を推進しています。夜間街頭指導では、青少年指導員の確保が課題となっています。

**【地域における防災対策】**

- 地震津波避難訓練では、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校などの参加があり、地域の防災減災力向上に寄与しています。
- 福祉避難所の開設訓練を実施しています。災害時の福祉避難所の設営から避難者誘導までの訓練が課題となっています。
- 自主防災組織の結成は、61 団体を目標としており、令和2年度では 59 自治会が結成されています。

**【避難行動要支援者への支援】**

- 避難行動要支援者名簿の作成と外部提供にかかる同意取得を進めてきました。同意取得率 30.8%と低くとどまっています。

**基本目標3 快適で安心して暮らすための地域環境づくり（福祉サービス等の充実）**

施策の大綱	実施事業数	事業実施の評価 達成度評価(1~4)のうち、1~2⇒課題がある、 3⇒現状維持、4⇒内容充実としている			
		内容充実	現状維持	課題がある	新型コロナ感染症の影響により事業未実施
1. サービス提供体制の充実 2. 相談・情報提供の充実 3. 人にやさしいまちづくりの推進 4. 生活困窮世帯の自立支援 5. 子どもの貧困対策の充実 6. 権利擁護の推進 (※14課、社会福祉協議会含む)	72	14	52	6	0
<p><b>【福祉サービス等の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉分野では、各個別計画が策定されており、計画に基づいた整備やサービス提供を行っています。</li> <li>●介護や障害福祉サービスでは、サービス利用者が増大しており、適正利用・適正給付や高齢者の介護予防の取り組みが必要となっています。</li> <li>●児童福祉分野では、保育所や認定こども園の整備等により、待機児童も減少しています。</li> <li>●母子保健事業では、産前産後サポート事業、産後ケア事業などを新たに実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を進めています。</li> </ul> <p><b>【相談の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の地域包括支援センター、障がい者の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、乳幼児期の子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点など各分野で様々な相談支援を行っています。</li> <li>●地域包括支援センターは、5か所で地域に密着した相談や介護予防を実施しています。</li> <li>●児童福祉では、子育て世代包括支援センター「だいすき」を平成30年10月に開設し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行っています。</li> <li>●地域子育て支援センターの設置がなされていない地域には、出張広場を実施することで育児支援の充実を図っています。</li> <li>●子ども家庭総合支援拠点を令和2年4月に設置し、子ども家庭支援全般や要支援児童及び要保護児童等への支援などを行っています。また、「女性相談」では、ドメスティックバイオレンス(DV)や離婚などの相談支援を行っています。</li> <li>●教育分野では、具志川・与勝地区相談室、石川地区相談室において不登校等の教育相談を行っています。公認心理師・臨床心理士などの有資格者の確保が課題です。</li> </ul> <p><b>【ふれあい総合相談支援センターの充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な地域で福祉等に関する総合的な相談や、必要な情報の入手や支援が受けられる窓口を設置し、コミュニティソーシャルワーカーの配置によりワンストップの相談支援を行っています。相談窓口は、基幹福祉圏域ごとに人員を配置できるよう努める必要があります。</li> </ul>					

**【地域人材との連携による相談充実】**

- 住民の多様な相談に対応できるように民生委員や自治会、市内の福祉事業所や各種団体等と連携が必要です。

**【情報提供の充実】**

- 広報うるまやホームページでの発信のほか、市公式LINE、FMうるまの活用もあります。また、必要に応じてパンフレットを作成するなど、情報提供に努めています。

**【移動手段の確保】**

- 高齢者や障がい者のための移動手段確保として、外出支援サービス等を行っています。
- 交通空白地帯にある自治会の公民館等 13カ所と、本庁舎や各出張所を結ぶ公共施設間連絡バスの運行を実施しています。
- 新たなバス停の設置要望もあり、公共交通の利便性向上に向けての実証実験等を検討する必要があります。

**【生活困窮者の自立支援】**

- 「うるま市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター」を設立し、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業を実施しています。

**【子どもの貧困対策】**

- 子どもの貧困対策庁内連絡会を開催し、貧困対策に必要とされる支援を検討しています。
- 日本郵便株式会社、社会福祉協議会と連携し、フードドライブを実施しています。また、フードバンクの設置のほか、生鮮食品の提供手法も含め検討します。

**【子どもの居場所づくり】**

- 様々な困りごとを抱えている子どもたちの居場所をつくり、食事の提供や生活指導・学習支援等を行っています。小学4年生から中学3年生までが集う居場所もあるため、学習環境の確保に課題があります。
- 児童館・児童センター、石川東山団地集会所でも子どもの居場所事業を実施しています。自己肯定感の向上や将来のビジョンを見据えることができるよう支援しています。
- 支援を必要とする子へ学校やSSW、家庭支援員等が連携し「子どもの居場所」へのつなぎを行っています。
- 非行などの専門的な支援を要する若者(概ね12歳～18歳)を対象に若者の居場所づくりを行っています。

**【権利擁護の推進】**

- うるま市権利擁護センターでは、福祉サービス利用援助事業(権利擁護)や成年後見制度の利用支援を行っています。ニーズが高く、待機者が多くなっています。
- 「成年後見制度利用支援事業」(市長による審判請求手続きや後見人への報酬費助成等)では、利用者が増加傾向にあります。

**【虐待等の防止】**

- 高齢者や障がい者の虐待防止や早期発見、迅速な対応等支援を行っています。
- 高齢者は地域包括支援センター、障がい者は障害者虐待防止センターで対応しています。
- 高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を行っています。
- 児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の未然防止、再発防止、早期発見及び速やかな対応等支援を行っています。

- 母子保健事業を通して、子どもや家庭の状況から、虐待の早期発見を行うとともに、子育ての不安や、育てにくさ等保護者の困り感への相談対応を行っています。
- 市独自の取り組みである「うるま市子どもの健康応援BOOKだいすき」や新生児訪問などを通し、子育てに役立つ情報を周知するとともに、子育ての不安や、育てにくさ等保護者の困りごとへの相談対応を行っており、また、乳幼児健診などの母子保健事業を通し子どもや家庭の状況を把握することで、虐待の未然防止並びに早期発見へと繋げております。
- 全戸訪問事業では、訪問を希望しない世帯があり課題となっています。

## 第4章 第四次計画の基本的な考え方



## 【第4章 第四次計画の基本的な考え方】

### 1. 地域福祉推進のための地域の捉え方

本市は令和3年3月末現在、12万5千人を超える多くの市民が暮らしており、地域による人口差、人口構成の差(高齢者が多い、子育て世帯が多い など)が見られます。また、市域が広く、島しょ地域もあるため、市内を圏域に分け、地域の特性を踏まえた上で地域福祉を推進する必要があります。

地域福祉計画では、第三次計画まで5つの圏域設定により地域福祉を推進してきました。今後は、現状の基幹福祉圏域で進めつつ、以下に示す内容も踏まえ、「基幹福祉圏域」の在り方を検討していきます。

#### 基幹福祉圏域について

地域福祉計画における「基幹福祉圏域」は、現在5圏域で設定しています。これは民生委員児童委員協議会の活動範囲と連動するもので、第一次計画から現在に至るまで継続して同圏域設定で推進してきました。

高齢者福祉分野の「うるま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においては、相談支援、介護予防、生活支援、住まいなど、高齢者を身近な地域で包括的に支援する「地域包括ケアシステム」を一層推進するため、「日常生活圏域」をこれまでの5圏域から7圏域に増やし、地域包括支援センターを中心とした「地域ケア会議」と、高齢者の地域課題を地域で解決していくための仕組みである生活支援体制整備事業の「協議体(第1層、第2層)」を増やして、一層きめ細かく対応できる体制を構築しています。

地域における高齢者の相談支援では、民生委員児童委員やコミュニティソーシャルワーカーが中心となるほか、地域包括支援センターの介護予防や生きがい活動とも連動し、また高齢者の地域支えあいの仕組みである生活支援体制整備事業といった取り組みが、同じ圏域設定で連携を図りながら推進されていくことが必要です。

一人ひとりの高齢者及びすべての市民に必要な支援が円滑に行き届くように、「基幹福祉圏域(民生委員児童委員協議会の活動範囲)」、「日常生活圏域」が同じ圏域設定で展開することを目指し、計画期間の中で関係課、関係機関との調整を行っていきます。

### (1) 全福祉圏域

地域福祉の効果的な推進を図るために、市として幅広く、総合的な地域福祉施策を進める範囲として、市全域を「全福祉圏域」と設定します。

### (2) 基幹福祉圏域（民生委員児童委員協議会活動範囲）

住民福祉活動の展開や要支援者の自立支援において、効率的で適切な支援を行うためには、人口、地理的条件、歴史的経緯などを踏まえ、一定範囲の行政区をひとまとまりとした圏域を設定することが効果的です。

現在、本市には民生委員児童委員協議会の活動範囲を「基幹福祉圏域」と位置付け、次の5圏域を設定します。

- ①勝連民生委員児童委員協議会（定数：25名）
- ②与那城民生委員児童委員協議会（定数：25名）
- ③具志川東民生委員児童委員協議会（定数：45名）
- ④具志川西民生委員児童委員協議会（定数：44名）
- ⑤石川民生委員児童委員協議会（定数：37名）

### (3) 小地域福祉区（行政区）

住民が地域の生活課題を把握しやすく、課題に対応した住民活動の合意形成と具体的な活動が展開しやすい範囲として、行政区を基本的な単位として「小地域福祉区」と位置付けます。

また、独自に自治会を持っている団地についても、ひとつの小地域と捉えた上で、隣接する小地域における共通の生活課題について、小地域間で互いに連携・協力して課題解決にあたるものとしします。



## 2. 地域福祉推進の視点

複雑化・複合化する市民ニーズに対応するため、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、地域生活課題の解決に向けて努力していくことが大切です。

「自助・互助・共助・公助」が相互に連携し、補完し合うことが、地域福祉推進に必要な視点となります。

### (1) 自助の視点

市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のこと。

### (2) 互助の視点

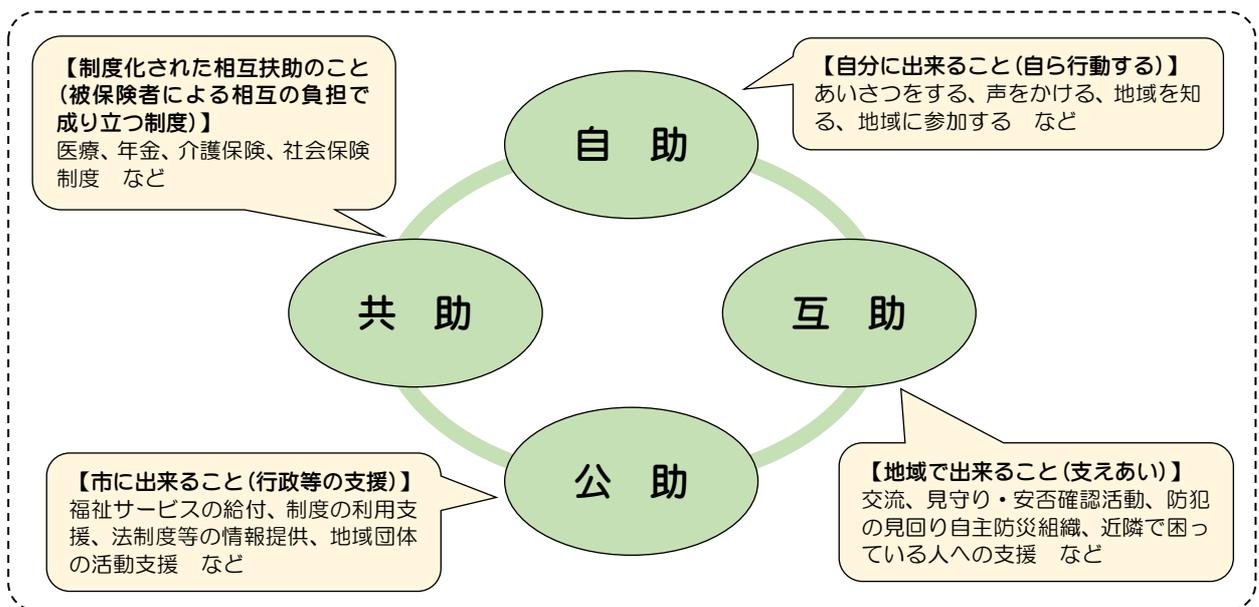
自助では対応できない生活課題等について、地域住民や地域の団体・組織等が、お互いに支えあい助け合って解決を図っていく活動のこと。

### (3) 共助の視点

被保険者による相互の負担で成り立つ制度化された相互扶助のこと。

### (4) 公助の視点

行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備などの事業・施策のこと。



## 3. 基本理念

## 誰もが共に支えあう“いーやんべー”のまちづくり

支えあいの地域社会の中で、誰もが健やかに安心して暮らせる、居心地の良い、まち

## 基本理念の考え方

人は地域で暮らしていく中で、様々な生活上の問題や悩みに出会うことがあります。時には一人の力で乗り越えることができないこともあります。そうした時、地域の誰かが支えてくれることで、その人にとっての望ましい生活を送ることができます。そのような助け合い、支えあいの風土が育まれることで、地域に住む人たちは幸せを感じ地域への愛着が確かなものとなり、地域はより活気づいていきます。

そのような地域を形成していくには、誰もが年齢、性別、障がいの有無などで差別を受けたり、偏見を持たれることなく、人としての尊厳や基本的権利が守られ、等しく社会参加の機会が保障されなければなりません。

また、一人の地域生活課題は誰にでも起こりえる課題であると受け止め、互いに相手を思いやり、助け合うことが大切であるという共通の価値観を持ち、全ての住民が安心して、共に暮らしていける地域づくりに参画していくことが求められます。

多様性社会の中で、誰一人取り残さない、持続可能な社会を築いていくために、地域の誰もが互いに協力し支えあう地域づくりを目指していきます。

## 【SDGs(持続可能な開発目標)との関係】

SDGs(持続可能な開発目標; Sustainable Development Goals)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

本計画では、17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナースHIPで目標を達成しよう」の3つ目標が関連しており、計画の推進によるSDGsの目標達成も目指していきます。

## SDGsの17目標より本計画と関連する目標



#### 4. 基本目標

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」による地域福祉を推進するため、以下の基本目標を掲げ、地域において自ら参加し、支えあうための環境づくりと、一人ひとりの多様性及び複雑化・複合化するニーズに対応する支援を行っていきます。

##### ① 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域人材を確保・育成します）

本市では、地域活動への住民参加が消極的な地域が多く、特にアパートの多い地区では参加が低い状況にあります。また、自治会の加入率も市全体では年々減少する傾向があり、昔から（20年以上）市内に居住している人の加入率は高いものの、アパート世帯では非常に低くなっています。

地域活動を進めるに当たっては、住民参加が不可欠であるため、地域福祉の意識向上を図りながら、自治会活動の活性化や地域に参加しやすい環境づくり、ボランティアへの参加促進等について推進します。

##### ② 人と人が「支えあう」ための地域環境づくり（地域で支えあう仕組みをつくります）

隣近所の付き合いや地域のつながりが充実することは、世帯の孤立を防いだり、一人暮らし高齢者や子どもたちの見守り、犯罪の抑止、災害時の助け合いなど、地域で暮らす中での安全・安心につながります。

隣近所のあいさつから始まり、声かけや相談、手助けを行うなどの支えあいを広げるとともに、支援を必要としている人を発見し、相談や住民による支援および制度・サービス利用などにつなげていく体制をつくるなど、支えあいのまちづくりを推進します。

また、犯罪や災害から住民を守り、安心して暮らしていけるよう地域と連携した対策の充実を図ります。

##### ③ 安心して暮らすための地域環境づくり（地域の包括的支援体制を整えます）

市民が地域で安心して暮らすためには、地域では解決できない事柄への支援を行う公助も不可欠です。一人ひとりの地域生活課題は複雑化・複合化しており、課題をくみ取り、相談から支援へとつなぐ包括的な体制づくりを図ります。

また、移動支援や感染症予防対策を推進し、安心して暮らしていけるよう対策の充実を図ります。

さらに、生活困窮世帯の自立支援、子どもの貧困対策、権利擁護など、支援を必要とする人への対策についても充実を図ります。

## 5. 重点施策

本計画の推進においては、以下の項目について重点施策として取り組みます。

### (1) 福祉意識の醸成

地域福祉の担い手は住民であり、住民の参加がなければ支えあいの地域福祉は成り立ちません。地域共生社会の実現、障がい者、認知症高齢者、外国人等多様性への理解、隣近所の支えあい等について、啓発や福祉教育等を行い、住民の地域福祉意識の醸成を図ります。

### (2) 自治会の活性化

地域福祉を推進する上では、住民の地域活動への参加が必要ですが、自治会の加入率は地域差があるものの減少する傾向にあり、特にアパート世帯での加入率の低迷は大きな課題となっています。自治会に加入していても地域行事や地域福祉活動への参加者は偏りがあることや、自治会を運営する担い手が不足するなど様々な課題もあり、こうした課題を解決するために自治会の加入促進や参加しやすい環境づくり、自治会の活性化などに取り組みます。

### (3) 小地域福祉ネットワークの組織化

市社会福祉協議会と連携し、小地域福祉区を単位として、地域住民が身近な生活課題について話し合い、具体的な福祉活動に主体的に参加していけるよう地域福祉推進のための住民組織の立ち上げを支援していきます。

### (4) 地域企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進

地域活動の担い手は「住民等」であり、この「等」の中には地域団体、企業、社会福祉法人といった地域組織も含まれています。市内企業は地域見守り隊での高齢者見守り活動への参加や、生活困窮世帯への食糧支援への協力などもあり、このような地域福祉活動への参加促進を図ります。

また、障がい者、高齢者などを対象とした各種福祉施設や保育園など、社会福祉事業を行う社会福祉法人による地域貢献活動を促進し、地域の社会資源として地域福祉の一翼を担っていただけるように図ります。

### (5) 包括的な支援体制の整備

市民の地域生活課題は複雑化・複合化してきており、一人ひとりに寄り添いながら、包括的な支援を行う必要があります。このため、包括的な視点に立った相談から具体的支援を実施する体制づくりを構築します。

包括的な相談から始まる支援体制の推進にあたっては、行政を主体とする支援体制のみならず、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センターやふれあい総合相談支援センターなど身近な地域での相談窓口とも連携し、市全体での包括的支援体制を目指します。

### (6) 権利擁護の推進

市の高齢化率の上昇に伴い、権利擁護を必要とする人も今後増えることが予想されます。現在、市社会福祉協議会内に「うるま市権利擁護センター」を設置し、権利擁護に関する取り組みを行っています。今後も権利擁護センターを中心とした取り組みの推進を図るほか、成年後見制度の利用促進、虐待やDV等の人権に係る支援体制の強化を図るなど、権利擁護を推進します。

### (7) 基幹福祉圏域の見直し

現在、本計画の主要圏域である「基幹福祉圏域」は5圏域であり、合併前4市町の民生委員児童委員協議会の活動範囲を反映して設定されています。うるま市は合併後10年以上が経過し、地域ごとの人口構成や福祉サービスの提供状況なども変化してきており、基幹福祉圏域の見直しも必要となっています。特に高齢者福祉における介護予防や相談支援など、高齢者を支える面では特にきめ細かな対応が必要となっているほか、地域支えあいの観点からも地域の人口を踏まえながら、より「身近な地域」を意識した地域活動支援や支えあい支援が不可欠です。

一人ひとりの高齢者及びすべての市民に必要な支援が円滑に行き届くように、「基幹福祉圏域（民生委員児童委員協議会の活動範囲）」、「日常生活圏域（介護保険事業計画）」が同じ圏域設定で展開することを目指し、計画期間の中で関係課、関係機関との調整を行っていきます。

6. 施策の体系

誰もが共に支えあう“いーやんべー”のまちづくり

＜基本目標1＞

一人ひとりが「参加する」  
ための地域環境づくり  
(地域人材を確保・育成します)

＜基本目標2＞

人と人が「支えあう」  
ための地域環境づくり  
(地域で支えあう仕組みをつくります)

＜基本目標3＞

安心して暮らすための  
地域環境づくり  
(地域の包括的支援体制を整えます)

＜施策の大綱＞

1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保
  - (1) 人権の意識啓発の推進
  - (2) 福祉意識の醸成
  - (3) 地域人材の確保と育成
  - (4) 民生委員・児童委員の確保、活動の推進
2. 自治会の活性化推進
  - (1) 自治会への加入、地域活動への参加促進
  - (2) 自治会の活性化支援
  - (3) 自治会間の連携支援
3. ボランティア活動の拡充
  - (1) ボランティアの確保・活動充実
  - (2) ボランティアセンターの体制・機能の充実

＜施策の大綱＞

1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり
  - (1) 小地域福祉ネットワークの組織化
  - (2) コミュニティソーシャルワーカーの充実
2. 人と人とのつながりづくり
  - (1) 地域の居場所づくりの推進
  - (2) 地域での交流機会の創出
  - (3) 地域団体の活動への支援
3. 住民等の地域福祉活動の推進
  - (1) 地域住民の地域福祉活動促進と支援
  - (2) 小地域福祉活動組織(支えあい委員会)の育成支援
  - (3) 地域企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進
4. 防犯・防災対策の推進強化
  - (1) 地域における防犯対策の推進
  - (2) 地域における防災対策の強化
  - (3) 避難支援を必要とする人への支援体制づくり

＜施策の大綱＞

1. 包括的な支援体制の構築
  - (1) 包括的相談支援体制の整備
  - (2) 必要なサービスを受けられる情報発信の充実
  - (3) 重層的支援体制整備事業に向けた体制づくり
2. 住みやすい地域環境の充実
  - (1) 移動手段の創出
  - (2) 感染症予防対策の推進
3. 支援が必要な人への対策の充実
  - (1) 生活困窮世帯自立支援の推進
  - (2) 子どもの貧困対策の推進
  - (3) ひとり親世帯への支援
  - (4) 居住の確保が困難な者への支援
  - (5) 再犯防止に関する取組の推進
4. 権利擁護の推進
  - (1) 権利擁護センターを中心とした権利擁護の推進
  - (2) 成年後見制度の利用促進
  - (3) 虐待等防止のための体制充実

第4章 第四次計画の基本的な考え方

7. 施策の詳細

※「市の取り組み」における担当課については、行政組織機構改編（R4.4.1付）による課名で表記しています。

	＜市の取り組み＞	＜社会福祉協議会の取り組み＞
基本目標1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域人材を確保・育成します）		
1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保		
(1) 人権の意識啓発の推進		
①人権啓発活動の支援	共生推進室	①多様性(ダイバーシティ)の意識啓発
②男女共同意識の啓発	共生推進室	②人権尊重の啓発
③多様性(ダイバーシティ)の意識啓発	福祉政策課 共生推進室 介護長寿課 障がい福祉課	
④人権教育・啓発の推進	学校教育課	
(2) 福祉意識の醸成		
①地域共生社会についての啓発・広報	福祉政策課	①ふくし教育講師斡旋事業(ボランティアセンター)
②手話(意思疎通)の普及啓発	障がい福祉課	②地域と連携した福祉教育の推進(地域づくり支援事業)
③福祉教育の推進	学校教育課	③地域共生社会についての啓発・広報
(3) 地域人材の確保と育成		
①認知症サポーター養成講座	介護長寿課	①地域人材の育成
②手話奉仕員養成講座	障がい福祉課	②手話・点訳・音訳奉仕員の育成
③放課後子ども教室における地域人材の確保	生涯学習スポーツ振興課	
④保育サポーターの養成	こども家庭課	
(4) 民生委員・児童委員の確保、活動の推進		
①民生委員・児童委員の確保及び活動内容の広報啓発	福祉政策課	①民生委員・児童委員との協働・活動支援
②民生委員・児童委員活動の推進	福祉政策課	
2. 自治会の活性化推進		
(1) 自治会への加入、地域活動への参加促進		
①自治会加入促進事業	市民協働課	①自治会活動の周知・広報の充実
②自治会と福祉防災事業の連携づくり	福祉政策課	
③自治会や地域活動の情報発信の充実	市民協働課 福祉政策課	
(2) 自治会の活性化支援		
①地域活動の支援充実	市民協働課	①福祉協力会への支援(福祉協力会助成金交付事業)
②地域での環境美化活動への支援	環境課	
(3) 自治会間の連携支援		
①自治会間の情報共有等連携支援(自治振興事業)	市民協働課	①自治会間での情報交換の場づくり、協議体の開催(地域づくり支援事業、生活支援体制整備事業)
3. ボランティア活動の拡充		
(1) ボランティアの確保・活動充実		
①地域のボランティア活動の推進	福祉政策課	①ボランティア団体の活動の充実・拡充(ボランティア団体活動支援助成事業)
		②ボランティア活動体験等の機会の拡大
		③ボランティアサロンの充実
(2) ボランティアセンターの体制・機能の充実		
①ボランティアセンター運営事業支援	福祉政策課	①ボランティアセンターの体制、機能強化(ボランティアセンター運営事業)

＜市の取り組み＞		＜社会福祉協議会の取り組み＞	
基本目標2 人と人が「支えあう」ための地域環境づくり（地域で支えあう仕組みをつくります）			
1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり			
(1) 小地域福祉ネットワークの組織化			
①小地域福祉ネットワークの組織化支援	福祉政策課	①小地域ネットワークの組織化と組織の結成（地域づくり支援事業） ②生活支援体制整備事業による地域支えあい仕組みづくりの支援 ③各基幹福祉圏域等での研修会、情報交換会等の実施	
(2) コミュニティソーシャルワーカーの充実			
①コミュニティソーシャルワーカーの充実	福祉政策課	①コミュニティソーシャルワーカーの充実、資質向上（ふれあい総合相談事業）	
2. 人と人とのつながりづくり			
(1) 地域の居場所づくりの推進			
①居場所づくりの推進		①居場所づくりやふれあいの機会の推進（ふれあい・いきいきサロン（茶一びら事業、茶一びら子どもの居場所づくり支援）） ②属性を超えて交流できる居場所の確保検討	
・放課後子ども教室、各種スポーツ教室	生涯学習スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター事業</li> <li>・ミニデイサービス（生きがい活動支援通所事業）</li> <li>・地域づくり支援事業</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> </ul>	
・児童館・センター等管理運営、放課後児童健全育成事業	こども家庭課		
・地域子育て支援センター事業	保育こども園課 こども教育保育推進課		
・ミニデイ、高齢者交流サロン、体操サークル	介護長寿課		
・地域活動支援センター事業、津堅キャロットぴゅあサロン	障がい福祉課		
②属性を超えて交流できる居場所の確保検討			
・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業	介護長寿課		
・地域活動支援センター事業	障がい福祉課		
・地域子育て支援センター事業	保育こども園課 こども教育保育推進課		
(2) 地域での交流機会の創出			
①うるま市福祉まつりの開催	福祉政策課	①「うるま市福祉まつり」による交流機会の確保	
②生涯学習フェスティバル	生涯学習スポーツ振興課	②地域交流機会の促進	
③自然とふれあう親と子のつどい	生涯学習スポーツ振興課		
④コミュニティー・スクールの推進	学校教育課		
(3) 地域団体の活動への支援			
①地域団体（子ども会、青年会、女性会、老人クラブ、母子寡婦福祉会等）の活動への支援	介護長寿課 障がい福祉課 こども家庭課 生涯学習スポーツ振興課	①地域団体の活動への支援 ②各地域団体の主体的活動と活性化のための相談、助言	
3. 住民等の地域福祉活動の推進			
(1) 地域住民の地域福祉活動促進と支援			
①地域活動の支援充実（再掲）	市民協働課	①地域福祉活動等への支援 ②地域づくり支援事業	
(2) 小地域福祉活動組織（支えあい委員会）の育成支援			
①小地域における活動組織の拡充と組織の強化	福祉政策課	①小地域福祉活動組織（支えあい委員会）の拡充（地域づくり支援事業）	

第4章 第四次計画の基本的な考え方

<市の取り組み>		<社会福祉協議会の取り組み>	
(3) 地域企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進			
①市内企業のキャリア教育支援	商工労政課	①企業との連携による地域の見守り推進 (地域見守りネットワーク事業) ②地域企業との協働による地域福祉活動 (フードドライブ等) ③社会福祉法人ネットワーク懇談会の開催	
②市内社会福祉法人の地域活動への参加促進	福祉政策課 保育こども園課		
4. 防犯・防災対策の推進強化			
(1) 地域における防犯対策の推進			
①夜間街頭指導の推進	教育支援センター	①防犯に関する情報の発信 ②地域防犯活動の支援及び犯罪情報の発信	
②ちゅらさん運動の啓発活動推進	市民協働課		
③地域の防犯灯設置の充実	市民協働課		
(2) 地域における防災対策の強化			
①地震津波避難訓練の実施	危機管理課	①災害ボランティアセンターの設置・運営 ②自主防災組織との連携 ③災害対応マニュアルに基づく平常時からの関係者とのネットワーク構築 ④災害対応マニュアルの見直し	
②自主防災組織の強化	危機管理課		
③災害時における福祉対策部体制設置訓練の実施	福祉政策課 介護長寿課 障がい福祉課 保護課		
④福祉避難所の拡充	福祉政策課		
(3) 避難支援を必要とする人への支援体制づくり			
①避難行動要支援者の支援体制の構築	福祉政策課 障がい福祉課 介護長寿課	①避難行動要支援者の支援体制構築への協力 ②小地域ネットワーク活動組織と連携した避難支援体制づくりの支援	
基本目標3 安心して暮らすための地域環境づくり (地域の包括的支援体制を整えます)			
1. 包括的な支援体制の構築			
(1) 包括的相談支援体制の整備			
①包括的相談支援体制の整備	福祉政策課	①総合相談支援体制の機能強化 (ふれあい総合相談支援事業)	
②分野別センター機能の専門相談の充実及びネットワークの構築	障がい福祉課		
・ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所	介護長寿課	②各種相談員の確保と質の向上 ③民生委員・児童委員や自治会等地域との連携による相談支援の充実	
・ 地域包括支援センター	保育こども園課 こども教育保育推進課		
・ 地域子育て支援センター	子育て世代包括支援センター		
・ 子育て世代包括支援センター、利用者支援事業	保護課		
・ 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター			
③各分野の相談窓口の充実			
・ 無料法律相談、消費生活センター	市民協働課		
・ 女性相談、家庭児童相談室	子育て世代包括支援センター		
・ 母子保健相談	子育て世代包括支援センター		
・ 児童発達相談	こども発達支援課		
・ 健康相談	健康支援課		
・ 教育相談事業 (教育相談【ふたば】、学校訪問相談)	教育支援センター		
(2) 必要なサービスを受けられる情報発信の充実			
①情報発信・情報提供の充実	秘書広報課 全課を対象とする	①情報発信の充実 ②点字・声の広報等発行事業	

<市の取り組み>		<社会福祉協議会の取り組み>	
(3) 重層的支援体制整備事業に向けた体制づくり			
①重層的支援に向けた既存事業・施策の整備	福祉政策課 介護長寿課 障がい福祉課 保護課 こども政策課 こども家庭課 子育て世代包括支援センター 保育こども園課 こども教育保育推進課 こども発達支援課 学校教育課 教育支援センター	①市の重層的支援体制との連携	
②複雑化・複合化した事案に対する重層的支援会議の仕組みづくり	福祉政策課		
2. 住みやすい地域環境の充実			
(1) 移動手段の創出			
①移動手段の創出		①社会参加促進事業の実施	
・リフト付き福祉バスの運行	障がい福祉課	②移動支援や買い物支援の推進	
・福祉車両の貸与	障がい福祉課		
・福祉タクシー利用助成事業	障がい福祉課		
・障がい者・障がい児への個別支援による移動支援	障がい福祉課		
・外出支援サービス事業	介護長寿課		
・公共施設間連絡バス運行事業	都市政策課		
・新たな移動手段確保のための実証実験	都市政策課		
(2) 感染症予防対策の推進			
①感染症予防対策の推進	危機管理課 子育て世代包括支援センター	①感染症予防対策の充実	
②サービス事業所や保育所等への感染症予防対策の啓発・指導	介護長寿課 障がい福祉課 こども教育保育推進課		
3. 支援が必要な人への対策の充実			
(1) 生活困窮世帯自立支援の推進			
①生活困窮世帯の自立支援の充実		①生活困窮者自立支援に関わる各種関係者との連携強化	
・生活困窮者自立相談支援事業	保護課	②生活福祉資金貸付事業や福祉金庫による生活費等の貸し付けの実施	
・住居確保給付金	保護課		
・就労準備支援事業	保護課		
・一時生活支援事業	保護課		
・家庭改善支援事業	保護課	③法外援助事業による生活援助金等の給付の実施	
		④食糧提供支援(フードドライブ)の実施	
(2) 子どもの貧困対策の推進			
①子どもの貧困対策ネットワークの強化	こども政策課	①子ども支援に必要な各種関係者との連携強化	
②貧困対策支援員の配置	子育て世代包括支援センター 教育支援センター	②生活福祉資金貸付事業(教育支援資金)や福祉金庫による貸し付けの実施	
	学校教育課 保護課	③法外援助事業による生活援助金(学用品、被服費)等の給付の実施	
③子どもの居場所づくり支援		④食糧提供支援(フードドライブ)の実施(再掲)	
・子どもの居場所づくり事業	こども政策課 維持管理課 子育て世代包括支援センター こども家庭課	⑤子どもの居場所づくりの支援	
		⑥地域の学習支援活動の支援	

第4章 第四次計画の基本的な考え方

		＜市の取り組み＞		＜社会福祉協議会の取り組み＞	
		・若者居場所運営支援事業	教育支援センター		
		・学習支援事業	保 護 課		
		④就学援助	学 務 課		
		⑤若年妊産婦の居場所支援	子育て世代包括支援センター		
		(3)ひとり親世帯への支援			
	①ひとり親世帯への支援の充実	こども家庭課	①ひとり親世帯等新入学児童激励事業の実施		
	②放課後児童クラブひとり親等支援事業	こども家庭課			
	(4)居住の確保が困難な者への支援			①居住の確保支援に必要な各種関係者との連携強化	
	①高齢者、障がい者、低所得者、外国人等に対する居住確保支援	維持管理課 介護長寿課 障がい福祉課 保 護 課 福祉政策課 こども政策課 こども家庭課 子育て世代包括支援センター			
	(5)再犯防止に関する取組の推進				
①再犯防止に関する取組の推進	市民協働課				
4. 権利擁護の推進					
(1)権利擁護センターを中心とした権利擁護の推進					
①権利擁護センターの充実	福祉政策課	①権利擁護センター事業の促進			
		②金銭管理等の支援充実			
(2)成年後見制度の利用促進					
①成年後見制度に関する周知・広報の充実	福祉政策課 障がい福祉課 介護長寿課 保 護 課	①成年後見制度の周知・広報・相談			
		②成年後見制度の利用支援に関する関係機関との連携			
②成年後見制度の利用支援	障がい福祉課 介護長寿課				
(3)虐待等防止のための体制充実					
①虐待等防止のための体制の充実	障がい福祉課 介護長寿課 子育て世代包括支援センター こども教育保育推進課	①虐待等防止のためのつなぎ支援			
		②虐待等防止の普及啓発			

## 第5章 第四次計画の取り組み



## 【第5章 第四次計画の取り組み】

### 基本目標 1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域人材を確保・育成します）

#### 1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保

##### 【基本方針】

住民主体の地域福祉を推進していくためには、住民が福祉に関心を持ち日頃から福祉を意識することが大切です。その基本となるのが人権教育であり、人権に関する理解を深めるための教育・啓発を行うとともに、福祉教育を推進し福祉意識の醸成を図ります。

また、地域の福祉力向上には、住民の地域参加が不可欠であるため、地域活動の担い手の確保や地域の相談役・支援のつなぎ役である民生委員児童委員の確保と活動の推進も図ります。

##### 【施策の推進】

#### (1) 人権の意識啓発の推進

##### 市の取り組み

#### ① 人権啓発活動の支援【共生推進室】

人権擁護委員が実施している活動について、特設人権相談所の開設やホームページ等を活用した周知や啓発を行います。

#### ② 男女共同意識の啓発【共生推進室】

男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担い一人ひとりの個性が輝くまち、みんなが主役の男女共同参画社会を推進します。

#### ③ 多様性(ダイバーシティ)の意識啓発【福祉政策課、共生推進室、介護長寿課、障がい福祉課】

年齢、性別、人種、障がいの有無や宗教などの属性にとらわれず、地域で誰もが安心して暮らしていくために、多様性(ダイバーシティ)の意識啓発や受け入れる環境づくりを行政も行き、誰もが互いの考え方の違いや個性を受け入れながら、ともに成長していける地域づくりを推進します。

#### ④ 人権教育・啓発の推進【学校教育課】

うるま市全小・中学校において「人権の日」を設定し、朝の時間や道徳の時間を活用した人権感覚を身につける取り組みを継続し、子どもたちの人権尊重の意識向上を図ります。

教職員については、「人権ガイドブック」や「LGBTサポートガイド」の活用等による人権の意識啓発・向上を行います。また、「体罰防止ハンドブック」を利用し、体罰が児童生徒に対する人権侵害行為であることを啓発します。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①多様性(ダイバーシティ)の意識啓発

社協ホームページや社協だよりを活用し、障がいや多様性(ダイバーシティ)の理解啓発を地域及び地域の関係団体へ行い、身近な地域において、多様な人が互いの考え方の違いや個性を受け入れながら、ともに成長していける地域づくりを推進します。

### ②人権尊重の啓発

人権尊重の観点から、障がい理解のための講演会を開催するなど、市民への啓発機会を継続して実施します。

## (2)福祉意識の醸成

### 市の取り組み

#### ①地域共生社会についての啓発・広報【福祉政策課】

障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発及び「地域共生社会」の意味等についての広報啓発を行い、全ての人が地域において支えあいながら共に生きる「地域共生社会」の意識を広げていきます。

#### ②手話(意思疎通)の普及啓発【障がい福祉課】

ろう者とろう者以外が、相互の人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及啓発を図ります。

#### ③福祉教育の推進【学校教育課】

関係機関と連携し、市内小中学校において、子どもの発達段階に応じたボランティア活動や福祉講話・福祉体験、特別支援学校との交流会などを実施し、子どもの豊かな福祉の心を育みます。実施に当たっては、地域活性化、交流、地域人材育成など「まちづくり」の広い視点を念頭に置きながら、関係機関・関係課と連携して進めます。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①ふくし教育講師斡旋事業(ボランティアセンター)

小・中・高校等からの依頼を受け、地域に暮らす障害のある方など地域人材を講師として学校に斡旋し、児童生徒が福祉講話や福祉体験を通して、障害の理解や地域で共に生きることを学ぶ機会を提供します。

実施校のニーズを踏まえた斡旋ができるように努めながら、これまでの実施プログラムの工夫や見直し、指導者発掘・育成を図るとともに、関係機関・団体と協働・連携した取り組みを推進します。

### ②地域と連携した福祉教育の推進（地域づくり支援事業）

住民主体による地域福祉活動を推進するため、自治会を中心とした地域対象の出前講座「小地域ネットワーク（近隣見守り援助体制）づくり」を実施し、地域での見守りや支えあいについての学びの機会を提供します。

実施に当たっては、地域のニーズに合った講座を展開できるよう自治会等と連携しながら推進します。さらに、その後の具体的な地域福祉活動、小地域ネットワークの展開についての支援も行っていきます。

また、福祉教育を推進するにあたり、地域で福祉教育に関わることができる人材の確保や、地域団体、企業、福祉施設と連携し、福祉教育を提供できる組織の確保に努めます。

### ③地域共生社会についての啓発・広報

障がいや認知症に対する理解、障がいを理由とする差別解消、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発及び「地域共生社会」の意味等についての広報啓発を行い、全ての人が地域において支えあいながら共に生きる「地域共生社会」の意識を広げていきます。

## (3) 地域人材の確保と育成

### 市の取り組み

#### ①認知症サポーター養成講座【介護長寿課】

地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

#### ②手話奉仕員養成講座【障がい福祉課】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話技術を習得することを目的に、手話奉仕員の養成を行います。

#### ③放課後子ども教室における地域人材の確保【生涯学習スポーツ振興課】

放課後や週末、子ども達が安全に安心して活動する居場所において、地域の多様な大人の参画を得て、地域住民との交流活動等を実施するよう地域人材の確保に努めます。

#### ④保育サポーターの養成【こども家庭課】

子育ての援助を受けたい人、子育ての援助を行いたい人、地域での子育ての支援の輪を広げる保育サポーターの養成を行います。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①地域人材の育成

コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーターによる地域福祉活動への支援を通して、地域で活動する人材の育成を進めます。

### ②手話・点訳・音訳奉仕員の育成

「奉仕員養成事業」を実施し、聴覚に障がいを持つ方のコミュニケーション手段の一つである手話の知識・技術を習得し、聴覚に障がいを持つ方の日常生活等を支援する手話奉仕員の養成や視覚に障がいを持つ方の情報を取得するニーズに対応するため、点訳や音訳の知識・技術を習得し、視覚に障がいを持つ方の日常生活等を支援する点訳・音訳奉仕員を養成します。

## (4) 民生委員・児童委員の確保、活動の推進

### 市の取り組み

#### ①民生委員・児童委員の確保及び活動内容の広報啓発【福祉政策課】

広報誌やLINE等の広報媒体の活用、自治会訪問による働きかけなどを行い、民生委員・児童委員の確保・欠員解消に努めます。

#### ②民生委員・児童委員活動の推進【福祉政策課】

うるま市民生委員児童委員協議会への活動を支援し、民生委員・児童委員の活動の活性化を図ります。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①民生委員・児童委員との協働・活動支援

民生委員・児童委員の地域活動への支援や協働していくとともに、民生委員児童委員協議会の定例会等に参加し、必要に応じて担当地区の民生委員・児童委員と一緒に同行支援等を行います。

民生委員児童委員協議会と社協との協働による地域福祉活動を推進します。

## 2. 自治会の活性化推進

### 【基本方針】

小地域のコミュニティである自治会の地域活動の取り組みは、見守りや防災・防犯等から地域を支える重要な役割を担っています。自治会等の地域活動を行う団体に対しての活動支援や自治会間の連携支援などを行い、地域活動の活性化を目指します。

### 【施策の推進】

#### (1) 自治会への加入、地域活動への参加促進

##### 市の取り組み

##### ①自治会加入促進事業【市民協働課】

自治会への加入を呼びかけるリーフレットを作成し、自治会に配布し活用してもらうほか、市役所窓口でうるま市転入者への配布を行い、自治会加入を促進します。

また、その他の有効な加入促進方法について、検討します。

##### ②自治会と福祉防災事業の連携づくり【福祉政策課】

地域で自ら避難することが困難な高齢者や障がい者を「地域でお互いを助け合う」という互助の意識により、自治会をはじめとする地域コミュニティと福祉防災事業による連携づくりに取り組みます。

##### ③自治会や地域活動の情報発信の充実【市民協働課、福祉政策課】

各自治会の人口構成や世帯の状況、地域資源、自治会の活動内容、福祉サービス事業所等、地域活動内容、地域課題などの自治会や地域活動の情報発信の充実に取り組みます。

##### 社会福祉協議会の取り組み

##### ①自治会活動の周知・広報の充実

社協だよりや社協ホームページ、SNSを活用し、市民への自治会活動の周知・広報を行い、地域活動への参加促進を図ります。

#### (2) 自治会の活性化支援

##### 市の取り組み

##### ①地域活動の支援充実【市民協働課】

自治会等の地域活動を行う団体に対して活動支援を実施します。事業については、関係機関と連携し地域の伝統行事、文化の継承活動、こども育成活動など、様々な地域活動への支援ができるように図ります。（地域活動支援助成事業、一般コミュニティ助成事業など）

②地域での環境美化活動への支援【環境課】

自治会の環境美化活動について、資材の提供や清掃活動への支援を行います。

社会福祉協議会の取り組み

①福祉協力会への支援（福祉協力会助成金交付事業）

小地域の福祉向上を図るため、自治会組織を対象として設置されている福祉協力会への支援、地域づくりのサポート、小地域福祉活動の情報発信を行います。

(3)自治会間の連携支援

市の取り組み

①自治会間の情報共有等連携支援（自治振興事業）【市民協働課】

自治会の活性化を図るため、定期的な情報交換・情報共有の機会の提供を行います。

社会福祉協議会の取り組み

①自治会間での情報交換の場づくり、協議体の開催（地域づくり支援事業、生活支援体制整備事業）

基幹福祉圏域ごとに協議体を開催し、地域ニーズの把握を行い、地域の課題解決のための話し合いの場づくりや取り組みの報告を行います。また、必要に応じて自治会間での情報交換・情報共有の機会提供を行うことで発展的活動へ地域が取り組めるよう支援を行います。

3. ボランティア活動の拡充

【基本方針】

ボランティアとは「社会への奉仕・自発的・自らすすんでやること」という意味があり、ボランティア活動の広がりや社会貢献、福祉活動等への関心の高まりや地域社会づくりに大きな意義があります。

ボランティアセンター（市社会福祉協議会内に設置）と連携し、ボランティアの確保及び活動の充実を促進します。

【施策の推進】

(1)ボランティアの確保・活動充実

市の取り組み

①地域のボランティア活動の推進【福祉政策課】

地域におけるボランティア活動への参加を促進するとともに、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアに関する周知広報、ボランティアに参加しやすい環境づくりを推進します。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### ①ボランティア団体の活動の充実・拡充（ボランティア団体活動支援助成事業）

地域のボランティア活動を推進するため、ボランティア団体の活動支援を行います。また、ボランティア団体の活動の充実・拡充のため、関係機関・団体と協働・連携した取り組みを図ります。

#### ②ボランティア活動体験等の機会の拡大

市民を対象としたボランティア体験などで、ボランティア活動に触れる機会の拡充を行い、住民の活動参加意識の向上やボランティアに興味を持って参加できるよう更なる充実・発展を図ります。

#### ③ボランティアサロンの充実

ボランティア団体・個人等の活動拠点として、また交流や協働の場としてのボランティアサロンについて、関係団体と意見交換しながら、ボランティア団体・個人等が活動しやすいように取り組みます。

また、ボランティアに関心のある方や参加されている方が集い、情報提供・交流を行う場として「ボランティアプラットフォーム」を実施します。

## (2) ボランティアセンターの体制・機能の充実

### 市の取り組み

#### ①ボランティアセンター運営事業支援【福祉政策課】

ボランティアセンターの運営を支援し、社会福祉協議会と協働によるボランティアプラットフォームの体制や機能のさらなる充実を図ります。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### ①ボランティアセンターの体制、機能強化（ボランティアセンター運営事業）

うるま市のボランティア活動を推進するため、ボランティアコーディネーターを中心とした推進体制の強化を図ります。このため、ボランティアコーディネーターの配置を強化し、各種研修等への参加をとおして資質の向上を図ります。

**基本目標2 人と人が「支えあう」ための地域環境づくり（地域で支えあう仕組みをつくりま**

**1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり**

**【基本方針】**

住民主体の地域福祉の推進においては、住民一人ひとりが地域生活課題を把握し、「我が事」と捉えていくことが大切です。さらに自治会等の小地域における地域生活課題への対応策の検討や実施では、コミュニティソーシャルワーカーの助言や行政等との協働による課題解決にむけた仕組みづくりが必要となります。

社会福祉協議会と連携し、小地域福祉区での地域福祉推進の中核となる住民組織の育成や支援を行います。

**【施策の推進】**

**(1) 小地域福祉ネットワークの組織化**

**市の取り組み**

**① 小地域福祉ネットワークの組織化支援【福祉政策課】**

地域福祉推進の中核となる住民組織として、各自治会に小地域福祉ネットワークを組織化します。組織化については、順次拡大していきます。活動拠点の確保や福祉に関する情報提供、関係機関等との連携及び小地域福祉ネットワークの周知と活動への参加を促すなど、必要な支援を行います。

**社会福祉協議会の取り組み**

**① 小地域ネットワークの組織化と組織の結成（地域づくり支援事業）**

小地域ネットワーク組織化のきっかけづくりと組織の育成を推進するため、地域ニーズに合った出前講座「小地域ネットワーク（近隣見守り援助体制）づくり」を広く行います。また、リーダーの育成や地域住民が主体的に地域生活課題を抱えた世帯を支えるための活動が行えるように、継続的な育成支援を行います。

**② 生活支援体制整備事業による地域支えあい仕組みづくりの支援**

「生活支援体制整備事業」を今後も実施し、高齢者の地域生活課題に対する課題把握から地域支えあいによる課題解決の仕組みづくりを支援します。

**③ 各基幹福祉圏域等での研修会、情報交換会等の実施**

地域生活課題の解決のために取り組んだ小地域ネットワークの活動をまとめた「地域福祉活動報告書」発行、圏域での研修会や情報交換会を行い、地域福祉活動や小地域福祉ネットワークの活性化促進を図ります。

## (2) コミュニティソーシャルワーカーの充実

### 市の取り組み

#### ① コミュニティソーシャルワーカーの充実【福祉政策課】

身近な地域において、住民への相談支援の充実などを図るために、ふれあい総合相談支援センターに「コミュニティソーシャルワーカー」を継続して配置します。また、基幹福祉圏域ごとの配置に努めます。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### ① コミュニティソーシャルワーカーの充実、資質向上（ふれあい総合相談事業）

基幹福祉圏域に1人のコミュニティソーシャルワーカーの配置を目指すとともに、総合相談支援の地域の要となるコミュニティソーシャルワーカーの資質向上に努め、資質の平準化を図ります。

## 2. 人と人とのつながりづくり

### 【基本方針】

地域で安心して暮らしていくには、住民同士の親しい関係をつくり、困ったときに人と人とのつながりの中で解決を図っていく身近な互助が大切です。そのような地域を形成していくために、人と人がつながる居場所づくりや自治会活動を含めた地域の様々な活動を通して住民間のつながりが深まるような取り組みを行います。

### 【施策の推進】

#### (1) 地域の居場所づくりの推進

### 市の取り組み

#### ① 居場所づくりの推進

【生涯学習スポーツ振興課、こども家庭課、保育こども園課、こども教育保育推進課、介護長寿課、障がい福祉課】

それぞれの対象に応じた居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブや児童館、地域ミニデイサービス、高齢者交流サロンなどで地域の居場所が確保され、人と人とのつながりが保てるよう、必要に応じて適切な支援を行います。

- 放課後子ども教室、各種スポーツ教室（生涯学習スポーツ振興課）
- 児童館・センター等管理運営、放課後児童健全育成事業（こども家庭課）
- 地域子育て支援センター事業（保育こども園課、こども教育保育推進課）
- ミニデイ、高齢者交流サロン、体操サークル（介護長寿課）
- 地域活動支援センター事業、津堅キャロットぴゅあサロン（障がい福祉課）

## ②属性を超えて交流できる居場所の確保検討

### 【介護長寿課、障がい福祉課、保育こども園課、こども教育保育推進課】

地域づくりを推進するにあたり、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる居場所の整備を行うとともに、地域資源の活用により、市民が気軽に集う場の確保を検討します。

(地域づくりに関する事業)

- 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護長寿課）
- 地域活動支援センター事業（障がい福祉課）
- 地域子育て支援センター事業（保育こども園課、こども教育保育推進課）

また、地域の実情や住民のニーズを踏まえながら、性別や年齢の違い、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に訪れふれあうことのできる居場所づくりを進めます。

居場所については、公民館や空き家、空き店舗、公共施設の空きスペース、自宅の一室などの活用を検討します。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①居場所づくりやふれあいの機会の推進（ふれあい・いきいきサロン(茶一びら事業、茶一びら子どもの居場所づくり支援)）

身近な地域で子どもたち及び高齢者等が楽しく過ごすことができる居場所づくりや人と人とのつながりづくりのため、「ふれあい・いきいきサロン」等地域住民主体の活動を推進します。また、継続的な活動の支援、活動の活性化に向けた地域への働きかけを行います。

## ②属性を超えて交流できる居場所の確保検討

地域づくりを推進するにあたり、社協が実施しているミニデイサービス、障がい者の地域活動支援センター事業、地域づくり支援事業、生活支援体制整備事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる居場所の整備を行うとともに、うるみんを活用した市民が気軽に集う場(フリーサロン)の確保を検討します。

(地域づくりに関する事業)

- 地域活動支援センター事業
- ミニデイサービス（生きがい活動支援通所事業）
- 地域づくり支援事業
- 生活支援体制整備事業

## (2) 地域での交流機会の創出

## 市の取り組み

## ① うるま市福祉まつりの開催【福祉政策課】

「つくろう 広げよう 福祉の輪」をスローガンに福祉まつりを開催し、地域団体活動の展示・発表や交流機会を提供し人と人とのつながりづくりを促進します。

## ② 生涯学習フェスティバル【生涯学習スポーツ振興課】

生涯学習フェスティバルを開催し、学べる学習機会や市民の健康づくりや体力づくり、年齢や性別を問わず参加者の親睦と仲間づくりを促進します。

## ③ 自然とふれあう親と子のつどい【生涯学習スポーツ振興課】

親と子のきずなを深めるとともに、こども達に豊かな自然を体験観察する機会や場所を提供することで、市民の学習機会の充実を図ります。

## ④ コミュニティー・スクールの推進【学校教育課】

学校と地域住民がともに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくコミュニティー・スクールを推進し、地域とのつながりづくりを図ります。

## 社会福祉協議会の取り組み

## ① 「うるま市福祉まつり」による交流機会の確保

「うるま市福祉まつり」を開催し、地域住民や各種団体の発表機会、多種多様な団体等の交流、協働などの機会確保を行います。

## ② 地域交流機会の促進

自治会等の地域において、つながりづくりを推進するため、地域での世代間交流等の機会を確保できるよう、自治会等に対して交流機会の確保支援を行います。

## (3) 地域団体の活動への支援

## 市の取り組み

## ① 地域団体(子ども会、青年会、女性会、老人クラブ、母子寡婦福祉会等)の活動への支援

## 【介護長寿課、障がい福祉課、こども家庭課、生涯学習スポーツ振興課】

子ども会、青年会、女性会、老人クラブ、母子寡婦福祉会等の各地域団体の活動を支援し、団体の活性化及び地域活動の促進を目指します。また参加促進、リーダーの育成などを支援し、地域の担い手の確保を進めます。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①地域団体の活動への支援

老人クラブ等の各地域団体の活動を支援し、団体の活性化及び地域活動の促進を図ります。

### ②各地域団体の主体的活動と活性化のための相談、助言

老人クラブ等の各地域団体が主体的に活動を行うことや活性化を図るため、地域団体の状況を把握し、相談及び助言を行います。

## 3. 住民等の地域福祉活動の推進

### 【基本方針】

住民同士の支えあいやつながりを進めていくには、地域活動に住民が参加し、つながるきっかけや機会が市内の各地域で展開される必要があります。

このため、地域活動の支援のほか、小地域福祉ネットワーク組織を育成・強化し、自主的な活動が行える組織となるように図ります。

また、市内企業や社会福祉法人も地域の「住民等」であり、地域福祉活動への協力・協働を促し、地域福祉活動の一翼を担っていただくように取組みます。

### 【施策の推進】

#### (1) 地域住民の地域福祉活動促進と支援

### 市の取り組み

#### ①地域活動の支援充実（再掲）【市民協働課】

自治会等の地域活動を行う団体に対して活動支援を行う本事業を実施します。事業については、関係機関と連携し地域の伝統行事、文化の継承活動、こども育成活動など、様々な地域活動への支援ができるように図ります。（地域活動支援助成事業、一般コミュニティ助成事業など）

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①地域福祉活動等への支援

ボランティアコーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターが地域福祉活動への支援を行い、地域生活課題の把握からネットワークづくり、具体的取り組みを地域主体で行えるように、自治会等の地域福祉力向上を図ります。

### ②地域づくり支援事業

地域の担い手として主体的に活動するグループや団体の地域福祉活動への支援を行い、支えあいの仕組みなど地域づくりに取り組めます。また、各地域の抱えている地域生活課題は異なるため、地域の特性を活かした福祉活動が展開できる支援体制を構築していきます。

**(2) 小地域福祉活動組織(支えあい委員会)の育成支援****市の取り組み****①小地域における活動組織の拡充と組織の強化【福祉政策課】**

自治会を中心とした小地域福祉活動を行う組織を拡充し、市内全域で自主的な福祉活動が展開されるように図ります。また小地域福祉活動の組織強化について、市社会福祉協議会との連携のもと、進めていきます。

**社会福祉協議会の取り組み****①小地域福祉活動組織(支えあい委員会)の拡充(地域づくり支援事業)**

自治会を中心とした小地域福祉活動を拡充するため、出前講座「小地域福祉ネットワーク(近隣見守り援助体制)づくり」を行いながら組織の立ち上げ支援や、既存の組織が主体的・継続的に活動できるよう支援を行います。

**(3) 地域企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進****市の取り組み****①市内企業のキャリア教育支援【商工労政課】**

児童生徒の勤労観・職業観の醸成を図るキャリア教育の充実に向けた取り組みにより、事業所の地域活動への参加促進を図ります。

**②市内社会福祉法人の地域活動への参加促進【福祉政策課、保育こども園課】**

障がい者、高齢者などを対象とした各種福祉施設や保育園など、社会福祉事業を行う社会福祉法人による地域貢献活動を促進し、地域の社会資源として地域福祉の一翼を担っていただけるように図ります。

**社会福祉協議会の取り組み****①企業との連携による地域の見守り推進(地域見守りネットワーク事業)**

市内の企業や事業所と地域見守りネットワーク協定を結び、企業等が業務の中で取り組める福祉活動について推進します。

また、企業等の福祉活動について情報発信や啓発活動を行い、協定締結企業等の拡充を図ります。

**②地域企業との協働による地域福祉活動(フードドライブ等)**

地域企業等による食料品等の寄贈の取り組みと地域課題に取り組む団体をつなぎ、活動団体が安心・継続して地域福祉活動できるよう推進を図ります。

また、企業の継続的社会貢献として取り組める地域福祉活動について、今後も情報発信や啓発活動を行い、協働の拡充を図ります。

### ③社会福祉法人ネットワーク懇談会の開催

複雑多様化する地域課題について、市内の社会福祉法人と共有することで、社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」に向けた連携を確認し、実践につなげます。

## 4. 防犯・防災対策の推進強化

### 【基本方針】

地域で安心した生活が送れるように、防犯に対する市民意識の高揚を図り、各種機関が連携し防犯対策の充実に取り組みます。また、地域防災力を高めるために、防災意識の向上や防災訓練、自主防災組織を強化します。

避難行動要支援者の避難支援については、地域支援者や福祉事業所等の関係団体と連携することで、一人ひとりの避難支援について取り組みを進めます。

### 【施策の推進】

#### (1)地域における防犯対策の推進

##### 市の取り組み

#### ①夜間街頭指導の推進【教育支援センター】

毎月第3金曜日の「少年を守る日」に、青少年指導員による夜間街頭指導やイベント行事での夜間パトロールを実施します。

また、青少年指導員の確保を図ります。

#### ②ちゅらさん運動の啓発活動推進【市民協働課】

防犯啓発事業により、警察署、防犯協会と連携し、ちゅらさん運動についての啓発活動を行います。また、警察署、防犯協会が実施する全国地域安全運動や防犯に関するパネル展を開催し、防犯意識の高揚を図ります。

消費者トラブルの防止のため、市民講座を開催します。

#### ③地域の防犯灯設置の充実【市民協働課】

各自治会等による防犯及び夜間の生活環境の整備を補助し、防犯灯設置の充実に図ります。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①防犯に関する情報の発信

市や関係機関等と連携し、防犯に関する情報発信を、各団体や地域等に行うように努めます。

### ②地域防犯活動の支援及び犯罪情報の発信

地域の夜間見回りなどの防犯活動について支援を行うとともに、社協の広報手段や各事業を活用し、犯罪情報について発信します。

## (2) 地域における防災対策の強化

### 市の取り組み

#### ①地震津波避難訓練の実施【危機管理課】

地域の防災減災力向上のため、地震津波避難訓練を実施するとともに、市民、関係団体や学校関係など広く参加されるよう呼びかけます。

また、災害情報の伝達手段の充実に努めます。

#### ②自主防災組織の強化【危機管理課】

自主防災組織への防災訓練支援や防災説明会を開催し、防災士資格の取得支援等を含め、組織の育成・強化により地域防災力を促進します。

#### ③災害時における福祉対策部体制設置訓練の実施

##### 【福祉政策課、介護長寿課、障がい福祉課、保護課】

災害時における様々な状況を想定した福祉対策部設置訓練で、社会福祉施設等への地域防災力を高め、防災意識啓発・知識の普及を図ります。

#### ④福祉避難所の拡充【福祉政策課】

災害時に開設される避難所のうち、高齢者や障がいをお持ちの方などが災害時に安心して避難できるように必要な設備・物資を備えた「福祉避難所」について、確保・拡充に努めます。

国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、福祉避難所の指定や運営体制の充実に努めます。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①災害ボランティアセンターの設置・運営

大規模災害時において、被災避難者を支援する災害ボランティアの受け入れ等を行う災害ボランティアセンターの設置運営や関係団体等と協働しながら、災害時、福祉避難所等において必要とされる災害ボランティアの育成や支援体制を構築します。

また、実践を想定したセンター活動の流れや体制づくり、役割分担など対応方法を一つにまとめた「災害ボランティアセンターマニュアル」を作成します。

## ②自主防災組織との連携

地域の自主防災組織と連携強化を図り、災害時に強い地域づくりを目指します。また、自主防災組織の育成強化についても市と連携して支援します。

## ③災害対応マニュアルに基づく平常時からの関係者とのネットワーク構築

災害時、社協と関係者間とのスムーズな連携が図れるように、平常時からの情報共有に努めます。

## ④災害対応マニュアルの見直し

災害ボランティアセンターの体制や運営など、社協の災害時対応マニュアルについて、見直しを行います。

### (3) 避難支援を必要とする人への支援体制づくり

#### 市の取り組み

#### ①避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉政策課、障がい福祉課、介護長寿課】

災害時に自力で避難することが困難な方の避難支援を行う体制づくりを進めます。

避難行動要支援者名簿の外部提供同意取得の推進及び地域支援者等と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者、避難方法や避難経路、避難場所等を示す「個別避難計画」の作成の支援に努めます。

#### 社会福祉協議会の取り組み

#### ①避難行動要支援者の支援体制構築への協力

避難行動要支援者名簿作成、名簿の外部提供同意の取得、個別支援計画作成等について、市と協働して進めます。

#### ②小地域ネットワーク活動組織と連携した避難支援体制づくりの支援

自治会における小地域ネットワーク活動の組織と連携し、地域での避難行動要支援者の支援体制づくりを支援します。

**基本目標3 安心して暮らすための地域環境づくり（地域の包括的支援体制を整えます）**

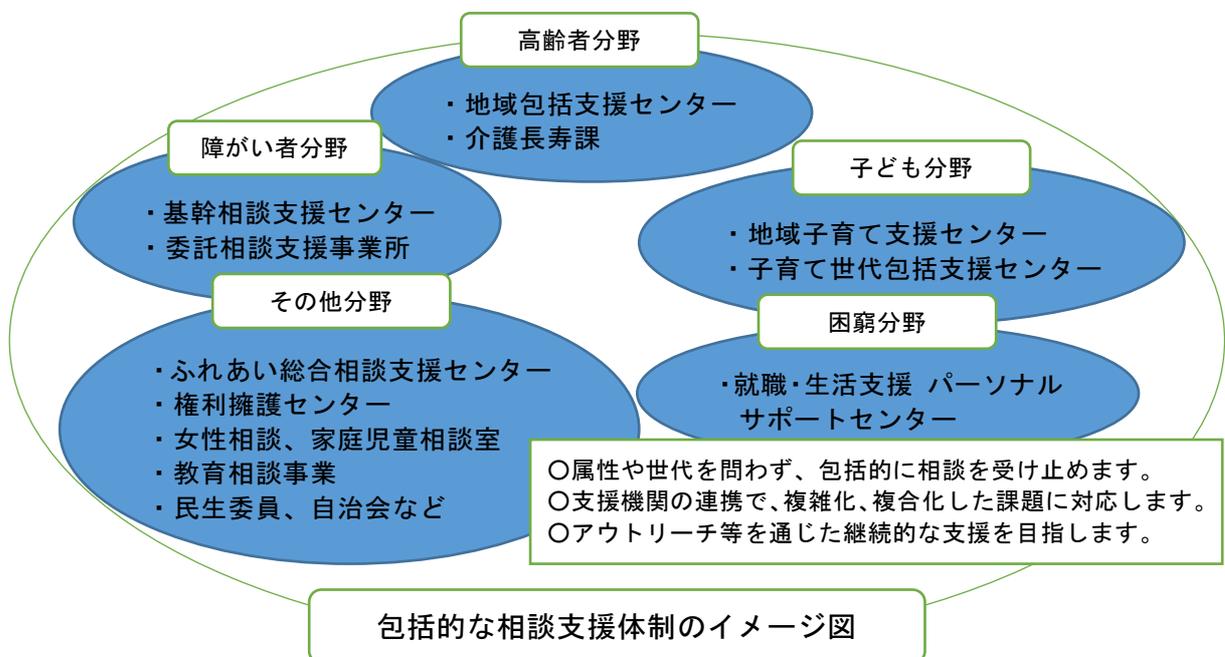
**1. 包括的な支援体制の構築**

**【基本方針】**

市民の地域生活課題は複雑化・複合化してきており、一人ひとりに寄り添いながら、包括的な支援を行う必要があります。このため、包括的な視点に立った相談から具体的支援を実施する体制づくりを構築します。

包括的な相談から始まる支援体制の推進にあたっては、行政を主体とする支援体制のみならず、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センターやふれあい総合相談支援センターなど身近な地域での相談窓口とも連携し、市全体での包括的支援体制を目指します。

また、必要な人に必要な支援が届くように、福祉情報発信の充実を図るほか、より広く情報提供を行うため、様々な情報発信手法を検討し、実践につなげます。



**【施策の推進】**

**(1) 包括的相談支援体制の整備**

**市の取り組み**

**① 包括的相談支援体制の整備【福祉政策課】**

包括的・重層的な支援体制を推進するにあたり、支援の入口となる「包括的相談支援」の体制構築に取り組みます。

個人や世帯が抱える複合的な課題を寄り添いながら相談を受ける意識啓発を行い、分野別の縦割りから包括的な支援への転換を実施します。

また、アウトリーチを主体とした相談支援を強化し、今まで対応できていなかったニーズに対し必要な支援が届ける支援体制を目指します。

## ②分野別センター機能の専門相談の充実及びネットワークの構築

【障がい福祉課、介護長寿課、保育こども園課、こども教育保育推進課、子育て世代包括支援センター、保護課】

各分野のセンター機能における専門的な相談の充実を図るとともに、専門相談機関のネットワークを共有し、相談支援体制の連携強化を図ります。

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所（障がい福祉課）
- 地域包括支援センター（介護長寿課）
- 地域子育て支援センター（保育こども園課、こども教育保育推進課）
- 子育て世代包括支援センター、利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター（保護課）

## ③各分野の相談窓口の充実

【市民協働課、子育て世代包括支援センター、こども発達支援課、健康支援課、教育支援センター】

各相談窓口の職員の対応力、包括的相談支援の意識啓発、包括的展開のためのつなぎの実施など、窓口職員のスキルアップを図り、丁寧な窓口対応に努めます。

- 無料法律相談、消費生活センター（市民協働課）
- 女性相談、家庭児童相談室（子育て世代包括支援センター）
- 母子保健相談（子育て世代包括支援センター）
- 児童発達相談（こども発達支援課）
- 健康相談（健康支援課）
- 教育相談事業（教育相談【ふたば】、学校訪問相談）（教育支援センター）

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①総合相談支援体制の機能強化（ふれあい総合相談支援事業）

多様な市民の困り事に対応する「総合相談支援」体制について、各基幹福祉圏域にコミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援の充実を図り、ワンストップによる相談支援と関係機関へのつなぎを行います。

今後も自治会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携・協働し相談者の課題解決に取り組めます。

### ②各種相談員の確保と質の向上

コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、各種相談支援を担う職員について、相談員の確保と質の向上を図り、市民の困り事への対応と課題解決及び専門的な相談力の強化を図ります。

### ③民生委員・児童委員や自治会等地域との連携による相談支援の充実

市民の多様な相談に対応できるよう民生委員・児童委員等と連携・協働し、相談者の課題解決に取り組み、身近な地域における相談支援の充実を図ります。

## (2) 必要なサービスを受けられる情報発信の充実

### 市の取り組み

#### ①情報発信・情報提供の充実【秘書広報課、全課を対象とする】

市の広報誌やホームページ、SNS等による情報提供を今後も行うとともに、FMうるまの活用や冊子、パンフレットの提供、ポスター掲示(庁内及び市内スーパー等民間店舗等)など、様々な方法を用いての情報提供に努めます。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### ①情報発信の充実

地域福祉の情報、地域の取り組み、各種制度等の情報について、市社会福祉協議会のホームページや社協だよりを活用して発信するほか、事業実施の機会を活用した情報提供等を行います。また、フェイスブック等のSNSを活用した福祉関連情報の発信に努めます。

#### ②点字・声の広報等発行事業

視覚障がいのため、文字による情報入手が困難な方に、点字・声の広報を発行します。

## (3) 重層的支援体制整備事業に向けた体制づくり

### 市の取り組み

#### ①重層的支援に向けた既存事業・施策の整備

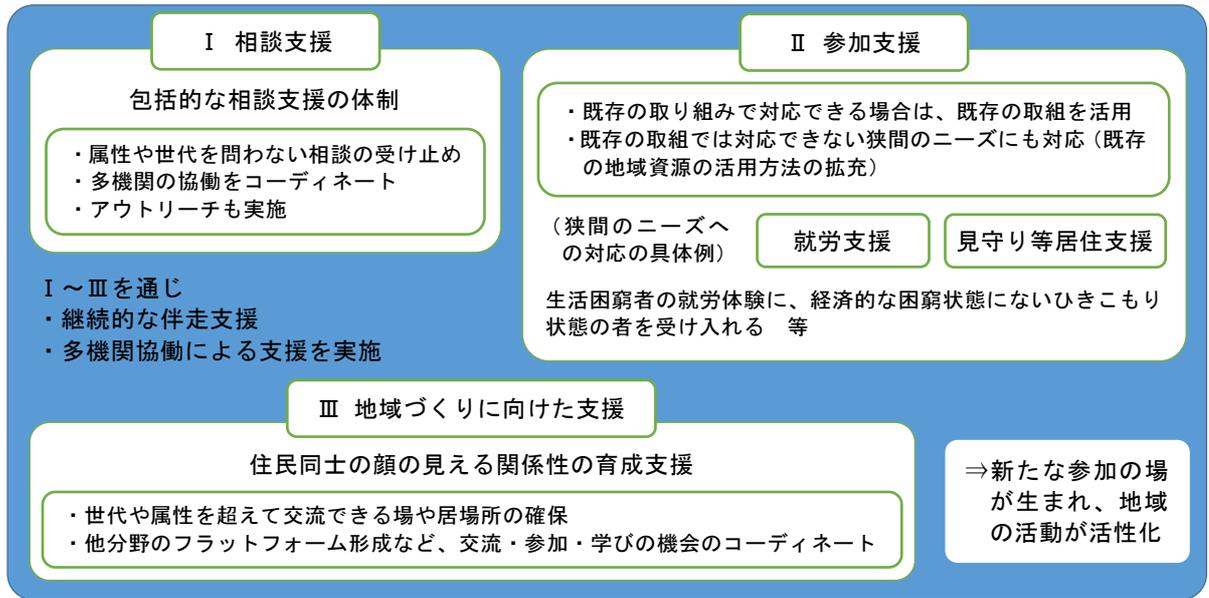
【福祉政策課、介護長寿課、障がい福祉課、保護課、こども政策課、こども家庭課、子育て世代包括支援センター、保育こども園課、こども教育保育推進課、こども発達支援課、学校教育課、教育支援センター】

重層的支援体制を今後整備していくにあたり、既存事業・施策を確認し、整理することで、市が目指す重層的支援体制整備事業の将来像を検討します。各課の事業・施策が横断的に、かつ対象や属性を超えて事業展開することを視野に入れた庁内連携を進めます。

#### ②複雑化・複合化した事案に対する重層的支援会議の仕組みづくり【福祉政策課】

個人や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題を解きほぐし、総合的・一体的に対応していくため、多くの相談・支援専門職が連携(多職種連携)し支援にあたる仕組みを構築します。このため、連携の協議体等の設置に努めます(例：重層的支援会議の準備会等)。

重層的支援体制整備事業の全体図



社会福祉協議会の取り組み

①市の重層的支援体制との連携

市が推進する重層的支援体制整備事業との連携を図るため、市と協議を重ねながら、既存事業の強化、活用及び新たな事業展開の検討などを行います。

2. 住みやすい地域環境の充実

【基本方針】

高齢者や障がい者をはじめ、地域住民の快適な日常生活環境を整えるため、移動手段の確保と利用利便性の向上を図ります。

地域での感染症のまん延を防止するため、地域で感染症予防対策の取組みができるよう感染症に関する正しい知識の普及を進めます。

【施策の推進】

(1) 移動手段の創出

市の取り組み

①移動手段の創出【障がい福祉課、介護長寿課、都市政策課】

交通弱者と呼ばれる高齢者や障がい者・障がい児、子どもなどが気軽に外出、移動できるよう移動手段の確保や公共交通が連携し、適切な役割分担のもと、誰もが地域に出やすい環境づくりを推進します。

- リフト付き福祉バスの運行（障がい福祉課）
- 福祉車両の貸与（障がい福祉課）
- 福祉タクシー利用助成事業（障がい福祉課）
- 障がい者・障がい児への個別支援による移動支援（障がい福祉課）
- 外出支援サービス事業（介護長寿課）
- 公共施設間連絡バス運行事業（都市政策課）
- 新たな移動手段確保のための実証実験（都市政策課）

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①社会参加促進事業の実施

障がい者のための「リフト付き福祉バス運行事業」を実施し、障がい者一人ひとりの個別の移動支援を行います。

### ②移動支援や買い物支援の推進

生活支援体制整備事業の協議体等を活用し、市民の移動手段や買い物支援に関する課題を整理検証するとともに、市や地域団体、企業等と協働しながら、地域の実情に応じた移動支援の見直しや買い物支援の社会資源開発等に取り組みます。

## (2) 感染症予防対策の推進

### 市の取り組み

#### ①感染症予防対策の推進【危機管理課、子育て世代包括支援センター】

新型コロナウイルスを始め、その他感染症により生じる生命や健康の安全を脅かすものに対し、うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画を基に予防や感染の蔓延防止を図る普及啓発や感染症対策を実施します。

#### ②サービス事業所や保育所等への感染症予防対策の啓発・指導

##### 【介護長寿課、障がい福祉課、こども教育保育推進課】

新型コロナウイルス等の感染症への対応を強化するため、介護保険サービスや障害福祉サービスなどの事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認します。事業所職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する情報提供に取り組みます。

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①感染症予防対策の充実

市社会福祉協議会が実施する地域への講座、集いの機会、サービス提供等においては、感染症予防対策を徹底し、安心して活動参加等できるように行います。

自治会の地域活動における感染症予防対策等を情報提供し、地域活動が安全・安心して取り組めるように支援します。

## 3. 支援が必要な人への対策の充実

### 【基本方針】

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立促進に向け、包括的・継続的な相談支援を実施し、就労や自立した生活に向けた支援を行います。支援を必要とする子どもには、居場所の確保や学習支援等を行い、子どもたちの将来が生まれ育った家庭環境に左右されないよう貧困の連鎖を防止します。

また、支援が必要な高齢者や障がい児者については、各分野の個別計画と連携し取り組みます。

### 【施策の推進】

#### (1)生活困窮世帯自立支援の推進

### 市の取り組み

#### ①生活困窮世帯の自立支援の充実【保護課】

生活困窮世帯自立支援法に基づき、各種支援事業を推進し、生活保護に至る前の支援対策の強化を図ります。このため、「うるま市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター」の自立支援員による生活相談・自立相談(アウトリーチ等)、支援プラン作成を強化し、生活困窮世帯に寄り添った支援を行います。

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 住居確保給付金
- 就労準備支援事業
- 一時生活支援事業
- 家庭改善支援事業

## 社会福祉協議会の取り組み

### ①生活困窮者自立支援に関わる各種関係者との連携強化

市内の生活困窮者の自立を支援するため、市やパーソナルサポートセンター等の関係機関及び関係者との連携強化を図ります。

### ②生活福祉資金貸付事業や福祉金庫による生活費等の貸し付けの実施

生活福祉資金や福祉金庫による生活費の貸し付けを行い、低所得者世帯が安定した生活を送れるように支援します。

### ③法外援助事業による生活援助金等の給付の実施

現行制度では対応が困難な生活困窮世帯等に対し、生活に必要な経費の給付や食糧の支援を一時的に行い、当面の生活の安定と自立意欲の助長を図ります。

### ④食糧提供支援(フードドライブ)の実施

緊急的に食料を必要とする生活困窮世帯への食料提供支援を行います。

また、フードドライブ活動について周知啓発を図り、食料を提供していただける企業や団体との調整・連携した取り組みを行います。

## (2)子どもの貧困対策の推進

### 市の取り組み

#### ①子どもの貧困対策ネットワークの強化【こども政策課】

子どもの貧困対策について、市、関係機関及びフードドライブ等の支援事業所の連携等、ネットワークを強化します。

行政においては、「子どもの貧困対策庁内連絡会」を開催し、市内の状況把握・情報共有及び対応策の検討などを行います。

#### ②貧困対策支援員の配置【子育て世代包括支援センター、教育支援センター、学校教育課、保護課】

家庭支援員や学習支援員を配置し、学校や子どもの居場所づくりを行う関係機関と情報共有、子どもや保護者を支援に繋げる調整、相談支援等を行います。

#### ③子どもの居場所づくり支援

##### 【こども政策課、維持管理課、子育て世代包括支援センター、こども家庭課、教育支援センター、保護課】

経済的な理由や家庭的な事情から支援が必要な子ども達の居場所を確保します。体験学習や学習支援、生活支援、孤食を防ぐための食事の提供等を行うとともに、関係機関や関係課と連携し、包括的な支援を行い、子どもの自己肯定感の向上に努めます

学習支援については、小学生から、高校進学に向けた中学生の学習支援までを実施します。

- 子どもの居場所づくり事業(こども政策課、維持管理課、子育て世代包括支援センター、こども家庭課)
- 若者居場所運営支援事業(教育支援センター)
- 学習支援事業(保護課)

**④就学援助【学務課】**

うるま市立の小中学校等に通学する児童生徒の家庭で、経済的な理由により就学が困難と認められる場合、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する就学援助制度を実施します。

**⑤若年妊産婦の居場所支援【子育て世代包括支援センター】**

経済的な理由から支援が必要な若年妊産婦の居場所を確保します。社会から孤立することなく、安心安全な状態で妊娠・出産・育児ができるよう支援するとともに、復学、進学、就労など自立に向けた支援を実施します。

**社会福祉協議会の取り組み**

**①子ども支援に必要な各種関係者との連携強化**

子どもの貧困対策について、市、関係機関及び自治会等との連携、ネットワークを強化します。

**②生活福祉資金貸付事業(教育支援資金)や福祉金庫による貸し付けの実施**

生活福祉資金や福祉金庫による就学上必要な経費の貸し付けを行い、低所得者世帯が安定した生活を送れるように支援します。

**③法外援助事業による生活援助金(学用品、被服費)等の給付の実施**

現行制度では対応が困難な生活困窮世帯等に対し、子どもの学用品や被服費等就学上必要な経費の給付を行い、当面の生活の安定と自立意欲の助長を図ります。

**④食糧提供支援(フードドライブ)の実施(再掲)**

緊急的に食料を必要とする生活困窮世帯への食料提供支援を行います。

また、フードドライブ活動について周知啓発を図り、食料を提供していただける企業や団体との調整・連携した取り組みを行います。

**⑤子どもの居場所づくりの支援**

市内で子どもの場所づくりの取り組みを行っている団体等への活動費助成等の支援を行い、居場所を必要としている子どもたちが継続して利用できるように支援を行います。

**⑥地域の学習支援活動の支援**

地域における学習支援活動を行っている団体等への活動費助成等の支援を行い、学習支援を必要としている子どもたちが気軽に学習できる環境づくりを推進します。

## (3) ひとり親世帯への支援

## 市の取り組み

## ①ひとり親世帯への支援の充実【こども家庭課】

ひとり親家庭のそれぞれの課題に対して経済的支援、養育費の確保支援、就業支援、子育て・生活支援などを総合的・包括的な支援の充実に努めます。

## ②放課後児童クラブひとり親等支援事業【こども家庭課】

ひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料の負担を軽減、利用料の一部を補助することで生活の安定と自立の支援に努めます。

## 社会福祉協議会の取り組み

## ①ひとり親世帯等新入学児童激励事業の実施

ひとり親家庭などの新小学1年生の入学を共に喜び、明るく健やかな学校生活が送れるよう、激励金を支給します。

## (4) 居住の確保が困難な者への支援

## 市の取り組み

## ①高齢者、障がい者、低所得者、外国人等に対する居住確保支援

【維持管理課、介護長寿課、障がい福祉課、保護課、福祉政策課、こども政策課、こども家庭課、子育て世代包括支援センター】

住まいの確保に困難を抱える人々に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居にかかる情報提供や居住の安定をはかるため必要な支援を実施します。

## 社会福祉協議会の取り組み

## ①居住の確保支援に必要な各種関係者との連携強化

住まいの確保に困難を抱える人々に対して、市やパーソナルサポートセンター等の関係機関及び関係者と連携して支援を行います。

(5) 再犯防止に関する取組の推進

市の取り組み

① 再犯防止に関する取組の推進【市民協働課】

再犯防止における取り組みを推進するため、関係課と連携を図ります。また、更生支援に携わる民間協力者と連携のもと「社会を明るくする運動」等における啓発活動を実施し、市民の理解促進に努めます。

4. 権利擁護の推進

【基本方針】

誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築いていくには、住民一人ひとりが互いの人権を認め合い尊重していくことが大切です。

このため、認知症や知的障がい等で判断力が不十分な方への権利擁護、成年後見制度に係る取り組みを推進します。

また、虐待を含む養護を必要とする人の早期発見の仕組みや早期に適切な対応がとれる体制をつくります。

【施策の推進】

(1) 権利擁護センターを中心とした権利擁護の推進

市の取り組み

① 権利擁護センターの充実【福祉政策課】

認知高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、「権利擁護センター」の機能強化を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

① 権利擁護センター事業の促進

「権利擁護センター事業」を実施し、認知高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用の援助等を行います。

② 金銭管理等の支援充実

「権利擁護センター事業」や「日常生活自立支援事業」において、一人ひとりの自立した地域生活に必要な援助や日常的な金銭管理などの支援を関係機関と連携して行います。

## (2) 成年後見制度の利用促進

### 市の取り組み

#### ① 成年後見制度に関する周知・広報の充実【福祉政策課、障がい福祉課、介護長寿課、保護課】

市民及びサービス事業所関係者等に成年後見制度に関する啓発・広報を行い、権利擁護の意識向上や必要な人が制度を利用できるように図ります。

#### ② 成年後見制度の利用支援【障がい福祉課、介護長寿課】

判断能力が低下した方が、日常生活上や福祉サービスを利用する際の援助として、成年後見等開始審判申立に関する費用や後見人等の報酬について助成などを行う「成年後見制度利用支援事業」を行います。

具体的な取り組みは、「うるま市成年後見制度利用促進基本計画」(第6章)に基づき進めます。

### 社会福祉協議会の取り組み

#### ① 成年後見制度の周知・広報・相談

自治会への活動支援等を通して、地域住民に対する成年後見制度に関する啓発・広報を行い、権利擁護の意識向上や必要な人が制度を利用できるように推進を図ります。

権利擁護センター事業等各事業の相談支援において、成年後見制度の利用を必要とする方が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

#### ② 成年後見制度の利用支援に関する関係機関との連携

成年後見制度利用支援事業の利用を必要とする方について、関係機関へのつなぎを行います。

(3) 虐待等防止のための体制充実

市の取り組み

① 虐待等防止のための体制の充実

【障がい福祉課、介護長寿課、子育て世代包括支援センター、こども教育保育推進課】

関係機関、関係課が連携し、虐待の未然防止・早期発見を行うとともに、ネットワークによる迅速で適切な対応に努めます。

また、児童虐待に関しては市要保護児童対策地域協議会、高齢者及び障がい者虐待については、虐待防止ネットワーク会議を開催し、今後も総合的な虐待防止のための方策を検討していきます。

さらに、市民や福祉サービス事業者、小・中・高校、保育施設の保育者(幼稚園教諭、保育士、学童クラブの支援員等)に対し、虐待に関する知識の普及啓発、虐待の早期発見と連携先等について研修会の周知を行います。

社会福祉協議会の取り組み

① 虐待等防止のためのつなぎ支援

地域支援や個別支援を行う中で、虐待のおそれの発見や早期対応に努め、関係機関と連携した支援を行います。また、虐待の未然防止、早期発見を図るために、地域での見守りの体制づくりを推進します。

② 虐待等防止の普及啓発

虐待の防止に関する普及啓発について、住民のほか、企業、福祉サービス事業所、学校等を対象とした普及啓発も実施します。

## 第6章 成年後見制度利用促進基本計画



## 【第6章 成年後見制度利用促進基本計画】

### 1. 成年後見制度について

#### (1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、成年後見人等が本人の不動産や預貯金等の財産を管理したり、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう利用契約の締結や医療費の支払いなどを行うことで、本人を法的に支援する制度です。

#### (2) 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と趣旨

近年、日本においては、高齢化の進行に伴い認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する傾向があります。また、知的障害、精神障害においては、金銭管理や日常生活を営むのに必要なサービスの情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方もいます。権利擁護(日常生活自立支援)事業の利用状況や相談状況を見ると、成年後見制度利用のニーズは高まってきており、成年後見制度を必要とする方々を支援する環境の整備が必要となっています。

こういった状況の中、国では平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、基本理念として「成年後見制度の理念の尊重」、「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」、「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を掲げ、関係者や関係機関との連携や体制づくりを推進しています。

また、この法律では、「市町村成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の策定に努めることとされており、市としても成年後見制度の利用に関する現状や課題把握を行い、制度利用の促進や必要な体制整備について計画的に取り組んでいくところであります。

### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 法的根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、一人ひとりが地域で支えあいながら共に暮らしていく地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりとした「第四次うるま市地域福祉計画」と連携し、同一の理念のもと一体的に策定していることから、本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 ※抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

3. 市町村計画に盛り込む内容

国の成年後見制度利用促進基本計画においては、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容として、(1)～(5)を上げています。本計画策定においても、以下の内容を踏まえて策定しています。

- (1) 地域連携ネットワークの3つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- (2) チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- (3) 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- (4) 既存の地域福祉、地域包括ケア、司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- (5) 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても定めること。

また、市町村成年後見制度利用促進計画で掲げる体制づくりについては、以下の整備が必要です。

「市町村成年後見制度利用促進基本計画」で示す体制づくり

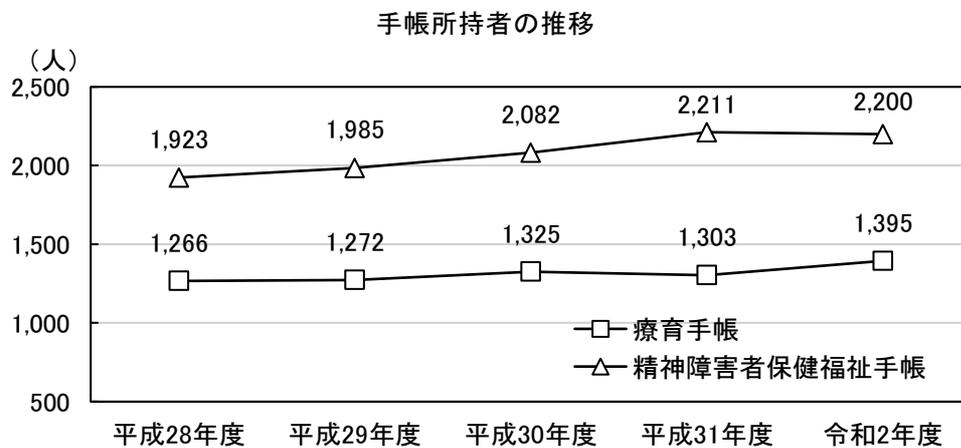
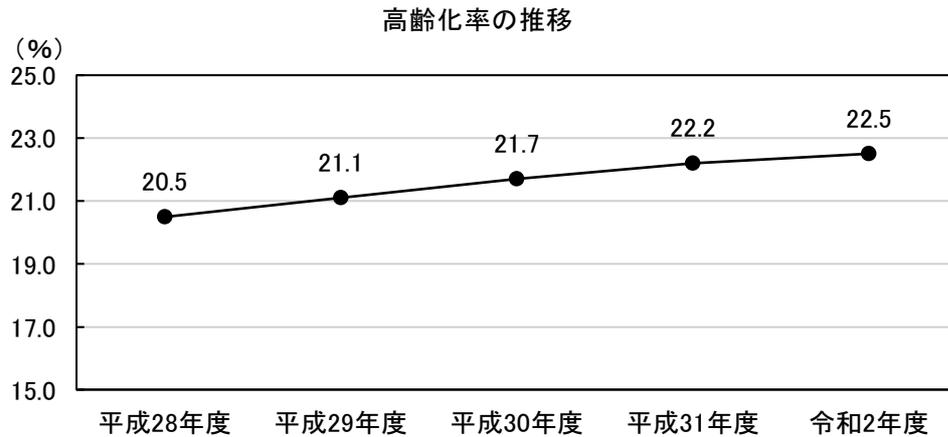
項 目	役 割
①権利擁護支援の地域連携ネットワーク	相談窓口から支援につなぐ仕組み
②チーム	本人を見守るチーム
③協議会	地域連携や体制づくりを進める合議体
④中核機関	地域連携ネットワークのコーディネートを担う

4. 市の現状と課題

(1) 対象者の推移

本市の高齢化率は、22.5%であり、高齢者の単身世帯数は、8,926世帯、要支援・要介護認定者数は、5,473人となっています。また、知的障害者は、1,395人で精神障害者は、2,200人となっております。

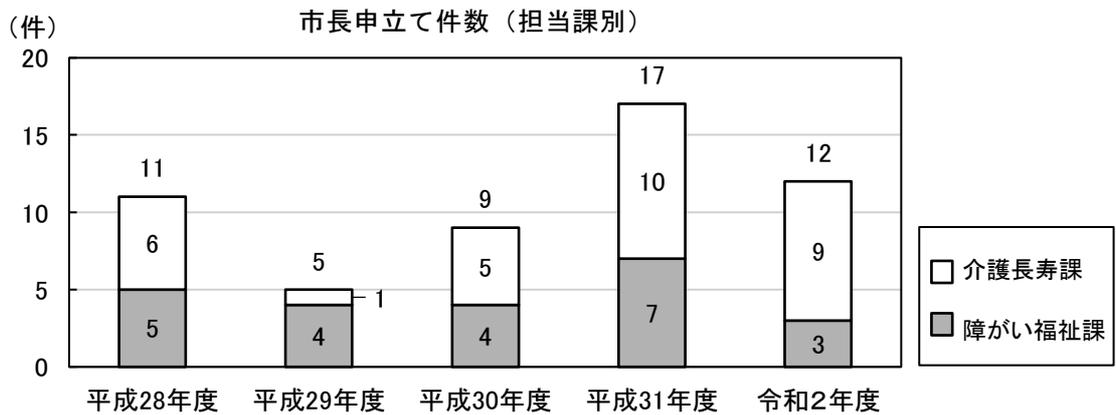
(※各数値の時点については、「令和3年度うるま市福祉事務所概要(資料：令和2年度版)」を参照しています。)



(2) 制度の利用状況

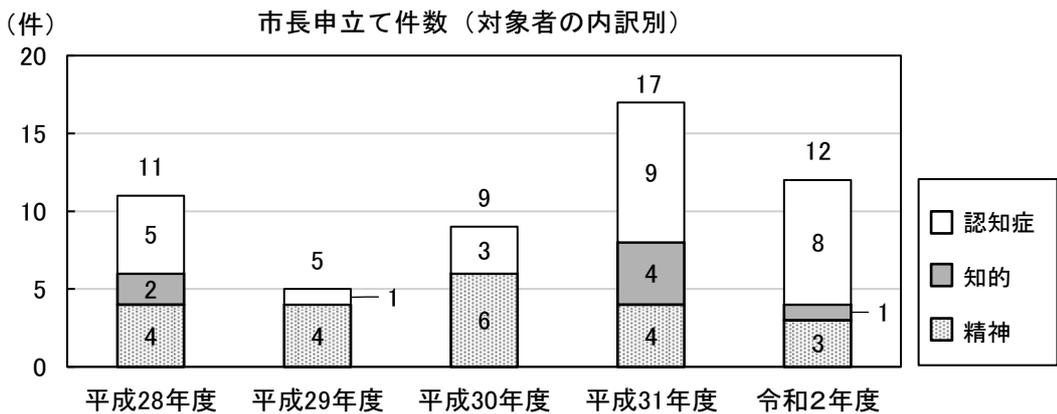
①本市における市長申立件数の推移

成年後見制度利用支援における市長申し立て件数を見ると、増減しながら推移しているものの、平成31年度は17件と過去5年間で最も多いです。また令和2年度は12件ですが、平成30年度以前と比較すると多いことが分かります。



②対象者の内訳別の推移

市長申し立て件数を対象者の内訳別で見ると、「認知症」で増加の傾向が見られます。高齢者については、今後75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており（※「第8期介護保険事業計画」より）、年齢が上がるにつれて認知症の有病率も上昇することから、成年後見の利用が増えることも予測されます。



(3) 相談件数

成年後見制度に関する相談件数は、令和2年度では413件であり、3年前の平成29年度と比べて233件増加しています。相談件数は、毎年増加傾向にあることが分かります。

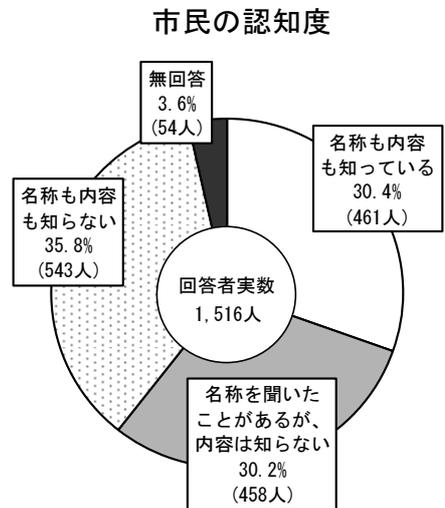
(実件)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
介護長寿課	98	100	144	177
地域包括支援センター	63	83	129	194
障がい福祉課	19	20	23	42
総数	180	203	296	413

(4) 制度認知の状況

① 市民の認知度

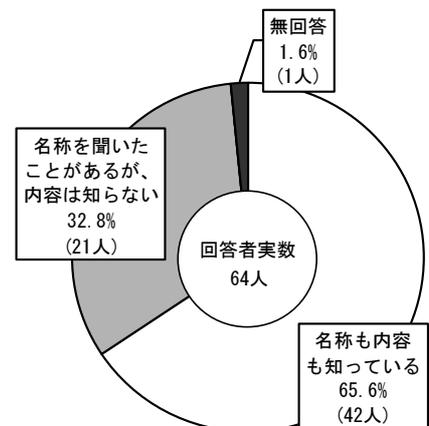
市民意識調査の結果から成年後見制度の認知度を見ると、「名称も内容も知っている」が30.4%ありますが、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名称も内容も知らない」を合わせると66%を占めており、成年後見制度について広く周知を図ることが重要です。



② 市内福祉事業所の認知度

介護保険の居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)や障害福祉サービスの計画相談支援事業所(相談支援専門員)といった、福祉事業所関係者の成年後見制度の認知度を見ると、「名称も内容も知っている」が65.6%と大半を占めているものの、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が32.8%もあります。福祉事業所関係者は、本人やその家族等から成年後見制度に関する相談を受ける機会があるため、日常生活上の援助などを行う支援者にも、制度への理解を深める取り組みが必要です。

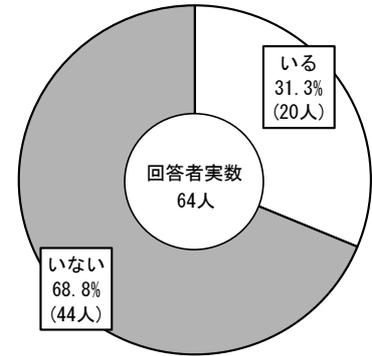
市内福祉事業所の認知度



③成年後見制度利用状況について

福祉事業所関係者に対し、現在、支援している要介護者及び障がい者の方の成年後見制度利用状況を尋ねたところ、利用している方が「いる」が31.3%、「いない」が68.8%となっています。

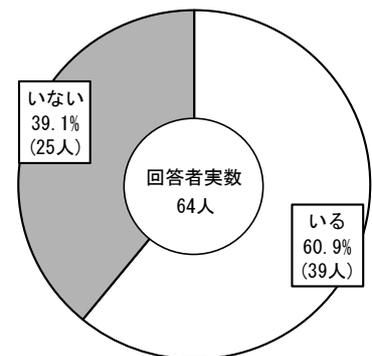
支援している方の  
成年後見制度利用状況



④成年後見制度が必要と思われる方について

福祉事業所関係者に対し、現在、支援している要介護者及び障がい者の方のうち、今後、成年後見制度の利用が必要と思われる方について尋ねたところ、「いる」(利用が必要と思われる)が60.9%、「いない」(必要でない)が39.1%であり、利用の見込みが高いことがわかります。

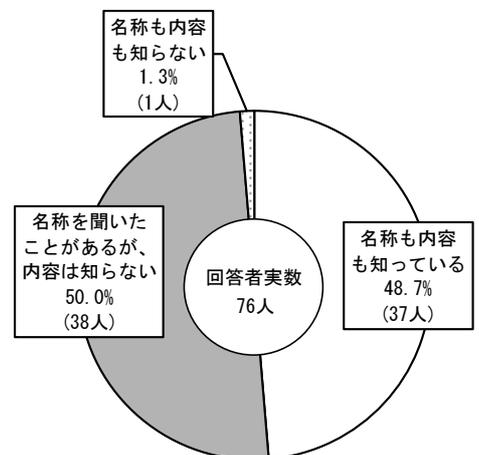
支援している方で、成年後見制度の利用が今後、必要と思われる方について



⑤民生委員・児童委員の成年後見制度の認知度

民生委員・児童委員の成年後見制度の認知度を見ると、「名称も内容も知っている」48.7%、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が50.0%となっています。名称を知っている割合は全体の99%近くを占めていますが、内容まで理解している割合は半数程度であるため、地域の相談役である民生委員・児童委員にも理解を深めていく必要があります。

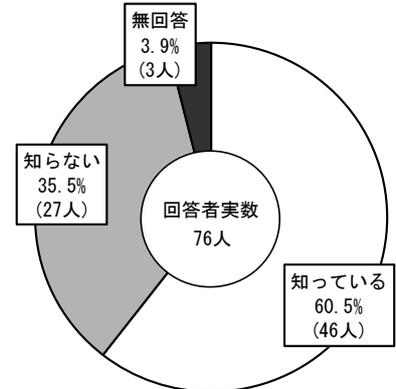
民生委員・児童委員の  
成年後見制度の認知度



⑥民生委員・児童委員の成年後見制度の相談先の認知度

民生委員・児童委員の成年後見制度に関する相談先の認知度を見ると、「知っている」60.5%、「知らない」が35.5%となっています。相談先の認知度は6割程度にとどまっており、相談を受け、つなぐ役割の民生委員・児童委員の資質向上のために、相談先の認知度を上げる必要があります。

民生委員・児童委員の  
成年後見制度の相談先の認知度



(5) うるま市の課題

近年、高齢化率の上昇や療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加から、成年後見制度の重要性は増していくものと考えられます。うるま市権利擁護センター(社会福祉協議会)や関係機関の連携を強化し、制度を広く周知し市民の生活の中に定着させていくことが求められます。

そのためにも、国の基本計画にある広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能を担う中核機関の整備と地域連携ネットワークづくりが必要です。

## 5. 計画のめざす姿と施策の方向性

- 1 基本理念 (第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画)  
誰もが共に支えあう“いーやんべー”のまちづくり
- 2 基本方針 (うるま市成年後見制度利用促進基本計画)  
「一人ひとりの権利擁護と成年後見制度を理解し、  
支援の必要な人を見逃さない地域連携ネットワークづくり」

誰もが人権や財産などの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしい生活を送り、安心して暮らしていけるよう、市民一人ひとりが権利擁護と成年後見制度を理解するとともに、成年後見制度が、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等を支える重要な手段として利用促進が図られるよう整えていきます。

また、地域全体の見守り体制により、支援の必要な人を発見し、適切な支援へとつなげていく地域連携ネットワークの構築を図ります。

### (1) 施策の柱と具体的な取り組み内容

#### 施策目標① 成年後見制度についての広報・周知の充実

##### 【具体的取組内容】

地域福祉計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画に掲げるホームページや広報等による周知の取組を推進し、権利擁護と成年後見制度についての理解促進を図ります。また、制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない場合や理解が十分でない場合もあるため、研修会や講座など、広く制度の周知を行います。

#### 施策目標② 中核機関の整備

##### 【具体的取組内容】

地域連携ネットワークを構築するにあたり、市の権利擁護・成年後見の中核となる機関が必要であることから、様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識を持ち、地域の関係機関との連携・調整等を行う中核機関を設置します。

中核機関は、福祉政策課に設置し、市権利擁護センター(社会福祉協議会内)においても中核機関の役割を担ってもらい地域連携ネットワークの推進役としての機能を果たします。

### 施策目標③ チーム・協議体の設置

#### 【具体的取組内容】

地域連携ネットワークを構築するにあたり、本人を後見人と共に支える「チーム」での対応を進めるため、親族、福祉(ケアマネジャー、相談支援専門員など)・医療機関・地域関係者及び後見人が協力し合い、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを基本とします。

「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する協議会を設置し、地域課題の検討や調整、解決に向け継続的に協議する場の構築に努めます。

### 施策目標④ 地域連携ネットワークの構築・運用

#### 【具体的取組内容】

地域連携ネットワークでは、保健、医療、福祉のほか、司法も含めた連携の仕組みづくりを行います。中核機関と地域連携ネットワークの役割として、以下を進めます。

#### ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

#### イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

#### ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

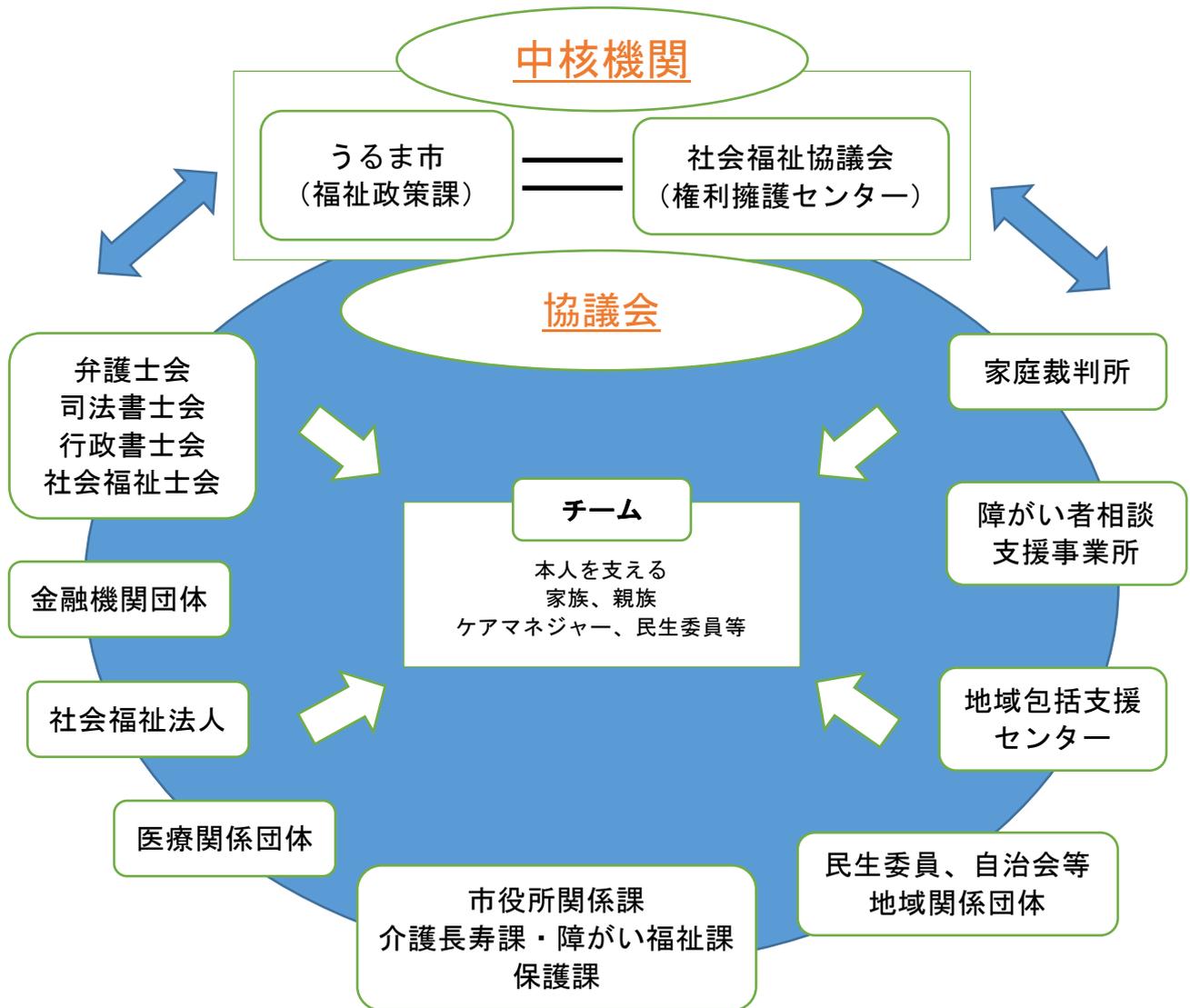
本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

また、地域連携ネットワークと中核機関は、具体的に以下の機能を担います。

- ア) 広報機能
- イ) 相談機能
- ウ) 成年後見制度利用促進機能
- エ) 後見人支援機能

これらについては、段階的・計画的に整備を構築します。

【本市中核機関及び地域連携ネットワークイメージ図】



(2) 今後の展望(中核機関やネットワーク機能の段階的な運用)

成年後見制度利用促進準備会を令和4年度に設置し、中核機関が担うべき4つ機能の構築や協議会の設置運営等に関する協議を行い、中核機関の設置に取り組みます。

- 令和3年度 成年後見制度利用促進基本計画の策定
- 令和4年度 成年後見制度利用促進準備会の設置  
成年後見制度利用促進に向けた協議会の設置要綱の策定
- 令和5年度 成年後見制度に関する講演会等の開催(継続的に開催)  
広報相談機能を優先整備した中核機関の設置
- 令和6年度 中核機関における協議会の設置

## 第7章 計画の推進に向けて



## 【第7章 計画の推進に向けて】

本計画の事業・施策を進めるにあたっては、「うるま市社会福祉協議会」との連携・協働、住民の地域福祉への理解・地域参加、本計画の進行管理と取り組みの改善及び見直しを確実に行う必要があります。計画を推進するために、本市では、以下の取り組みを行います。

### 1. 市と社会福祉協議会による地域福祉の一体的推進

地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会は地域福祉の活動の中心を担う民間組織であり、その組織力や活動のノウハウを十分に活かすことが重要となります。本計画においては、市の各取り組みに対して社会福祉協議会の取り組みが連動するように掲げられており、それぞれの役割を担いながら同じ方向性で協働して地域福祉を一体的に推進していきます。

### 2. 行政における計画推進のため体制

地域福祉の施策の推進にあたっては、福祉のみならず様々な分野との連携が重要になります。そのため、本計画に盛り込んだ各施策の実現のため、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

### 3. 計画の広報・啓発

本計画の実現を図るには、行政と住民等との協働体制をつくることが重要であり、これは、庁内全ての課が連携して取り組むべきものです。そうした視点に立ち、住民等への計画の周知と理解を深めるために、市の広報誌やホームページなどへの掲載や各種イベントの開催時など様々な機会をとらえて広く計画の広報啓発を行います。

#### 4. 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画(現状把握、目的・目標の策定)(Plan)、実行(計画にそって実施)(Do)、評価(進捗状況の把握及び評価)(Check)、改善(改善策の検討など)(Action)、PDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の進行管理や見直し及び改善を行うため、「うるま市地域福祉計画懇話会」において、毎年、庁内関係各課及びうるま市社会福祉協議会の各事業の実施状況等を把握・評価しながら、必要な事項の提言を実施します。





# 資料編





## 〇うるま市地域福祉計画懇話会規則

平成17年9月28日

規則第193号

改正 平成20年1月11日規則第1号

平成28年4月1日規則第26—2号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条に基づき、うるま市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じ、うるま市地域福祉計画の策定に必要な事項を調査及び審議をし、その意見を答申するものとする。

2 懇話会は、うるま市地域福祉計画の進捗状況について、必要な提言を行うことができる。

(組織)

第3条 懇話会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 公募による市民
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、懇話会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第7条 懇話会に特定の事項を調査及び審議をさせるため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に属する委員は、懇話会の議を経て、会長が任命する。
  - 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選でこれを定める。
  - 4 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。
  - 5 前項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 懇話会及び専門部会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行後、最初に招集される懇話会の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成20年1月11日規則第1号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第26—2号)

この規則は、公布の日から施行する。

## うるま市地域福祉計画懇話会 委員名簿

任期：令和3年9月10日～令和5年8月31日

No	氏名	所属	備考
1	上地 武昭 (沖縄大学名誉教授)	おきなわ地域福祉研究会	知識経験者
2	吉田 兼安	うるま市自治会長連絡協議会(具志川地区)理事	市民団体の構成員
3	登川 晃昇	うるま市自治会長連絡協議会(石川地区)理事	市民団体の構成員
4	西新屋 光男	うるま市自治会長連絡協議会(勝連地区)理事	市民団体の構成員
5	金城 裕己	うるま市自治会長連絡協議会(与那城地区)理事	市民団体の構成員
6	石川 満	うるま市商工会 会長	市民団体の構成員
7	安慶名 恵美子	うるま市老人クラブ連合会(具志川支部)副支部長	社会福祉団体の構成員
8	伊波 常之	うるま市PTA連合会 会長	市民団体の構成員
9	榮門 忠光	社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会 会長	社会福祉団体の構成員
10	宮里 清子	うるま市民生委員児童委員協議会 副会長	社会福祉団体の構成員
11	友寄 洋子	うるま市ボランティア連絡協議会 副会長	社会福祉団体の構成員
12	古謝 敬	うるま市身体障がい者協会 会長	社会福祉団体の構成員
13	島袋 淳子	うるま市母子寡婦福祉会 会長	社会福祉団体の構成員
14	譜久山 千代子	うるま市法人保育園連盟 会長	社会福祉団体の構成員
15	伊計 清美	沖縄県介護支援専門員協会(うるま支部)	社会福祉団体の構成員
16	太 直美	社会福祉法人 起産石川 理事長	社会福祉団体の構成員
17	石川 裕憲	うるま市建設業連合会 会長	市民団体の構成員
18	天願 力	一般市民	公募による市民
19	宇江城 聖子	うるま市教育委員会 指導部 部長	行政機関の職員
20	金城 妙子	うるま市こども部 部長	行政機関の職員
21	幸地 美和	うるま市福祉部 部長	行政機関の職員

## 〇うるま市地域福祉計画検討委員会に関する規定

平成17年12月15日

訓令第90号

改正 平成23年11月1日訓令第34号

令和3年4月1日訓令第26号

(設置)

第1条 うるま市地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、うるま市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉部長、副委員長に福祉総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、地域福祉計画に係る具体的な事項を調査及び検討をさせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、部会員の互選により、これを定める。

4 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

6 部会員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

7 作業部会における検討経過及び結果については、部会長が委員会に報告する。

8 作業部会は、部会長の指示により特定事項の調査及び検討を行う専門会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年12月15日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日訓令第34号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日訓令第26号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

所属部課等名称	職名	備考
福祉部	部長	委員長
福祉部 福祉総務課	課長	副委員長
福祉部 障がい福祉課	課長	
福祉部 介護長寿課	課長	
福祉部 保護課	課長	
こども部 児童家庭課	課長	
こども部 保育幼稚園課	課長	
こども部 こども未来課	課長	
こども部 こども健康課	課長	
企画部 秘書広報課	課長	
企画部 防災基地渉外課	課長	
市民部 健康支援課	課長	
市民部 市民協働課	課長	
市民部 環境課	課長	
経済部 商工労政課	課長	
都市建設部 維持管理課	課長	
教育部 生涯学習スポーツ振興課	課長	
指導部 指導課	課長	
指導部 教育支援センター	課長	
うるま市社会福祉協議会	局長	

別表第2（第6条関係）

所属部課等名称	職名	備考
福祉部 福祉総務課	係長又は係員	
福祉部 障がい福祉課	係長又は係員	
福祉部 介護長寿課	係長又は係員	
福祉部 保護課	係長又は係員	
こども部 児童家庭課	係長又は係員	
こども部 保育幼稚園課	係長又は係員	
こども部 こども未来課	係長又は係員	
こども部 こども健康課	係長又は係員	
企画部 秘書広報課	係長又は係員	
企画部 防災基地渉外課	係長又は係員	
市民部 健康支援課	係長又は係員	
市民部 市民協働課	係長又は係員	
市民部 環境課	係長又は係員	
経済部 商工労政課	係長又は係員	
都市建設部 維持管理課	係長又は係員	
教育部 生涯学習スポーツ振興課	係長又は係員	
指導部 指導課	係長又は係員	
指導部 教育支援センター	係長又は係員	
うるま市社会福祉協議会	次長	

## ○うるま市地域福祉計画検討委員会名簿

No	氏名	部局 課名	職名	備考
1	幸地 美和	福祉部	部長	委員長
2	山根 晃	福祉部 福祉総務課	課長	副委員長
3	上江洲 晶子	福祉部 障がい福祉課	課長	
4	徳山 利明	福祉部 介護長寿課	課長	
5	池原 善達	福祉部 保護課	課長	
6	上運天 健	こども部 こども未来課	課長	
7	目取真 洋子	こども部 保育幼稚園課	課長	
8	宮城 則子	こども部 児童家庭課	課長	
9	美里 直樹	こども部 こども健康課	課長	
10	大田 義浩	企画部 秘書広報課	課長	
11	座喜味 達也	企画部 危機管理課	課長	
12	濱比嘉 由美子	市民部 健康支援課	課長	
13	津嘉山 太	市民部 市民協働課	課長	
14	嘉陽 宗幸	市民部 環境課	課長	
15	山城 孝	経済部 商工労政課	課長	
16	上間 和元	都市建設部 維持管理課	課長	
17	平川 留美	教育部 生涯学習スポーツ振興課	課長	
18	久場 兼作	指導部 指導課	課長	
19	川端 登	指導部 教育支援センター	センター長	
20	伊波 勇	うるま市社会福祉協議会	局長	

## ○策定の経緯

開催日	内容
7月8日	第1回地域福祉計画検討委員会 ・議題：①第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画概要説明 ②うるま市地域福祉に関する市民意識調査票について
7月19日～ 20日、29日	地域福祉計画検討委員会（作業部会） ・地域福祉計画における事業の実施状況等の評価点検
7月下旬～ 8月31日	市民意識調査 ・うるま市在住の18歳以上 4,000名を対象
8月20日	第2回地域福祉計画検討委員会 ・議題：①第三次地域福祉計画評価報告 ②次期計画検討事項について
9月10日	第1回うるま市地域福祉計画懇話会 ・第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画の策定について（諮問） ・議事 ①第三次地域福祉計画の令和2年度分評価報告 ②第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画の概要について ③第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画策定進捗状況報告
令和3年 10月7日～ 29日	関係者及び団体アンケート ・自治会 ・市内福祉事業所（地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、指定計画相談支援事業所）
10月13日～ 11月5日	関係者及び団体アンケート ・民生委員児童委員
10月21日	第3回地域福祉計画検討委員会 ・議題：①第四次うるま市地域福祉計画の基本理念と基本目標の検討 ②第四次うるま市地域福祉計画の骨子（案）について ③市民意識調査の結果報告
11月17日～ 29日	地域福祉計画検討委員会（作業部会） ・第四次地域福祉計画骨子及び施策の詳細（今後の取り組み）（案）の確認作業
12月14日～ 27日	地域福祉計画検討委員会委員へ計画素案に対する意見の募集
12月23日	第2回うるま市地域福祉計画懇話会 ・議事 ①第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画（素案）について
令和4年 1月14日～ 2月1日	パブリックコメントの実施
2月	第3回うるま市地域福祉計画懇話会（書面開催 2/2～21） ・議事 ①第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画（最終案）について

---

令和4年3月

発行 うるま市  
企画・編集 福祉総務課  
〒904-2292  
沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号  
TEL 098-989-0203

---

